

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成27年9月30日
- 【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（注1）
（Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited）
- 【代表者の役職氏名】 取締役 セオドア T. ソティア
（Theodore T. Sotir）
- 【本店の所在の場所】 英国、EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート 133、
ピーターバラ・コート
（Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB,
United Kingdom）
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 岡田 綾子
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・MMF
- ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
（GOLDMAN SACHS MONEY MARKET FUNDS
- GOLDMAN SACHS US\$ MONEY MARKET FUND）
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF 受益証券100億アメリカ
合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ド
ル」という。）（約1兆1,900億円）を上限とする。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし
（注1）管理会社は2015年9月30日付でゴールドマン・サックス・
マネジメント（アイルランド）リミテッドからゴールドマ
ン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・
サービス・リミテッドに変更された。
（注2）米ドルの円貨換算は、平成27年4月30日現在の株式会社三
菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル
= 119.00円）による。以下別段の記載がない限りこれらの
金額表示はすべてこれによる。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年6月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、その他の事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

() 半期報告書提出による訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	3 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加または更新
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 2 事業の内容及び営業の概況		4 管理会社の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ゴールドマン・サックス・MMF (Goldman Sachs Money Market Funds (以下「ファンド」という。))は、現在、ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF (Goldman Sachs US\$ Money Market Fund (以下「米ドル・ポートフォリオ」という。))の1つのポートフォリオから成る。

(1) 投資状況

(2015年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
外国投資法人 (ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド)	アイルランド	529,943,419	100.04
現金・預金・その他資産(負債控除後)		- 203,349	- 0.04
合計(純資産総額)		529,740,070 (65,709百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、2015年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=124.04円)による。

(2) 運用実績

純資産の推移

2015年7月末日前1年間の各月末の純資産の推移は次の通りである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2014年8月末日	658,597	81,692	0.01	1.2404
9月末日	613,718	76,126	0.01	1.2404
10月末日	616,599	76,483	0.01	1.2404
11月末日	550,831	68,325	0.01	1.2404
12月末日	543,857	67,460	0.01	1.2404
2015年1月末日	556,812	69,067	0.01	1.2404
2月末日	549,951	68,216	0.01	1.2404
3月末日	535,870	66,469	0.01	1.2404
4月末日	546,584	67,798	0.01	1.2404
5月末日	518,311	64,291	0.01	1.2404
6月末日	534,021	66,240	0.01	1.2404
7月末日	529,740	65,709	0.01	1.2404

分配の推移

期間	分配金(注)
直近の1年間 (2014年8月1日 - 2015年7月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000124円)

(注) 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額である。

収益率の推移

期間	収益率(注)
直近の1年間 (2014年8月1日 - 2015年7月31日)	0.01%

(注) ファンドは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の期間末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

2 販売及び買戻しの実績

2015年7月31日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2015年7月31日現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
直近の1年間 (2014年8月1日 - 2015年7月31日)	27,579,021,240 (27,579,021,240)	41,220,913,536 (41,220,913,536)	52,974,007,016 (52,974,007,016)

(注) () 内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

< 参考情報 >

投資有価証券の主要銘柄（2015年7月末日現在）

銘柄名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
国名	アイルランド
種類	外国投資法人
投資比率(%)	100.04

実質的な上位10銘柄（2015年7月末日現在）

順位	銘柄	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	ING BANK NV RP 08/03/2015	買戻条件付取引	0.21	2015年8月3日	4.54
2	SWEDBANK AB TD 08/03/2015	定期預金	0.19	2015年8月3日	4.19
3	SOCIETE GENERALE P RP 08/03/2015	買戻条件付取引	0.13	2015年8月3日	4.19
4	THE NORINCHUKIN BA YCD 09/15/2015	預金証書	0.27	2015年9月15日	3.49
5	NORDEA BANK AB TD 08/03/2015	定期預金	0.08	2015年8月3日	3.49
6	CREDIT AGRICOLE CO TD 08/03/2015	定期預金	0.10	2015年8月3日	3.36
7	UNITED OVERSEAS BA TD 08/05/2015	定期預金	0.15	2015年8月5日	2.62
8	NATIONAL BANK OF K TD 08/03/2015	定期預金	0.11	2015年8月3日	2.09
9	COLLATERALIZED CP CO LLC 12/04/2015	コマーシャルペーパー	0.39	2015年12月4日	1.75
10	DZ BANK AG DEUTSCHE ZENTRAL-GE 0.3% 09/10/2015	預金証書	0.30	2015年9月10日	1.75

●上記は、US\$マスター・ファンドへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄の比率です。

純資産総額および7日間平均年換算利回り(税引前)の推移



分配の推移（1口当たり、税引前）

会計年度	分配金(米ドル)
第7会計年度(2005年1月1日-2005年12月31日)	0.000252
第8会計年度(2006年1月1日-2006年12月31日)	0.000431
第9会計年度(2007年1月1日-2007年12月31日)	0.000455
第10会計年度(2008年1月1日-2008年12月31日)	0.000201
第11会計年度(2009年1月1日-2009年12月31日)	0.000013
第12会計年度(2010年1月1日-2010年12月31日)	0.000001
第13会計年度(2011年1月1日-2011年12月31日)	0.000001
第14会計年度(2012年1月1日-2012年12月31日)	0.000001
第15会計年度(2013年1月1日-2013年12月31日)	0.000001
第16会計年度(2014年1月1日-2014年12月31日)	0.000001
直近1年累計	0.000001
設定来累計	0.002845

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
- 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額です。
- 設定来累計は、四捨五入のため各会計年度の分配金の合計と一致しない場合があります。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝124.04円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
財政状態計算書(未監査)
2015年6月30日現在

	注記	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3(c), 6	534,244,135	66,267,643	543,967,400	67,473,716
未収収益	3(b)	104,048	12,906	97,833	12,135
未収投資顧問報酬/販売報酬放棄額および未 収払戻費用	7	145,422	18,038	158,089	19,609
資産合計		<u>534,493,605</u>	<u>66,298,587</u>	<u>544,223,322</u>	<u>67,505,461</u>
負債					
当座借越	3(d), 12	3,167	393	3,362	417
未払分配金	10	97	12	199	25
未払管理会社報酬	7	2,480	308	-	-
未払投資顧問報酬	7	169,030	20,966	88,567	10,986
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	7	17,376	2,155	13,214	1,639
未払販売報酬および未払代行協会員報酬	7	116,614	14,465	125,542	15,572
未払名義書換事務代行報酬	7	22,266	2,762	12,288	1,524
未払監査報酬		10,073	1,249	18,800	2,332
未払受益者サービス代行報酬	7	10,470	1,299	4,657	578
未払弁護士報酬		69,871	8,667	53,459	6,631
未払保険料		364	45	7,364	913
未払印刷費		44,625	5,535	31,403	3,895
未払取締役報酬	7	2,984	370	2,859	355
その他の負債		2,738	340	4,386	544
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰 属する純資産を除く)		<u>472,155</u>	<u>58,566</u>	<u>366,100</u>	<u>45,411</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資 産	8, 9	<u>534,021,450</u>	<u>66,240,021</u>	<u>543,857,222</u>	<u>67,460,050</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド

包括利益計算書（未監査）

2015年6月30日終了期間

	注記	2015年6月30日終了期間		2014年6月30日終了期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取配当金および受取利息	3 (b)	596,812	74,029	634,167	78,662
投資純収益		596,812	74,029	634,167	78,662
費用					
管理会社報酬	7	2,480	308	2,479	307
投資顧問報酬	7	509,550	63,205	639,214	79,288
管理事務代行報酬および受託報酬	7	25,075	3,110	25,112	3,115
販売報酬および代行協会員報酬	7	590,153	73,203	740,136	91,806
名義書換事務代行報酬	7	21,008	2,606	52,410	6,501
監査報酬		8,090	1,003	10,628	1,318
受益者サービス代行報酬	7	5,813	721	(18,764)	(2,327)
弁護士報酬		36,795	4,564	46,629	5,784
保険料		3,200	397	2,506	311
印刷費		13,736	1,704	18,621	2,310
取締役報酬	7	2,805	348	3,257	404
その他の費用		4,964	616	3,769	468
費用合計		1,223,669	151,784	1,525,997	189,285
投資顧問報酬 / 販売報酬放棄額	7	(646,437)	(80,184)	(916,395)	(113,670)
運用費用合計		577,232	71,600	609,602	75,615
運用利益		19,580	2,429	24,565	3,047
財務費用					
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	10	(19,580)	(2,429)	(24,565)	(3,047)
財務費用合計		(19,580)	(2,429)	(24,565)	(3,047)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		-	-	-	-

利益および損失は継続運用からのみ発生する。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益および損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)

2015年6月30日終了期間

	注記	2015年6月30日終了期間		2014年12月31日終了期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		543,857,222	67,460,050	650,960,433	80,745,132
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	146,857,714	18,216,231	253,277,316	31,416,518
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(156,693,486)	(19,436,260)	(360,380,527)	(44,701,601)
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		534,021,450	66,240,021	543,857,222	67,460,050

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 財務書類に対する注記（未監査）
 2015年6月30日終了期間

1. 組織

ゴールドマン・サックス・MMF（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託である。アイルランド中央銀行は、2011年欧州共同体の譲渡性のある有価証券への集合投資事業（以下「UCITS」という。）規則（改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づき、ファンドを認可した。2015年6月30日現在、ファンドは1つのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（以下「ポートフォリオ」という。）を保有しており、その資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の表に詳述されているマスター・ファンドに投資している。

ポートフォリオ	通貨	マスター・ファンド	ポートフォリオの運用開始日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（以下「ポートフォリオ」という。）	米ドル	ゴールドマン・サックス・米ドル・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「マスター・ファンド」という。） - Xディストリビューション・クラス	1999年4月30日

マスター・ファンドは、アイルランド法に基づき組成された有限責任のオープン・エンド型投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであり、かつ、UCITSとしてアイルランド中央銀行により認可されている。マスター・ファンドの年次報告書および監査済財務書類は、管理事務代行会社から入手することができる。

2. 投資目的

ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するマスター・ファンドに実質的にその資産の全部を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はポートフォリオの純資産価額の10%を超えないとの理解である。

3. 重要な会計方針

(a) 財務書類の作成基準

ファンドは、2015年1月1日に発効した財務報告基準第102号（以下「FRS第102号」という。）「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を適用した。従って、本財務書類は、財務報告評議会が発行したFRS第102号に従って作成された、ファンドの初回の中間財務書類（未監査）である。ファンドは、FRS第102号に従った2014年1月1日現在の財政状態計算書の期首の作成にあたり使用した会計方針を、表示される全期間を通じて過去よりずっと適用されてきたかのように首尾一貫して適用している。

FRS第102号への移行措置により、従前に表示されたものと比較して財政状態の報告額に対する変更はなかった。2014年1月1日現在の財政状態計算書の期首における資本、または従前の財務報告のフレームワーク、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準（以下「アイルランドGAAP」という。）に従って確定したファンドの直近の年次報告書および財務書類において表示されている直近の期間日現在である2014年12月31日現在の財政状態計算書における資本に対する調整はなかった。

本財務書類はファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。投資管理会社は、当該通貨がファンドの原金融取引、事象および状況の経済効果を最も正確に表していると考えている。

本財務書類の作成は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および2011年UCITS規則に従っている。

本中間財務書類（未監査）の作成にあたり、管理会社の取締役は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与える一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。管理会社の取締役が公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定を行うことを要求された場合については、財政状態計算書の負債項目および注記4を参照のこと。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成についてFRS第102号の会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、財務報告評議会により発行されたものである。

本中間財務書類(未監査)は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、F R S第102号のセクション3「財務諸表の表示」を適用しているため、管理会社は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの性質をより適正に反映していると考えている。管理会社の意見では、本財務書類は、記載されている変更も含め、U C I T S通達によって要求される情報を提供している。

(b) 投資取引および関連投資収益ならびに運用費用

投資取引は取引日基準で計上される。実現損益は加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり実効利回りペースで計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税(もしあれば)控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資および評価

すべての金融商品に関する会計処理について、F R S第102号に基づき、企業は以下のいずれかを適用することが要求されている。(a) F R S第102号のセクション11「基本金融商品」およびセクション12「その他の金融商品に関する事項」のすべての要件、(b) 欧州連合において使用が選択された国際会計基準(以下「I A S」という。)第39号「金融商品：認識および測定」(以下「I A S第39号」)の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件、(c) 国際財務報告基準(以下「I F R S」という。)第9号「金融商品」(以下「I F R S第9号」という。)の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件。当社は、I A S第39号の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件を適用することを選択した。

分類

F R S第102号のセクション11「基本金融商品」(以下「セクション11」という。)およびセクション12「その他の金融商品に関する事項」(以下「セクション12」という。)は共に金融商品(金融資産および金融負債)の認識、認識の中止、測定および開示に対応している。セクション11は基本金融商品に適用し、セクション12はより複雑なその他に金融商品および取引に適用している。

セクション11に従って、基本金融商品は、集合投資スキームとして分類される。

ポートフォリオがその他の金融商品を保有していない場合、セクション12は適用されない。

ポートフォリオはいずれのその他の金融商品も保有していない。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

認識および認識の中止

ポートフォリオは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、あるいはポートフォリオが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

公正価値測定の原則

当社は、金融商品についてF R S第102号のセクション11およびセクション12を適用することを選択した。基本金融商品およびその他の金融商品は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間に係る包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損(もしあれば)控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能参加受益証券から生じる金融負債

は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するポートフォリオの純資産(以下「純資産」という。)の残存価額に対する受益者の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って算定される。

(1) 集合投資スキームへの投資

集合投資スキーム等のオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとあり、適用されるファンドの評価方針に従いファンドが提供する1口当り純資産価格に基づいている。

(2) すべての有価証券

第三者の値付機関またはディーラーから時価が入手できない、ないしは取引値が著しく不正確であると判断される場合、当該投資の公正価値は評価技法を用いて算定される。評価技法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資有価証券の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

かかる有価証券は、取締役が任命し、受託会社が承認する人物(以下「適格者」という。)が算定する実現可能性の高い価値で評価される。適用される法律に従い、投資顧問会社自身、独立の値付機関またはその他がこうした適格者となる可能性がある。2015年6月30日終了期間および2014年12月31日終了年度における適格者は、ゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ・グループ(以下「IMDコントローラーズ」という。)であった。

投資は、一般的に公正妥当と認められた会計原則に従い評価されており、公正価値算定のために一定の見積りおよび仮定の使用が要求される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値の算定に適格者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、公正価値に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クローリング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の除却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益/(損失)または未実現投資利益/(損失)の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能参加受益証券

ポートフォリオによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるポートフォリオの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供する。

F R S 第102号のセクション22「負債および資本」に準拠して、かかる受益証券は、買戻価額で財政状態計算書に資本として分類される。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

4. 適格者の評価

2015年6月30日および2014年12月31日現在、公正価値を算定するために見積りおよび仮定が利用された資産はなかった。

5. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ポートフォリオは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランド税を課されない。

ポートフォリオは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランド税を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、もしくは受益証券の現金化、買戻しまたは譲渡、受益証券の処分または解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、ファンドにその旨の関連宣言書を提出した者、および

(b) 一定のアイルランド税の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をポートフォリオに提出した者

以下は、課金事象に含まれない。

() アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引

() ポートフォリオの受益者への支払が行われない通常取引での、受益者によるポートフォリオの他の受益証券への交換

() ファンドの適格な統合または再構築によって生じる受益証券と他のファンドの交換、または

() 配偶者や前配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ポートフォリオは、適切な宣言書がない場合は、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ポートフォリオは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ポートフォリオが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が本拠地を置く国の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ポートフォリオの純資産価額(以下「NAV」という。)に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はポートフォリオまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

F R S 第102号のセクション11に従って、ファンドは公正価値測定をするにあたり、使用されたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーのレベルは以下のとおりである。

レベルA - 活発な市場における同一資産または負債の相場価格を用いて測定された公正価値。この状況における活発な市場の相場とは、相場価格が容易かつ定期的に入手可能であることを意味し、当該価格は通常取引において実際かつ定期的に生じている市場取引を表す。

レベルB - 同一資産または負債の相場価格が入手できないものに関して、取引発生後の重大な経済状況の変化または重大な時間の経過がない限り、直近取引の価格を用いて測定された公正価値。

レベルC - 評価技法を用いて測定された公正価値。評価技法には、同一資産または負債に関する直近の通常の市場取引の使用、測定される資産と実質的に同一である他の資産の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析およびオプション価格決定モデルが含まれる。評価技法は、いかに資産または負債の価格決定にあたり市場が予想され、評価技法のためのインプットが市場予測と当該資産または負債に内在するリスク・リターン要因の程度を適切に表しているかを合理的に反映している場合、信頼性の高い公正価値の見積額を提供することが想定されている。

以下の表は、F R S 第102号に従って公正価値で測定された金融商品の内訳を提供している。

2015年6月30日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
	レベルA	レベルB	レベルC	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
基本金融商品				
投資 - 買建	534,244,135	-	-	534,244,135
合計	534,244,135	-	-	534,244,135

2014年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
	レベルA	レベルB	レベルC	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
基本金融商品				
投資 - 買建	543,967,400	-	-	543,967,400
合計	543,967,400	-	-	543,967,400

国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第13号「公正価値測定」に基づいた公正価値ヒエラルキーの開示については、付録 を参照のこと。

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

ポートフォリオの関連会社であるゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」という。）は、ポートフォリオの管理会社として従事し、ポートフォリオの管理および運用の責任を負う。管理会社は、5,000米ドルの年間管理会社報酬を受領する資格を有する。

投資顧問会社および副投資顧問会社

管理会社は、ポートフォリオに代わり、ポートフォリオの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」という。）をポートフォリオの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をポートフォリオの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、マスター・ファンドについて稼得した報酬を含めたポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の平均純資産価額に対して、一定の年率で毎日計算される報酬を受領する権利を有する。

当期間中の実効年率は、以下のとおりである。

	2015年6月30日	2014年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	0.19%	0.19%

2015年6月30日終了期間における投資顧問報酬は、以下のとおりである。

	2015年6月30日		2014年6月30日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	509,550米ドル	309,731米ドル	639,214米ドル	441,377米ドル

ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資に関して、マスター・ファンドが負担することとなっている年間の報酬および費用（投資運用報酬を含む）の総額は、0.05%を上限としている。

投資顧問会社および受託会社の報酬および費用ならびにマスター・ファンドの通常の運用および管理費用のポートフォリオの負担分を含む経常費用の総額の範囲は、現在、自主的に限度が設けられており、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額の年率0.85%を上限としている。

投資顧問会社は、ポートフォリオに関してプラスの正味利回りの維持を図るために、自主的な方針に従っている。これは報酬の放棄および費用の払戻し等のさまざまな形式を通じて達成される。プラスの利回り目標は、投資顧問会社の裁量によりその時々で異なる可能性があり、かかる情報はポートフォリオの実質的あるいはおおよその利回りを反映する手法でポートフォリオの受益者または一般に報告される可能性がある。利回り目標は、保証、実績の保証あるいは資本の保護と解釈されない。ポートフォリオの英文目論見書は、ポートフォリオの主要な投資リスク等の詳細を提供している。

包括利益計算書および財政状態計算書における投資顧問報酬 / 販売報酬放棄額は、費用の上限の結果として放棄した金額、および / あるいはプラスの正味利回りを維持するための結果として放棄した金額により構成されている。

取締役の報酬

フランク・エニス氏およびユージーン・レーガン氏は独立取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はない。ポートフォリオは、独立取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対する年間報酬を支払う。マーク・ヒーニー氏、アラン・シュッチ氏、セオドア・ソティア氏およびキャサリン・ユニアック氏は、投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドから報酬を受け取っていない。2015年3月5日付で、アラン・シュッチが管理会社の取締役会を退任した。

管理事務代行会社および受託会社

管理会社は、管理事務代行契約に従い、BNYメロン・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッドにポートフォリオの管理事務代行会社としての権限を委任している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含

むポートフォリオ業務の管理事務に責任を負う。管理事務代行会社は、その業務に対して、報酬をポートフォリオの資産から毎月後払いで受領する。

BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッドは、信託証書に従い、ポートフォリオの受託会社として従事する。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとにポートフォリオの全資産の保護預りを行う。受託会社は、業務に対してポートフォリオの資産から報酬を毎月後払いで受領する。

2015年6月30日終了期間において、ポートフォリオに関する管理事務代行報酬および受託報酬は、25,075米ドル（2014年6月30日：25,112米ドル）であった。

販売会社および代行協会員

管理会社は、ポートフォリオに代わり、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「G S I」という。）を受益証券の販売会社に任命している。G S Iは、ゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本におけるポートフォリオの代行協会員に任命している。

ポートフォリオは、日本における販売会社および代行協会員に対し、両任務の報酬として合わせて、ポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額に対する一定の年率を四半期毎の後払いで支払う。

当期間の実効年率は、以下のとおりである。

	2015年6月30日	2014年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	0.22%	0.20%

2015年6月30日終了期間における販売会社報酬および代行協会員報酬は、以下のとおりである。

	2015年6月30日		2014年6月30日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	590,153米ドル	336,706米ドル	740,136米ドル	475,018米ドル

名義書換事務代行会社

ポートフォリオは、ポートフォリオと名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、RBCインベスター・サービス（アイルランド）リミテッドを登録・名義書換事務代行会社（以下「名義書換事務代行会社」という。）に任命している。

名義書換事務代行会社がポートフォリオに提供する日々の業務には、買付申込および買戻請求の受付および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録の保持が含まれる。名義書換事務代行会社には、ポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産から四半期毎の後払いで報酬が支払われる。

2015年6月30日終了期間において、ポートフォリオに関する名義書換事務代行報酬は21,008米ドル（2014年6月30日：52,410米ドル）であった。

受益者サービス代行会社

G S Iはまた、ヨーロピアン・シェアホルダー・サービス・グループを介して、ポートフォリオの受益者に提供された投資家サービスに関する報酬も四半期毎の後払いで受領する。

2015年6月30日終了期間において、ポートフォリオに関する受益者サービス代行会社報酬は、5,813米ドル（2014年6月30日：（18,764）米ドル）であった。

名義書換事務代行会社および受益者サービス代行会社に対する報酬の合計額は、ポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産価額の年率0.04%を超えないものとする。

適格者

2015年6月30日終了期間および2014年12月31日終了年度において、管理会社の取締役は、IMDコントローラーズを適格者として任命した。注記3も併せて参照のこと。

ポートフォリオの最低当初申込額は10.00米ドルである。最低継続投資額は0.01米ドルである。日本におけるすべての販売会社は、その裁量により、これらの額を上回る最低当初申込額および最低継続投資額を設定することができる。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ポートフォリオは必要に応じて買戻しを行うための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

下表は、ポートフォリオの受益証券の変動を要約したものである。

	2014年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2015年6月30日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券(分配型)	54,385,722,201	14,685,771,417	(15,669,348,641)	53,402,144,977

	2013年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2014年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券(分配型)	65,096,043,333	25,327,731,586	(36,038,052,718)	54,385,722,201

9. 純資産価額（NAV）

ポートフォリオの純資産価額および受益証券1口当り純資産価格の内訳は、以下のとおりである。

	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券（分配型）	534,021,450米ドル	0.01米ドル	543,857,222米ドル	0.01米ドル

	2013年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF		
米ドル受益証券（分配型）	650,960,433米ドル	0.01米ドル

10. 配当金

ファンドは、買戻可能参加受益証券保有者に対して、ポートフォリオの受益証券に関する配当金を毎日宣言し、分配することができる。ファンドが宣言した配当金は、各受益者の選択により、現金で支払われるか、または受益証券に再投資される。配当金の宣言に際して、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産は、かかる配当金の金額分減少する。

以下の表は、ポートフォリオで宣言された配当金を要約したものである。

	2015年6月30日	2014年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	19,580米ドル	24,565米ドル

11. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ポートフォリオは、ポートフォリオの資産のすべてまたは実質的にすべてをマスター・ファンドに投資している。

ポートフォリオの投資活動により、ポートフォリオは、金融投資ならびにポートフォリオおよびマスター・ポートフォリオが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスク（以下「投資リスク」という。）にさらされている。ポートフォリオの投資ポートフォリオは、期末日現在、集合投資スキームから構成されている。管理会社の取締役会は、ポートフォリオの投資リスクを管理するために投資顧問会社を任命している。ポートフォリオがマスター・ファンドを通じてさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

マスター・ファンドの資産配分は、マスター・ファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。マスター・ファンドの投資目的の達成は、リスクを伴うものである。マスター・ファンドの投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、マスター・ファンドの投資顧問会社によってモニターされる。

ポートフォリオおよびマスター・ファンドの投資顧問会社が採用するリスク管理方針の詳細は、以下のとおりである。

(a) 市場リスク

ポートフォリオの投資先である、マスター・ファンドのポートフォリオに対する投資の公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

() 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。

- () 金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- () その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、投資の公正価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格の変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

マスター・ファンドの市場リスク戦略はマスター・ファンドの投資目的によって決定される。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理される。投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定(すなわち見通し)トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、投資顧問会社が選択した市場リスクを独立してモニタリング、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度、ボラティリティおよびバリュー・アット・リスクのモニタリングを含む市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、年2回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のポートフォリオの投資ポートフォリオの詳細については、投資有価証券明細表において開示されている。

- () 通貨リスク

ポートフォリオが投資するマスター・ファンドは、当該ポートフォリオの機能通貨建て資産にのみ投資しているため、通貨リスクにはさらされていない。

- () 金利リスク

ポートフォリオが投資するマスター・ファンドは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポン・レートおよび満期日とあわせてマスター・ファンドの投資有価証券明細表に開示されている。

期末日現在、ポートフォリオの唯一の投資は、マスター・ファンドであった。マスター・ファンドは、加重平均の最長満期日が60日間のマネー・マーケット・ファンドである。基礎となるマスター・ファンドに対する投資の性質上、マスター・ファンドのNAVは金利およびその他の市況の変動に対して非常に感応度が低いと予想されている。しかし、基礎となるマスター・ファンドの利回りは、オーバーナイトレートおよび他の現行のマネー・マーケットのベンチマークの変動と一致して変動すると予想している。

- () その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券またはその発行体に固有の要因、あるいは市場における金融投資に影響を及ぼす他の何らかの要因により発生する。

マスター・ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

ポートフォリオの集合投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従いファンドが提供する1口当たり純資産価格に基づいている。集合投資スキームの資産は、一般的に独立した第三者の管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると予測されるが、一部の証券またはミューチュアル・ファンドのその他の資産は、容易に確認することができる市場価格がない状況があるかもしれない。そのような場合、関連するミューチュアル・ファンドの管理会社は、かかる証券または商品进行评估することが要求される可能性がある。

ポートフォリオは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてマスター・ファンドの投資顧問会社によって管理される。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ポートフォリオが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはポートフォリオまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ポートフォリオの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資は、ポートフォリオにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これにより受益者に対して、英文目論見書に要約されているとおり、ポートフォリオにより提供される買戻日より買戻しの頻度が低くなる。

ポートフォリオは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。ポートフォリオは、通常の流動性のニーズを満たすのに十分であると投資顧問会社が判断した流動性の高い投資を含めるよう管理されているが、ポートフォリオの受益証券の大規模な買戻しによって、ポートフォリオは通常の買戻用資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速に投資を流動化することが要求される可能性があり、その関係でポートフォリオが取得した投資の流動性が変動してポジションにマイナスの影響を与える可能性がある。買戻しに対応するために流動性の高い資産をさらに売却する必要が生じた場合、これらの要因により、買戻される受益証券および残存する受益証券の価値ならびにポートフォリオの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ポートフォリオの英文目論見書は、受益証券を毎日発行し、毎日買戻しを行うことを規定している。ポートフォリオは、そのため、受益者の買戻しに対応する流動性リスクを負っている。

2015年6月30日現在におけるポートフォリオのマスター・ファンドに対する投資は、マスター・ファンドの純資産の1.82%である（2014年12月31日現在：1.84%）。

以下の表は、ポートフォリオの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

2015年6月30日現在	
受益者 1 1, 2	21.69%
受益者 2 2	20.65%
受益者 3 2	20.51%
受益者 4 2	14.77%
その他の受益者 2	22.38%
合計	100.00%

2014年12月31日現在	
受益者 1 2	22.07%
受益者 2 2	21.00%
受益者 3 1, 2	19.97%
受益者 4	12.33%
その他の受益者 2	24.63%
合計	100.00%

1 受益者はポートフォリオの関連当事者である。

2 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2015年6月30日の受益者1は2014年12月31日の受益者1と同一ではない可能性がある。

2015年6月30日および2014年12月31日現在、すべての金融負債は期末から3ヶ月以内に支払期限の到来するものであった。

(c) 信用リスク

信用リスクおよび相手方リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行しないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

マスター・ファンドの投資顧問会社は、相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の双方を評価する。承認された相手方の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および中間財務報告のレビューが定期的に行われる。

ポートフォリオおよびマスター・ファンドは、受託会社の破綻、管理、清算あるいは債権者からのその他の法的保護（以下、「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

1. 受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
2. 受託会社がファンドと同意している手続き（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
3. 適切に分離されていないため受託会社側で識別がなされていないファンドが保有するいずれかの有価証券（以下、「信託資産」という。）、あるいは受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の一部またはすべての損失
4. 受託会社による不適切な口座管理に起因する、もしくは関連する信託資産の識別および譲渡の過程に起因する資産、および/あるいは、インソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む顧客資金の一部またはすべての損失
5. 残高譲渡の受領および関連資産に対する支配権の回復における長期遅延に起因する損失

インソルベンシーは、ポートフォリオの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより、管理会社の取締役が純資産価額の計算および受益証券の取引を一時的に停止させる可能性がある。

2015年6月30日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、集合投資スキームへの投資およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下のとおりである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
資産	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	534,244,135	543,967,400
未収収益	104,048	97,833

未収投資顧問報酬 / 販売報酬放棄額および未収払戻費用	145,422	158,089
資産合計	534,493,605	544,223,322

下記の他に、2015年6月30日および2014年12月31日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体はなかった。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF		2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
名称	関係	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド-Xディストリビューション・クラス	集合投資スキームの相手方	100.04	100.02

¹ ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド。

(d) 追加的リスク

() 集中リスク

ポートフォリオは限られた数の投資および投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が増えることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ(訳者注:原文のページ)に記載されているファンドのサービス提供会社(副保管会社を含む)は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ポートフォリオは、ポートフォリオの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ポートフォリオは、ポートフォリオが投資する一定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対してポートフォリオの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ポートフォリオに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、NAVはファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ポートフォリオが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

12. 当座借越

当座借越は以下の金融機関において発生している。

相手先	用途	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
当座借越		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)

バンク・オブ・ニュー ヨーク・メロン・エス エー/エヌブイ	a)	3,167	0.00%	3,362	0.00%
-------------------------------------	-----	-------	-------	-------	-------

a) 非制限 - 保管会社現金口座

13. キャッシュ・フロー計算書

当社は、FRS第102号セクション7「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

14. ポートフォリオ変動計算書

マスター・ポートフォリオの変動は、期中において購入価額合計の1%を超えた有価証券の購入額総計、および売却価額合計の1%を超えた売却額総計を反映している。マスター・ポートフォリオの変動は、23ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている。

15. ソフト・コミッション

ポートフォリオは、2015年6月30日終了期間および2014年12月31日終了年度において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約の締結をしていない他、調査および/または取引に関するコミッションの支払いもなかった。

16. 英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2014年6月27日付で発行された。

17. 偶発債務

2015年6月30日および2014年12月31日現在、偶発債務はなかった。

18. 後発事象

財政状態計算書の日付後の重要な事象はなかった。

19. 補償

ファンドは、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドは過去において、当該契約に従った請求または損失はなかった。

20. 関係者取引

アイルランド中央銀行のUCITSに関する通達14.5号に従って、ファンドのプロモーター、管理会社、保管会社、投資顧問会社、および/またはこれらの企業に関連会社もしくはグループ会社(以下「関係者」という。)がファンドと行ういづれの取引も、通常取引で交渉されるものと同様に実行されなくてはならない。かかる取引は、受益者の最善の利益に適用ものでなくてはならない。

管理会社の取締役会は、() 上述の義務を実行するために関係者とのすべての取引に対して適用される(文書化された手続きによる裏付けがある)取決めが整っていること、ならびに() 当期間に実行された関係者との取引は当該義務に準拠していたことを確信している。

21. 財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2015年8月19日に本財務書類(未監査)を承認した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)
 2015年6月30日現在

保有高	銘柄	利回り(a)	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	U C I T S 集合投資スキーム			
534,244,135	ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リ ザーブズ・ファンド - Xディストリビューショ ン・クラス ^{(b)(c)}	0.25%	534,244,135	100.04
	U C I T S 集合投資スキーム合計		534,244,135	100.04
	投資合計 - 買建		534,244,135	100.04
	投資合計			
	U C I T S 集合投資スキーム		534,244,135	100.04
	その他の資産および負債		(222,685)	(0.04)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		534,021,450	100.00

- (a) ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドの金利は、2015年6月30日現在の実効利回りを表している。
- (b) ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド。
- (c) 資産合計の99.95%を表している。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(参考情報：以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋である。)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書(未監査)

2015年6月30日現在

	ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド 2015年6月30日	
	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	29,443,823,702	3,652,211,892
現金	16,605	2,060
有価証券売却未収金	-	-
未収収益	7,733,385	959,249
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	969,303	120,232
未収販売報酬	590,159	73,203
その他の資産	105,105	13,037
資産合計	29,453,238,259	3,653,379,674
負債		
投資証券買戻未払金	-	-
未払分配金	1,592,688	197,557
未払投資運用報酬	8,169,820	1,013,384
未払管理会社報酬	477,497	59,229
未払管理事務代行報酬および未払保管報酬	1,015,268	125,934
未払販売報酬	760,714	94,359
未払名義書換事務代行報酬	139,605	17,317
未払監査報酬	9,988	1,239
未払取締役報酬	8,033	996
未払弁護士報酬	38,889	4,824
未払保険料	-	-
未払印刷費	3,490	433
その他の負債	41,332	5,127
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産を除く)	12,257,324	1,520,398
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,440,980,935	3,651,859,275

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2014年12月31日現在

	ゴールドマン・サックス U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド 2014年12月31日	
	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	29,537,062,799	3,663,777,270
現金	-	-
有価証券売却未収金	-	-
未収収益	9,507,234	1,179,277
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	1,060,709	131,570
未収販売報酬	-	-
その他の資産	64,057	7,946
資産合計	29,547,694,799	3,665,096,063
負債		
当座借越	235,684	29,234
投資証券買戻未払金	-	-
未払分配金	1,024,188	127,040
投資購入未払金	-	-
未払投資運用報酬	4,485,137	556,336
未払管理会社報酬	249,329	30,927
未払管理事務代行報酬および未払保管報酬	517,459	64,186
未払販売報酬	590,359	73,228
未払名義書換事務代行報酬	71,811	8,907
未払監査報酬	16,489	2,045
未払受益者サービス代行報酬	-	-
未払弁護士報酬	55,044	6,828
未払保険料	270,545	33,558
その他の負債	37,590	4,663
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産を除く)	7,553,635	936,953
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,540,141,164	3,664,159,110

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書(未監査)

2015年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス US \$ リキッド・リザーブズ・ファンド 2015年6月30日	
	米ドル	千円
収益		
受取利息	31,751,343	3,938,437
レボ取引受取利息	4,562,958	565,989
投資純収益	36,314,301	4,504,426
費用		
マイナスの利回りに係る費用	516	64
投資運用報酬	26,017,394	3,227,198
管理会社報酬	1,478,778	183,428
管理事務代行報酬および保管報酬	1,525,974	189,282
販売報酬	3,361,630	416,977
名義書換事務代行報酬	135,894	16,856
監査報酬	7,586	941
取締役報酬	7,254	900
弁護士報酬	24,490	3,038
保険料	100,821	12,506
印刷費	10,933	1,356
その他の費用	157,203	19,499
費用合計	32,828,473	4,072,044
控除：投資運用 / 販売報酬放棄額および払戻費用	(5,836,802)	(723,997)
運用費用合計	26,991,671	3,348,047
運用による純利益	9,322,630	1,156,379
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	(7,738,940)	(959,938)
財務費用合計	(7,738,940)	(959,938)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の変動	1,583,690	196,441

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書(未監査)

2014年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス US \$ リキッド・リザーブズ・ファンド 2014年6月30日	
	米ドル	千円
収益		
受取利息	27,383,114	3,396,601
レポ取引受取利息	3,674,426	455,776
投資純収益	31,057,540	3,852,377
費用		
投資運用報酬	26,290,317	3,261,051
管理事務代行報酬および保管報酬	1,506,508	186,867
販売報酬	3,581,801	444,287
名義書換事務代行報酬	142,809	17,714
監査報酬	8,675	1,076
受益者サービス代行報酬	1,468,047	182,097
取締役報酬	8,375	1,039
弁護士報酬	37,250	4,620
保険料	94,701	11,747
印刷費	26,483	3,285
その他の費用	153,975	19,099
費用合計	33,318,941	4,132,881
控除：投資運用 / 販売報酬放棄額および費用払戻額	(6,938,312)	(860,628)
運用費用合計	26,380,629	3,272,253
運用による純利益	4,676,911	580,124
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	(4,137,212)	(513,180)
財務費用合計	(4,137,212)	(513,180)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	539,699	66,944

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)

2015年6月30日終了期間

ゴールドマン・サックス
US \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
2015年6月30日

	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,540,141,164	3,664,159,110
買戻可能参加受益証券発行受取額	80,261,785,178	9,955,671,833
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(80,362,529,097)	(9,968,168,109)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	1,583,690	196,441
為替換算調整額	-	-
	(99,160,229)	(12,299,835)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,440,980,935	3,651,859,275

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2014年12月31日終了年度

	ゴールドマン・サックス U S \$ リキッド・リザーブズ・ファンド 2014年12月31日	
	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	27,871,626,056	3,457,196,496
買戻可能参加受益証券発行受取額	165,336,652,848	20,508,358,419
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(163,669,221,697)	(20,301,530,259)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	1,083,957	134,454
為替換算調整額	-	-
	1,668,515,108	206,962,614
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,540,141,164	3,664,159,110

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(未監査)
2015年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
政府機関証券					
197,000,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	10/02/16	196,959,015	0.67
240,000,000	Federal Home Loan Banks	0.474%	26/02/16	240,000,000	0.82
100,000,000	Federal Home Loan Banks	0.423%	07/03/16	99,991,173	0.34
96,000,000	Federal Home Loan Banks	0.486%	08/03/16	95,991,204	0.32
310,000,000	Federal Home Loan Banks	0.482%	09/03/16	309,958,221	1.05
政府機関証券合計				942,899,613	3.20
社債					
60,000,000	Westpac Banking Corp	0.318%	17/07/15	60,020,177	0.21
社債合計				60,020,177	0.21
国債					
312,000,000	Bank Neder landse Gemeenten NV	0.287%	03/09/15	312,003,245	1.07
100,000,000	Dexia Credit Local SA/New York NY	0.324%	01/07/15	100,000,000	0.34
300,000,000	Dexia Credit Local SA/New York NY	0.344%	01/10/15	300,000,000	1.02
25,000,000	Neder landse Waterschapsbank NV	0.253%	09/07/15	25,000,000	0.08
100,000,000	Neder landse Waterschapsbank NV	0.326%	23/12/15	100,014,808	0.34
国債合計				837,018,053	2.85
変動利付債					
150,000,000	Asb Finance Ltd	0.310%	16/09/15	149,998,414	0.51
335,000,000	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	0.444%	16/05/16	335,000,000	1.14
60,000,000	Banco Del Estado De Chile	0.335%	18/12/15	60,000,000	0.20
100,000,000	Banco Del Estado De Chile	0.337%	30/12/15	100,000,000	0.34
225,000,000	Bank of Montreal	0.298%	11/12/15	225,000,000	0.76
245,000,000	Bank of Nova Scotia (The)	0.412%	23/05/16	245,000,000	0.83
91,000,000	BNZ International Funding	0.306%	15/10/15	90,999,989	0.31
100,000,000	Commonwealth Bank of Australia	0.302%	24/03/16	99,996,588	0.34
495,000,000	DNB Bank ASA	0.276%	15/10/15	495,000,000	1.68
495,000,000	HSBC Bank USA NA	0.325%	15/12/15	495,000,000	1.68
500,000,000	JPMorgan Chase Bank NA	0.439%	06/04/16	500,000,000	1.70
200,000,000	Kel Is Funding LLC	0.284%	08/10/15	199,994,192	0.68
300,000,000	Mitsubishi UFJ Trust and Bank Group	0.342%	23/10/15	300,000,000	1.02
125,000,000	NV Bank Neder lands	0.285%	10/02/16	125,000,000	0.42
300,000,000	Royal Bank of Canada	0.394%	31/03/16	300,000,000	1.02
300,000,000	Svenska Handelsbanken AB	0.471%	04/05/16	300,000,000	1.02
440,000,000	Toronto-Dominion Bank	0.295%	11/12/15	440,000,000	1.49
170,000,000	Wells Fargo Bank NA	0.401%	19/05/16	170,000,000	0.58
350,000,000	Westpac Banking Corp	0.513%	31/05/16	350,000,000	1.19
変動利付債合計				4,980,989,183	16.91
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				6,820,927,026	23.17

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)(続き)
 2015年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券					
コマーシャル・ペーパー					
26,825,000	Albion Capital	0.220%	16/07/15	26,822,541	0.09
300,000,000	Alpine Securitization	0.270%	31/08/15	299,862,750	1.02
100,000,000	Alpine Securitization	0.260%	03/09/15	99,953,778	0.34
100,000,000	Alpine Securitization	0.320%	15/10/15	99,905,778	0.34
100,000,000	Atlantic Asset Securitization	0.180%	16/07/15	99,992,500	0.34
100,000,000	Bank of Nova Scotia (The)	0.280%	17/08/15	99,963,444	0.34
90,000,000	Bank of Nova Scotia (The)	0.350%	02/11/15	89,891,500	0.30
97,000,000	Bedford Row Funding Corp	0.310%	25/08/15	96,954,060	0.33
175,000,000	Chariot Funding LLC	0.500%	19/01/16	174,509,028	0.59
100,000,000	Électricité de France	0.750%	15/01/16	99,587,500	0.34
100,000,000	Gotham Funding Corporation	0.180%	23/07/15	99,989,000	0.34
90,000,000	Gotham Funding Corporation	0.180%	24/07/15	89,989,650	0.31
100,000,000	Gotham Funding Corporation	0.200%	18/08/15	99,973,333	0.34
500,000,000	JPMorgan Chase Bank NA	0.385%	04/12/15	500,000,000	1.70
72,000,000	Jupiter Securitization Company LLC	0.270%	30/07/15	71,984,340	0.24
300,000,000	Kells Funding LLC	0.220%	23/07/15	299,959,667	1.02
75,000,000	Kells Funding LLC	0.292%	21/08/15	74,998,829	0.25
100,000,000	Kells Funding LLC	0.296%	13/01/16	100,000,000	0.34
300,000,000	Lma-Americas LLC	0.180%	09/07/15	299,988,000	1.02
79,670,000	Lma-Americas LLC	0.180%	10/07/15	79,666,415	0.27
100,000,000	Lma-Americas LLC	0.200%	29/07/15	99,984,444	0.34
70,000,000	Matchpoint Finance Plc	0.250%	26/08/15	69,972,778	0.24
105,000,000	Matchpoint Finance Plc	0.240%	28/08/15	104,959,400	0.36
150,000,000	Nieuw Amsterdam	0.250%	14/09/15	149,921,875	0.51
50,000,000	Nieuw Amsterdam	0.250%	15/09/15	49,973,611	0.17
700,000,000	Nrw Bank	0.200%	22/07/15	699,918,333	2.38
50,000,000	United Overseas Bank	0.310%	07/08/15	49,984,069	0.17
50,000,000	United Overseas Bank	0.310%	10/08/15	49,982,778	0.17
100,000,000	Versailles Commerc	0.180%	31/07/15	99,985,000	0.34
45,000,000	Victory Receivable Corp	0.180%	23/07/15	44,995,050	0.15
100,000,000	Victory Receivable Corp	0.200%	03/08/15	99,981,667	0.34
65,000,000	Victory Receivable Corp	0.200%	10/08/15	64,985,556	0.22
184,000,000	Victory Receivable Corp	0.200%	13/08/15	183,956,044	0.62
コマーシャル・ペーパー合計				4,672,592,718	15.87
三者間レポ取引					
210,000,000	BNP Paribas Repo ^(c)	0.170%	01/07/15	210,000,000	0.71
300,000,000	Credit Suisse Securitit (USA) LLC Repo ^(d)	0.300%	09/07/15	300,000,000	1.02
1,300,000,000	ING Bank NV Repo ^(e)	0.210%	01/07/15	1,300,000,000	4.41
1,150,000,000	Societe Generale Plc Repo ^(e)	0.190%	01/07/15	1,150,000,000	3.91
300,000,000	Wells Fargo Securities LLC Repo ^(c)	0.150%	01/07/15	300,000,000	1.02
250,000,000	Wells Fargo Securities LLC Repo ^(c)	0.250%	06/07/15	250,000,000	0.85
三者間レポ取引合計				3,510,000,000	11.92

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)(続き)
 2015年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
	ヤンキー預金証書				
400,000,000	Bank of Nova Scotia (The)	0.320%	21/10/15	400,000,000	1.36
250,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank BA/NY	0.395%	11/09/15	250,000,000	0.85
400,000,000	Credit Industriel	0.285%	03/08/15	400,005,496	1.36
500,000,000	DZ Bank AG	0.300%	10/09/15	500,000,000	1.70
100,000,000	Mitsubishi UFJ Trust and Bank Group	0.280%	07/07/15	100,000,000	0.34
100,000,000	Mitsubishi UFJ Trust and Bank Group	0.280%	10/07/15	100,000,000	0.34
100,000,000	Mitsubishi UFJ Trust and Bank Group	0.310%	13/10/15	100,000,000	0.34
250,000,000	Mitsubishi UFJ Trust and Bank Group	0.320%	16/10/15	250,000,000	0.85
350,000,000	Mizuho Bank Ltd	0.280%	02/07/15	350,000,000	1.19
125,000,000	Mizuho Bank Ltd	0.300%	11/08/15	124,957,324	0.42
150,000,000	Mizuho Bank Ltd	0.300%	20/08/15	149,937,547	0.51
125,000,000	Mizuho Bank Ltd	0.290%	08/09/15	125,000,000	0.42
250,000,000	Mizuho Bank Ltd	0.270%	10/09/15	250,000,000	0.85
195,000,000	National Bank of Kuwait	0.350%	14/09/15	195,000,000	0.66
50,000,000	National Bank of Kuwait	0.350%	21/09/15	50,000,000	0.17
100,000,000	National Bank of Kuwait	0.350%	01/10/15	100,000,000	0.34
75,000,000	National Bank of Kuwait	0.350%	02/10/15	75,000,000	0.25
200,000,000	National Bank of Kuwait	0.350%	13/10/15	200,000,000	0.68
125,000,000	Oversea-Chinese Banking Corporation	0.180%	20/07/15	125,001,316	0.43
245,000,000	Standard Chartered Bank	0.450%	10/12/15	245,000,000	0.83
250,000,000	Standard Chartered Bank	0.450%	23/12/15	250,000,000	0.85
300,000,000	Sumitomo Mitsui Trust Bank	0.270%	01/07/15	300,000,000	1.02
500,000,000	Sumitomo Mitsui Trust Bank	0.280%	10/07/15	500,000,000	1.70
200,000,000	Sumitomo Mitsui Trust Bank	0.315%	21/09/15	200,002,275	0.68
250,000,000	Sumitomo Mitsui Trust Bank	0.300%	01/10/15	250,000,000	0.85
495,000,000	Sumitomo Mitsui Trust Bank	0.320%	21/10/15	495,000,000	1.68
1,000,000,000	The Norinchukin Bank	0.270%	15/09/15	1,000,000,000	3.40
	ヤンキー預金証書合計			7,084,903,958	24.07
	公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券合計			15,267,496,676	51.86
	預金				
	定期預金				
800,000,000	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	0.050%	01/07/15	800,000,000	2.71
250,000,000	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	0.120%	02/07/15	250,000,000	0.85
1,000,000,000	China Construction Bank Corp	0.160%	01/07/15	1,000,000,000	3.39
155,400,000	Credit Agricole	0.050%	01/07/15	155,400,000	0.53
750,000,000	Credit Industriel	0.140%	01/07/15	750,000,000	2.55
500,000,000	Lloyds TSB Bank	0.140%	06/07/15	500,000,000	1.70
400,000,000	National Bank of Kuwait	0.100%	01/07/15	400,000,000	1.36
1,000,000,000	Nordea Bank AB	0.050%	01/07/15	1,000,000,000	3.39
750,000,000	Royal Bank of Canada	0.110%	01/07/15	750,000,000	2.55
500,000,000	Standard Chartered Bank	0.050%	01/07/15	500,000,000	1.70
500,000,000	United Overseas Bank Ltd	0.060%	01/07/15	500,000,000	1.70

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(未監査)(続き)
2015年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
定期預金(続き)					
750,000,000	United Overseas Bank Ltd	0.150%	02/07/15	750,000,000	2.55
定期預金合計				7,355,400,000	24.98
預金合計				7,355,400,000	24.98
投資有価証券合計				29,443,823,702	100.01

投資合計	公正価値 米ドル	純資産比率 %	公正価値 米ドル	純資産比率 %
	2015年6月30日現在	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在	2014年12月31日現在
政府機関証券合計	942,899,613	3.20	935,000,000	3.17
社債合計	60,020,177	0.21	1,430,334,433	4.83
国債合計	837,018,053	2.85	425,000,000	1.44
変動利付債合計	4,980,989,183	16.91	1,482,994,655	5.02
譲渡性預金証書合計	-	-	1,300,000,000	4.41
コマーシャル・ペーパー合計	4,672,592,718	15.87	5,511,132,566	18.66
三者間レボ取引合計	3,510,000,000	11.92	5,194,000,000	17.58
ヤンキー預金証書合計	7,084,903,958	24.07	7,974,001,145	26.99
定期預金合計	7,355,400,000	24.98	5,284,600,000	17.89
その他の資産および負債	(2,842,767)	(0.01)	3,078,365	0.01
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,440,980,935	100.00	29,540,141,164	100.00

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、または変動利付証券については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表している。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、もしくは変動利付証券については次の金利再設定日、または修正日のある有価証券については当該日のいずれかを表している。
- (c) 三者間担保代理人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンである。
- (d) 三者間担保代理人はJPモルガン・チェース・バンクである。
- (e) 三者間担保代理人はユーロクリアである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2015年6月末日現在、払入済株式資本は25,000,000米ドル（約31億100万円）である。授権株式総数は普通株式2,500万株であり、普通株式2,500万株が発行済である。

(注)米ドルの円貨換算は、2015年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝124.04円）による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は2013年12月13日に存続期間を無期限として設立され、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。

管理会社はファンドおよびサブ・ファンドの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細は英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、米ドル・ポートフォリオに関する投資運用業務を投資顧問会社に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーのグループに、一定の管理事務業務を管理事務代行会社に、一定の登録および名義書換事務業務を登録・名義書換事務代行会社に、一定の販売業務を総販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督および指示のもと、米ドル・ポートフォリオの投資目的および投資方針に従い、米ドル・ポートフォリオの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

管理会社は、管理事務代行会社が特定の証券や商品の値付けができない場合に、当該証券および商品の「公正価値」を提供する適格者として評価会社を任命している。管理会社は当該業務に対して自身の管理報酬から報酬を支払うことができる。

管理会社は、任命された管理者として、前記「管理報酬等」に記載のとおり米ドル・ポートフォリオの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。

管理会社、その関係会社、サービス提供会社、およびその役員、取締役、パートナー、メンバー、投資主、代理人、委託先、従業員および臨時従業員（それぞれを「管理会社被補償者」という。）は、信託証書に基づく管理会社の職務の遂行および/または管理会社の権限の行使（投資顧問会社または他の委託先に対する管理会社の職務および権限の一部もしくは全部の委託を含むがこれに限定されない。）からまたはこれに関連して生じる関連ある管理会社被補償者が直接的または間接的に被るまたは負担する訴訟行為、費用、手数料、損失、損害および経費（弁護士報酬および経費を含む。）を含むがこれらに限定することなく、関連ある管理会社被補償者が負担または被る全ての要求、訴訟行為、係争、損失、損害、負債、費用および経費についてファンドから補償され、免責される。ただし、管理会社または関連する管理会社被補償者に過失、故意による懈怠または詐欺行為があった場合は除く。

故意による懈怠、詐欺行為または過失が存在しない場合、管理会社は、受託会社、ファンド、投資顧問会社または受益者に対して、信託証書に基づく管理会社の行為の結果、生じる損失に責任を負わない。

本項の情報は、2015年9月30日を効力発生日としてファンドの管理会社に任命されたゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドに関するものである。2015年9月30日より前、特に2015年7月末日時点では、ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッドがサブ・ファンドの管理会社であった。

2015年7月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っていた。

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2015年7月末日現在の数値である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
---------	------------	----	--------------

ケイマン	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	5	5,089,053,483米ドル	
	ヘッジ・ファンド戦略	4	2,421,557,067米ドル	
アイルランド	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	2	806,042,182米ドル	
	ヘッジ・ファンド戦略	10	1,114,202,305米ドル	
	投資信託		1	398,314,907オーストラリア・ドル
			2	12,890,176,224ユーロ
			3	12,191,466,403ポンド
			2	104,738,129,349円
		9	50,409,466,876米ドル	
ルクセンブルグ	投資信託	11	2,552,237,754ユーロ	
		3	367,188,298ポンド	
		3	241,515,453,616円	
		1	12,253,580,882ノルウェー・クローネ	
		62	46,043,052,076米ドル	
	プライベート・エクイティ	3	93,126,101米ドル (2015年6月末日現在)	

(3) その他

本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他ファンドおよび管理会社に重要な影響を与えた事実および与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

a．管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書きの規定を適用して、英国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

上記原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピー（PricewaterhouseCoopers LLP）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

b．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝124.04円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド
損益計算書

2014年12月31日に終了した55週間

	注	2014年12月31日に終了した55週間	
		米ドル	千円
売上		9,334,530	1,157,855
一般管理費		(6,224,222)	(772,052)
営業利益	4	3,110,308	385,803
受取利息および類似収益		19,235	2,386
税引前経常利益		3,129,543	388,189
経常利益にかかる税額	8	(668,811)	(82,959)
税引後当期経常利益	12	2,460,732	305,229

当期間における当社の営業利益は、継続事業から生じたものである。

上記の税引前経常利益と当期利益、ならびにこれらの取得原価相当額の間には差異はない。

当社は、上記に表示された当期利益に計上されている損益以外の損益を認識していないため、別個の総認識利得損失計算書は作成していない。

8 ページから13ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

貸借対照表

2014年12月31日現在

2014年12月31日現在

	注	米ドル	千円
流動資産			
債権	9	23,239,550	2,882,634
現金預金および手許現金		4,057,869	503,338
		27,297,419	3,385,972
債務：1年以内に期限が到来する金額	10	(2,836,687)	(351,863)
純流動資産		24,460,732	3,034,109
純資産		24,460,732	3,034,109
資本金および準備金			
払込資本金	11	22,000,000	2,728,880
利益剰余金	12	2,460,732	305,229
株主持分合計	13	24,460,732	3,034,109

本財務書類は、2015年4月7日に取締役会で承認され、取締役会を代表して以下の取締役により署名された。

(署名)

G . R . ソープ

取締役

2015年4月14日

8ページから13ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

財務書類に対する注記 - 2014年12月31日

1. 会計方針

a. 会計公準

本財務書類は、継続企業の前提および取得原価主義に基づいて、2006年会社法および適用される会計基準に準拠して作成されている。主要な会計方針は、以下に記載されるとおりであり、当期間を通じて首尾一貫して適用されている。

b. 外貨

外貨建て取引は、取引発生日における為替レートにより米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の為替レートにより米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書において認識される。

c. 金融資産および負債

金融資産および負債は、発生主義で認識される金融収益および費用とともに公正価値で当初認識され、その後、償却原価で再測定される。すべての金融収益および費用は、損益計算書において認識される。

d. 金融資産および負債の相殺

金融資産および負債は、以下の場合に相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

- () 現在、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を有しており、かつ
- () 当該資産と負債を純額で決済するか、あるいは当該資産の実現と当該負債の決済を同時に行うことを意図している

これらの条件が満たされない場合は、金融資産および負債は貸借対照表において総額基準で表示される。

e. 収益認識

売上は、管理会社報酬を示しており、発生主義で認識され、また関連サービスが提供される期間にわたって認識される。

2. 報告および開示の免除

a. FRS第1号(1996年改訂)「キャッシュ・フロー計算書」

当社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの90%超の子会社であり、グループの連結財務書類には当社が含まれ、また当該連結財務書類が公表されていることから、FRS第1号「キャッシュ・フロー計算書」(1996年改訂)で要求されるキャッシュ・フロー計算書の作成を免除されている。

b. FRS第8号「関連当事者の開示」

当社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全所有子会社であり、当グループの連結財務書類には当社が含まれ、また当該連結財務書類が公表されている。このため、FRS第8号「関連当事者の開示」第3項(c)の条項に基づき、当社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの他の完全所有子会社との取引については開示を免除されている。開示が要求される他の関連当事者取引はなかった。

3. セグメント別報告

すべての営業利益は、投資顧問業のセグメントより発生している。取締役は、当社の活動を単一事業として、また欧州、中東およびアフリカ(以下「EMEA」という。)を同一の地域として管理している。従ってセグメント分析は提供されていない。

4. 営業利益

2014年12月31日に
終了した55週間
米ドル

営業利益は、以下の費用計上後で表示されている。

監査報酬 - 監査業務	31,263
再評価にかかる為替差損	41,434
グループ会社に対する支払サービス料	3,903,754
管理会社設立に伴う法務費用	2,245,746

当社は、その他の非監査業務に関する監査人およびその関連会社に対する支払報酬について開示免除規定を適用しているが、連結財務書類が作成される最小単位のグループの親会社であるゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッドの連結財務書類において当該情報の開示が要求されている。

5. 人件費

当社の業務に正式に任命されている全従業員は、英国グループの兄弟会社によって雇用されている。当該グループ会社が当社に対して提供したすべてのサービスに関する費用は、グループ会社に対する支払サービス料に含まれている(注記4参照)。

6. 受取利息および類似収益

2014年12月31日に
終了した55週間
米ドル

グループ会社からの受取利息(注記9参照)	19,218
翌日物預金にかかる受取利息	17
	19,235

7. 取締役報酬

	2014年12月31日に 終了した55週間 米ドル
取締役：	
報酬総額	2,112
定額拠出年金制度に対する当社の拠出額	18
	2,130

2006年会社法に準拠して、上記の取締役報酬は、適格なサービスのみに関する支払済みまたは未払いの報酬合計額を表示している。行政委任立法2008年/410号の第5附則に従って、この合計額は現物支給される現金および給付の価額のみを含んでいる。取締役はまた、適格ではないサービスに関する報酬も受け取るが、そうした報酬に関する開示は要求されていない。

当期間において、年間の一部またはすべてにおいて取締役であった3名は確定拠出年金制度に加入しており、また年間の一部またはすべてにおいて取締役であった3名は確定給付年金制度に加入していた。当期間において、年間の一部またはすべてにおいて取締役であった4名は長期報奨制度下でグループ・インクの株式を受領、または受領する権利を有している。当期間において、オプションを行使した取締役はいなかった。

8. 経常損失にかかる税額

a. 当期税金費用の内訳：

	2014年12月31日に 終了した55週間 米ドル
当期税額：	
未払グループ税額控除	668,811
当期税額合計（以下注記(b)参照）	668,811

グループ税額控除は、グループ税額控除の取決めに従った損失の引渡しに関する対価としてグループ会社に対する未払金を示している。

b. 当期税金費用に影響を与えた要素:

上述の当期税額合計と、当期において当社の税引前経常利益に適用される加重平均英国法人税率21.50%を乗じて算出した金額との差異は、以下のとおりである。

	2014年12月31日に 終了した55週間 米ドル
税引前経常利益	3,129,543
英国における標準税率21.50%を乗じた経常利益	672,852
為替差額	(4,041)
当期税金費用	668,811

9. 債権

	2014年12月31日現在 米ドル
親会社およびグループ会社に対する債権	20,077,839
未収収益	3,161,711
	23,239,550

グループ会社に対する債権には、グループ兄弟会社の預金口座残高15,650,476米ドル、およびグループ兄弟会社に対する無担保貸付金3,908,098米ドルが含まれている。当該貸付金は、フェデラル・ファンド・レートを上回るマージンで利息が付され、要求払債務である。

10. 債務: 1年以内に期限が到来する金額

	2014年12月31日現在 米ドル
グループ会社に対する債務	2,182,647
未払金および繰延収益	17,242
未払グループ税額控除	636,798
	2,836,687

11. 払込資本金

2014年12月31日現在の払込資本金の構成は、以下のとおりである。

	2014年12月31日現在	
	株式数	米ドル
<u>割当済、請求済および全額払込済</u>		
額面1米ドルの普通株式	22,000,000	22,000,000

12. 利益剰余金

	2014年12月31日現在 米ドル
設立時	-
当期利益	2,460,732
2014年12月31日現在	2,460,732

13. 株主持分の変動の調整表

	2014年12月31日現在 米ドル
当期利益	2,460,732
発行済払込資本金	22,000,000
株主持分の純増加	24,460,732
設立時	-
株主持分の残高	24,460,732

14. 金融リスク管理

当社は、当社の金融資産および負債を通じて金融リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる金融リスクの中で最も重要な要素は通貨リスク、信用リスクおよび流動性リスクであると考えている。当社は、グローバル・グループの一員として、グローバルのリスク方針および手続きを順守している。

a. 通貨リスク

外国為替リスクは外国為替レートの変動に対するエクスポージャーから生じるものである。当社は、当社の状況に対して適切に経済的ヘッジをすることにより通貨リスクを管理している。

b. 信用リスク

信用リスクとは、取引相手先が契約上の義務を満たすことができなくなる場合に当社が被るおそれのある損失を示している。信用リスクは、取引相手先の返済プロファイルを見直すことによってモニターされている。

c. 流動性リスク

当社は、流動性および資金調達に関する保守的な方針を策定している。その主な目的は、当社の資金調達を可能にするとともに、厳しい状況下でも収益を生み出し続けることができるようにすることである。

15. 後発事象

2015年3月5日、当社は資本基盤をさらに強化する目的で当社の直接の親会社に対して額面1米ドルの普通株式3,000,000株を発行した。

16. その他の項目

a. パーゼル 第3の柱の開示

当社は、EU自己資本規制により要求されるとおり、ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド（以下「GSGUK」という。）の連結第3の柱の開示に含まれている。GSGUKの2014年

における第3の柱の開示は、財務書類の公表に併せて、www.goldmansachs.com/disclosures/で入手可能となる予定である。

b. 国別報告書

当社は、2013年自己資本(国別報告書)規制により要求されるとおり、G S G U Kの国別連結報告書の開示に含まれている。G S G U Kの2014年の国別開示は、2015年12月31日までwww.goldmansachs.com/disclosures/で入手可能となる予定である。

17. 最終および直接の親会社

直接の親会社および連結財務書類が作成される最小単位のグループの親会社は、イングランドおよびウェールズにおいて設立、登記されたゴールドマン・サックス・グループ・U K・リミテッドである。ゴールドマン・サックス・グループ・U K・リミテッドの連結財務書類の写しは、英国、EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート 133、ピーターバラ・コートに所在するゴールドマン・サックス・グループ・U K・リミテッドのカンパニー・セクレタリーに請求することで入手可能である。

最終の支配会社および連結財務書類が作成される最大単位のグループの親会社は、アメリカ合衆国で設立されたザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。その連結財務書類の写し、ならびに一定の法定提出書類(様式10-Qおよび10-K等)において当グループおよびその事業活動に係る追加情報が提供されており、これらは当グループの主要な事業拠点である、アメリカ合衆国、10282 ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート 200に所在するインベスター・リレーションズ、またはwww.goldmansachs.com/shareholders/で入手することができる。

(2) 損益の状況

損益計算書については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した損益計算書を参照のこと。

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**PROFIT AND LOSS ACCOUNT****for the 55 week period ended 31 December 2014**

		55 week period ended
	Note	31 December 2014
		US\$
Turnover		9,334,530
Administrative expenses		(6,224,222)
OPERATING PROFIT	4	3,110,308
Interest receivable and similar income		19,235
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION		3,129,543
Tax on profit on ordinary activities	8	(668,811)
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES AFTER TAXATION FOR THE FINANCIAL PERIOD	12	2,460,732

The operating profit of the company for the period is derived from continuing operations.

There is no difference between the profit on ordinary activities before taxation and the profit for the period as stated above and their historical cost equivalents.

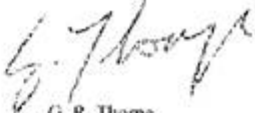
The company has no recognised gains and losses other than those included in the profit for the period shown above and, therefore, no separate statement of total recognised gains and losses has been presented.

The notes on pages 8 to 13 form an integral part of these financial statements.
Independent auditors' report -- pages 4 to 5.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**BALANCE SHEET****as at 31 December 2014**

		31 December 2014
	Note	US\$
CURRENT ASSETS		
Debtors	9	23,239,550
Cash at bank and in hand		4,057,869
		<u>27,297,419</u>
CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR	10	<u>(2,836,687)</u>
NET CURRENT ASSETS		<u>24,460,732</u>
NET ASSETS		<u>24,460,732</u>
CAPITAL AND RESERVES		
Called up share capital	11	22,000,000
Profit and loss account	12	<u>2,460,732</u>
TOTAL SHAREHOLDERS' FUNDS	13	<u>24,460,732</u>

The financial statements were approved by the Board of Directors on 7 April 2015 and signed on its behalf by:



G. R. Thorpe
Director

19 APRIL 2015

The notes on pages 8 to 13 form an integral part of these financial statements.
Independent auditors' report – pages 4 to 5.
Company number: 8814445

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014**1. ACCOUNTING POLICIES****a. Accounting convention**

The financial statements have been prepared on the going concern basis, under the historical cost convention, and in accordance with the Companies Act 2006 and applicable accounting standards. The principal accounting policies are set out below and have been applied consistently throughout the period.

b. Foreign currencies

Transactions denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling on the date the transaction occurred. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling at the balance sheet date. Foreign exchange gains and losses are recognised in the profit and loss account.

c. Financial assets and liabilities

Financial assets and liabilities are initially recognised at fair value and subsequently remeasured at amortised cost, with finance income and expense recognised on an accruals basis. All finance income and expense is recognised in the profit and loss account.

d. Offsetting financial assets and liabilities

Financial assets and liabilities are offset and the net amount presented in the balance sheet where there is:

- (i) currently a legally enforceable right to set off the recognised amounts; and
- (ii) intent to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Where these conditions are not met, financial assets and liabilities are presented on a gross basis in the balance sheet.

e. Revenue recognition

Turnover represents management company fees and is recognised on an accruals basis and is recognised over the period that the related service is provided.

2. REPORTING AND DISCLOSURE EXEMPTIONS**a. FRS1 (Revised 1996) 'Cash Flow Statements'**

The company is a greater than 90% subsidiary of The Goldman Sachs Group, Inc., whose consolidated accounts include the company and are publicly available and is, therefore, exempt from preparing a cash flow statement as required by FRS1 (Revised 1996) 'Cash Flow Statements'.

b. FRSS 'Related Party Disclosures'

The company is a wholly-owned subsidiary of The Goldman Sachs Group, Inc. whose consolidated accounts include the company and are publicly available. As a result, under the terms of paragraph 3(e) of FRSS, 'Related Party Disclosures', the company is exempt from disclosing transactions with companies also wholly owned within The Goldman Sachs Group, Inc. There were no other related party transactions requiring disclosure.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014****3. SEGMENTAL REPORTING**

All operating profit arises from the Investment Management segment. The directors manage the company's activities as a single business and in the same geographic region Europe, Middle East and Africa ('EMEA') and accordingly no segmental analysis has been provided.

4. OPERATING PROFIT

**55 week period ended
31 December 2014**
US\$

Operating profit is stated after charging:

Auditors' remuneration - audit services	31,263
Foreign exchange loss on revaluation	41,434
Service charges payable to group undertakings	3,903,754
Legal costs of establishing management company	2,245,746

The company has taken the exemption not to disclose fees payable to the auditor and its associates for other non-audit services as such information is required to be disclosed in the consolidated financial statements of Goldman Sachs Group UK Limited, the parent company of the smallest group for which consolidated financial statements are prepared.

5. STAFF COSTS

All persons formally assigned to the company's operations are employed by fellow U.K. group undertakings. The charges made by these group undertakings for all services provided to the company are included in the service charges payable to group undertakings (see note 4).

6. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

**55 week period ended
31 December 2014**
US\$

Interest receivable from group undertakings (see note 9)	19,218
Interest income on overnight deposits	17
	19,235

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014****7. DIRECTORS' EMOLUMENTS**

	55 week period ended 31 December 2014
	<u>US\$</u>
Directors:	
Aggregate emoluments	2,112
Company pension contributions to money purchase schemes	<u>18</u>
	<u>2,130</u>

In accordance with the Companies Act 2006, directors' emoluments above represent the proportion of total emoluments paid or payable in respect of qualifying services only. In accordance with schedule 5 of Statutory Instrument 2008 / 410, this only includes the value of cash and benefits in kind. Directors also receive emoluments for non-qualifying services which are not required to be disclosed.

Three persons, who were directors for some or all of the year, were members of a defined contribution pension scheme and three persons, who were directors for some or all of the year, were members of a defined benefit pension scheme during the period. Four persons, who were directors for some or all of the year, received or are due receipt of Group Inc. shares under a long-term incentive scheme during the period. No director has exercised options during the period.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014

8. TAX ON LOSS ON ORDINARY ACTIVITIES

a. Analysis of tax charge for the period:

	55 week period ended 31 December 2014 US\$
Current tax:	
Group relief payable	668,811
Total current tax (see note (b) below)	668,811

Group relief represents amounts payable to group undertakings in consideration for the surrender of losses under group relief arrangements.

b. Factors affecting tax charge for the period:

The difference between the total current tax shown above and the amount calculated by applying the weighted average U.K. rate of corporation tax applicable to the company for the period of 21.50% to the profit on ordinary activities before tax is as follows:

	55 week period ended 31 December 2014 US\$
Profit on ordinary activities before taxation	3,129,543
Profit on ordinary activities at the standard rate in the U.K. 21.50%	672,852
Exchange differences	(4,041)
Current tax charge for the period	668,811

9. DEBTORS

	31 December 2014 US\$
Amounts due from parent and group undertakings	20,077,839
Accrued income	3,161,711
	23,239,550

Included in amounts due from group undertakings is US\$15,650,476 of cash held on account by a fellow group undertaking and an unsecured loan to a fellow group undertaking of US\$3,908,098. The loan accrues interest at a margin over Federal Funds Rate and is repayable on demand.

10. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2014 US\$
Amounts due to group undertakings	2,182,647
Accruals and deferred income	17,242
Group relief payable	636,798
	2,836,687

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014****11. SHARE CAPITAL**

At 31 December 2014 share capital comprised:

	31 December 2014	
	No.	US\$
<u>Allotted, called up and fully paid</u>		
Ordinary Shares of \$1 each	22,000,000	<u>22,000,000</u>

12. PROFIT AND LOSS ACCOUNT

	31 December 2014	
	US\$	
At incorporation		-
Profit for the financial period		2,460,732
At 31 December 2014		<u>2,460,732</u>

13. RECONCILIATION OF MOVEMENTS IN SHAREHOLDERS' FUNDS

	31 December 2014	
	US\$	
Profit for the financial period		2,460,732
Share capital issued		22,000,000
Net increase in shareholders' funds		24,460,732
At incorporation		-
Closing shareholders' funds		<u>24,460,732</u>

14. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The company is exposed to financial risk through its financial assets and liabilities. Due to the nature of the company's business and the assets and liabilities contained within the company's balance sheet, the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are currency risk, credit risk and liquidity risk. The company, as part of a global group, adheres to global risk management policies and procedures.

a. Currency risk

Foreign exchange risk results from exposures to changes in foreign exchange rates. The company manages its currency risk by establishing economic hedges as appropriate to the circumstances of the company.

b. Credit risk

Credit risk represents the loss the company would incur if a counterparty fails to meet its contractual obligations. Credit risk is monitored by reviewing the repayment profile of the counterparty.

c. Liquidity risk

The company has in place a conservative set of liquidity and funding policies. The principal objective is to be able to fund the company and continue to generate revenues under adverse circumstances.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014**15. POST BALANCE SHEET EVENTS**

On 5 March 2015, the company issued 3,000,000 US\$1 ordinary shares to its immediate parent undertaking to further strengthen its capital base.

16. OTHER ITEMS**a. Basel III Pillar 3 disclosures**

The company is included in the consolidated Pillar 3 disclosures of Goldman Sachs Group UK Limited ("GSGUK"), which are required by the EU Capital Requirements Regulation. GSGUK's 2014 Pillar 3 disclosures will be made available, in conjunction with the publication of its financial statements, at www.goldmansachs.com/disclosures/.

b. Country-by-country reporting

The company is included in the consolidated country-by-country reporting disclosures of GSGUK, which are required by The Capital Requirements (Country-by-Country Reporting) Regulations 2013. GSGUK's 2014 country-by-country disclosures will be made available by 31 December 2015 at www.goldmansachs.com/disclosures/.

17. ULTIMATE AND IMMEDIATE PARENT UNDERTAKINGS

The immediate parent undertaking and the parent company of the smallest group for which consolidated financial statements are prepared is Goldman Sachs Group UK Limited, a company incorporated and registered in England and Wales. Copies of Goldman Sachs Group UK Limited's consolidated financial statements are available on request from The Company Secretary, Goldman Sachs Group UK Limited, Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, United Kingdom.

The ultimate controlling undertaking and the parent company of the largest group for which consolidated financial statements are prepared is The Goldman Sachs Group Inc., a company incorporated within the United States of America. Copies of its consolidated financial statements, as well as certain regulatory filings, for example Forms 10-Q and 10-K, that provide additional information on the group and its business activities, can be obtained from Investor Relations, 200 West Street, New York, NY 10282, United States of America, the group's principal place of business or at www.goldmansachs.com/shareholders/.

() その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

表紙

< 訂正前 >

発行者名 : ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド
(Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)

代表者の役職氏名 : 取締役 ユージーン・レーガン (Eugene Regan)

本店の所在の場所 : アイルランド共和国、ダブリン 2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー70
(70 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)

(中略)

(注) 米ドルの円貨換算は、2015年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値(1米ドル=119.00円)による。

(後略)

< 訂正後 >

発行者名 : ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・
リミテッド(注2)
(Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited)

代表者の役職氏名 : 取締役 セオドア T. ソティア (Theodore T. Sotir)

本店の所在の場所 : 英国、EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート 133、ピーターバラ・
コート
(Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, United Kingdom)

(中略)

(注1) 米ドルの円貨換算は、2015年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電
信売買相場の仲値(1米ドル=119.00円)による。

(注2) 管理会社は2015年9月30日付でゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルラ
ンド)リミテッドからゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバ
ル・サービスズ・リミテッドに変更された。

(後略)

第一部 証券情報

< 訂正前 >

(前略)

(4) 発行(売出)価格

各申込みがゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会
社」という。)により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格(ただし、通常は1米
セントである。)

(中略)

(12) その他

1) 申込証拠金はない。

2) 日本における販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「総販売会社/受益者サービス代行会社」という。)との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約(ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改および変更契約により更改済み。)に基づき受益証券の募集を行う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) 発行(売出)価格

各申込みがゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド(以下「管理会社」という。)により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格(ただし、通常は1米セントである。)

(中略)

(12) その他

1) 申込証拠金はない。

2) 日本における販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「総販売会社」という。)との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約(ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改および変更契約により更改済み。)に基づき受益証券の募集を行う。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

<訂正前>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(中略)

欧州連合 ファンドは、UCITSとしての適格性を有しており、特定のEU加盟国および特定の欧州経済地域(EEA)加盟国における公衆に対するマーケティングに関して理事会指令EC/85/611(改正済)に基づく承認を申請した。

(中略)

(2) ファンドの沿革

1999年1月4日 旧管理会社の設立

1999年4月22日 ゴールドマン・サックス・MMF信託証券締結

1999年4月30日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂信託証券締結

1999年4月30日 米ドル・ポートフォリオの運用開始

2001年7月31日 ユーロ・ポートフォリオの運用開始

2007年3月16日 管理会社の設立

2007年5月31日 旧管理会社の退任および管理会社の任命

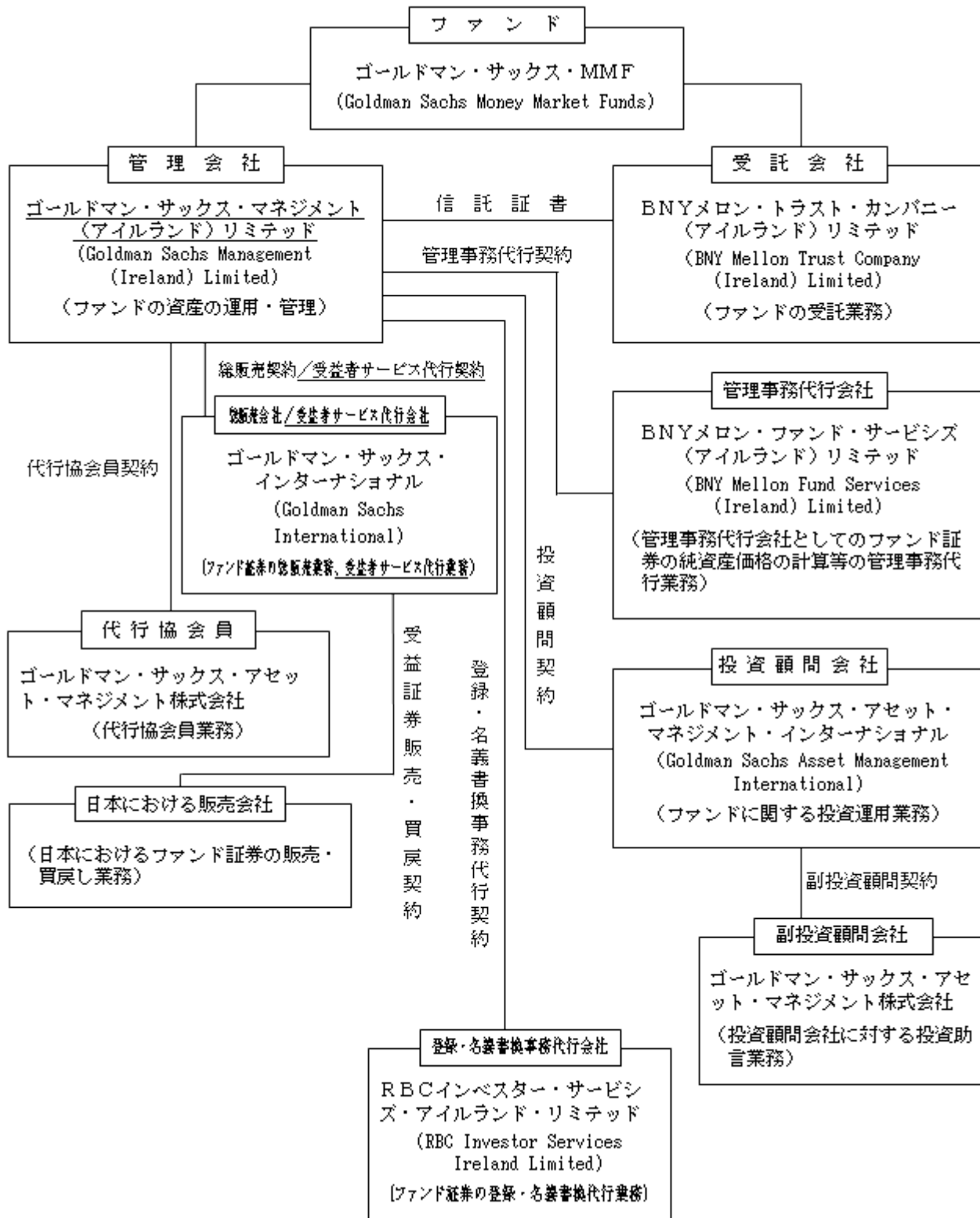
2012年11月1日 ユーロ・ポートフォリオの償還

2014年6月27日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証券締結

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

()



(中略)

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド (Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)	1999年4月30日付のファンドの信託証書（注1）（2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2009年3月5日付第五追補信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証書ならびに2015年6月3日付追補信託証書により改訂・補足済み）に基づきファンドの資産の運用・管理業務を行う。
受託会社	BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド (BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited)	1999年4月30日付で管理会社との間で締結された信託証書（2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2009年3月5日付第五追補信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証書ならびに2015年6月3日付追補信託証書により改訂・補足済み）に基づきファンドの受託者を務める。
管理事務代行会社	BNYメロン・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッド (BNY Mellon Fund Services (Ireland) Limited)	1999年4月30日付で管理会社との間で締結された管理事務代行契約（注2）（2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）更改契約により更改済みおよび2014年6月27日付で改訂・再録済み）に従いファンド証券の純資産価格の計算等の管理事務代行業務を行う。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	1999年4月30日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約（注3）（2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）更改契約により更改済みおよび2014年6月27日付で改訂・再録済み）に従いファンドに関する投資運用業務を行う。

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
登録・名義書換事務 代行会社	RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited)	2007年2月13日に管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約（注4）（2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）更改契約により更改済みおよび2014年6月27日付で改訂・再録済み）に従いファンドの登録および名義書換事務代行業務を行う。
総販売会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	1999年4月30日付管理会社との間で締結された総販売契約（注5）（2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）更改契約により更改済みおよび2014年6月27日付で改訂・再録済み）に従いファンド証券の総販売者を務める。
受益者サービス代行 会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	2007年2月13日に管理会社との間で締結された受益者サービス代行契約（注6）（2007年5月22日付（2007年5月31日より発効）更改契約により更改済みおよび2014年6月27日付で改訂・再録済み）に基づきファンドのための受益者サービス代行業務を行う。
代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	1999年4月26日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（注7）（2006年10月1日付更改契約、2007年5月22日付更改契約（2007年5月31日より発効）、2009年5月29日付更改契約（2009年6月1日より発効）により更改済み、2002年5月15日付変更契約により変更済み、2014年6月27日付で改訂・再録済みおよび2015年6月3日付更改契約により更改済み）に従い代行協会員を務める。

（注1）信託証書とは管理会社と受託会社の間で結ばれたファンドの運営に関する契約書で、管理会社および受託会社を拘束する。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社と管理事務代行会社の間で締結された、管理事務代行会社が管理事務代行業務を行う事を約する契約である。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社と投資顧問会社の間で締結された、投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）改正済再録登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社と管理会社の間で締結された、登録・名義書換事務代行会社がファンドに関する登録業務および名義書換代行業務を行う事を約する契約である。

（注5）総販売契約とは、総販売会社と管理会社の間で締結された、総販売会社がファンド証券の総販売業務を行う事を約する契約である。

（注6）受益者サービス代行契約とは、受益者サービス代行会社と管理会社との間で締結された、受益者サービス代行会社が、ファンドのために、受益者サービスを行うことを約する契約である。

（注7）代行協会員契約とは、日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行う事を約する契約である。

管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド				
1. 設立準拠法	管理会社は、アイルランド共和国会社法に従いアイルランドの法律に基づき2007年3月16日に有限責任会社として設立され、ファンド等のスキームに管理業務を提供する目的でアイルランド中央銀行の許可を受けている。			
2. 事業の目的	管理会社はユニット・トラスト管理業に従事しており、2014年5月26日付でアイルランド中央銀行によりUCITSの管理会社として行為する許可を得た。投資信託等の管理会社として活動することである。			
3. 資本金の額	2015年4月末日現在、授権資本金は100万米ドル（約1億1,900万円）であり、1株当たり1米ドルの普通株式100万株に分割されている。そのうち50万株が発行済かつ全額払込済である。 (注) 米ドルの円貨換算は、2015年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=119.00円）による。			
4. 沿革	2007年3月16日設立。			
5. 大株主の状況	(2015年4月末日現在)			
	名称	住所	所有株式数	比率
	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (The Goldman Sachs Group, Inc.)	米国、ニューヨーク州、 ニューヨーク市、ウエスト・ストリート200番地	株 495,000	% 99

管理会社は2015年9月30日付でゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（以下「新管理会社」という。）に変更される。新管理会社の概要は以下のとおりである。

新管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド				
1. 設立準拠法	新管理会社は、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。			
2. 事業の目的	新管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。			
3. 資本金の額	発行済資本金は25,000,000米ドル（約297,500万円）である。（2015年4月末日現在）			
4. 沿革	2013年12月13日に設立され、存続期間は無期限である。			
5. 大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド (Goldman Sachs Group UK Limited)	英国、ロンドン市、EC 4A 2BB フリー ト・ストリート 133、 ピーターバラ・コート	株 25,000,000	% 100

(4) ファンドに係る法制度の概要

(中略)

(ロ) 準拠法の内容

(中略)

UCITS規則に従い、アイルランドに登録上の事務所を有するユニット・トラストの管理会社または投資会社は、アイルランド中央銀行の監督に服し、かつ、同行の認可を受けなければならない。

アイルランド中央銀行は、管理会社および受託会社の認可し、投資顧問会社を承認しなければならず、かつ、これらの健全性が保たれるようにしなければならない。アイルランド中央銀行は、一定の場合、受託会社の認可を取り消すことができる。

(中略)

(5) 開示制度の概要

() アイルランドにおける開示

(中略)

(口) 受益者に対する開示

(中略)

販売・買戻価格の決定が第二部、第2、2 (3)「ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止」に記載される状況において停止されている場合を除き、ポートフォリオの販売買戻価格はブルームバーグに各取引日(本書サプリメントに詳述される営業日および管理会社が決定するその他の日(ただし、各暦月に2取引日以上あることを条件とする。))に報告され、管理会社が随時決定するその他のメディアに対し、または当該メディアを通じて各取引日に公表される。販売価格および買戻価格は管理事務代行会社から入手することができる。

ファンドのポジションに関する情報

管理会社は、ファンドの利益保護のために策定された特定の制限に従うとともに、マーケット・タイミングの制限および関連慣行を含むがこれらに限定されない適用法令を遵守し、ファンドの定期報告、ファンドのポジションおよび活動に関する情報ならびにその他の情報で機密情報とされたものの開示を許可することができる。ファンドの特定のポートフォリオに関する様々な要因(当該ポートフォリオのために投資顧問会社から提供された投資戦略、対象投資家およびポートフォリオに現在投資している既存の受益者ならびに管理会社が適切であると判断する他の要因を含むがこれらに限定されない。)によってはかかる開示に遅れ(以下、本項において「時間差」という。)が伴うことがあり、これは受益者がファンドのポジションに関するリアルタイムの情報を取得できない可能性があることを意味する。ファンドのポートフォリオに異なる時間差が生じる可能性があることにより、あるポートフォリオの受益者が他のポートフォリオの受益者よりも先に開示を受ける可能性があり、当該開示に同一の保有投資先の情報が含まれている可能性がある。提供された情報は想定に基づいていることがあり、ファンドの公式の帳簿および記録と一致しない可能性があるため、当該情報の正確性または完全性に関する保証はない。

管理会社にかかる開示を実施する義務はないが、これを行う場合には、管理会社は、投資顧問会社と共に策定した方針および条件(疑義を避けるために付言すると、ファンドのポジションに関する情報および該当するポートフォリオに関連する時間差が含まれる。)に一致する方法で、かかる情報を要求するすべての受益者がその開示を受けられるよう努めるものとする。前記にかかわらず、ファンドはかかる情報を、サービス提供者(ファンドに対する契約上の義務を果たすためにかかる情報の入手を必要とする副投資顧問会社を含む。)、ファンドのための監査業務、保管業務、議決権代理行使およびその他同様のサービスの提供者ならびに格付機関と共有することができる。ファンドはまたポートフォリオのポジションに関する情報を、一定のファンド・アナリスト、価格決定サービスを行う者、格付機関またはその他の法主体または第三者、受益者または潜在的受益者で他の受益者よりも短い時間差で当該情報を受領することに関して正当な業務目的を有する者に対して開示することもできる。管理会社は、管理会社が受諾可能な条件(当該条件には、当該情報をファンドの利益に反する方法で利用してはならない旨が規定されるものとする。)で情報の機密性維持を約束する意思のない受益者、潜在的

受益者、第三者またはその他の法主体がかかる情報入手できるようにする義務を負わない。管理会社は、かかる開示にファンドの最善の利益に反して情報が利用されるという重大なリスクが伴うと管理会社が合理的に確信する場合、または開示情報の濫用があったときにファンドを適切に保護する法令上および規制上の体制が備わっていないと管理会社の合意的裁量により判断される法域の居住者である者に対してもしくはかかる者の代理人に対して開示が行われる予定がある場合、受益者に情報を提供する義務を有しないものとする。管理会社は自らの完全な裁量によりかかる開示を停止することができ、管理会社により開示が停止される場合、従前に当該情報を受領した受益者に認められる唯一の救済は、目論見書の条件に従って自らが保有する受益証券の買戻請求を行うことのみとする。管理会社は、かかる情報開示を行う責任をファンドの代理人に委任することができる。

(中略)

(6) 監督官庁の概要

(中略)

(ロ) 認可の拒否または取消

管理会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否される。

アイルランド中央銀行が、() 認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、() 投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または() (前記()に反することなく) 認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がUCITS規則の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはUCITS規則により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがある。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

(後略)

<訂正後>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(中略)

欧州連合 ファンドは、UCITSとしての適格性を有しており、特定のEU加盟国および特定の欧州経済地域(EEA)加盟国における公衆に対するマーケティングに関して理事会指令2009/65/EC(改正済)に基づく承認を申請した。

(中略)

(2) ファンドの沿革

1999年1月4日	旧管理会社(ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント(アイルランド)リミテッド)の設立
1999年4月22日	ゴールドマン・サックス・MMF信託証券締結
1999年4月30日	ゴールドマン・サックス・MMF改訂信託証券締結
1999年4月30日	米ドル・ポートフォリオの運用開始
2001年7月31日	ユーロ・ポートフォリオの運用開始
2007年3月16日	旧管理会社(ゴールドマン・サックス・マネージメント(アイルランド)リミテッド)の設立

2007年5月31日 旧管理会社(ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント(アイルランド)リミテッド)の退任および旧管理会社(ゴールドマン・サックス・マネジメン
ト(アイルランド)リミテッド)の任命

2012年11月1日 ユーロ・ポートフォリオの償還

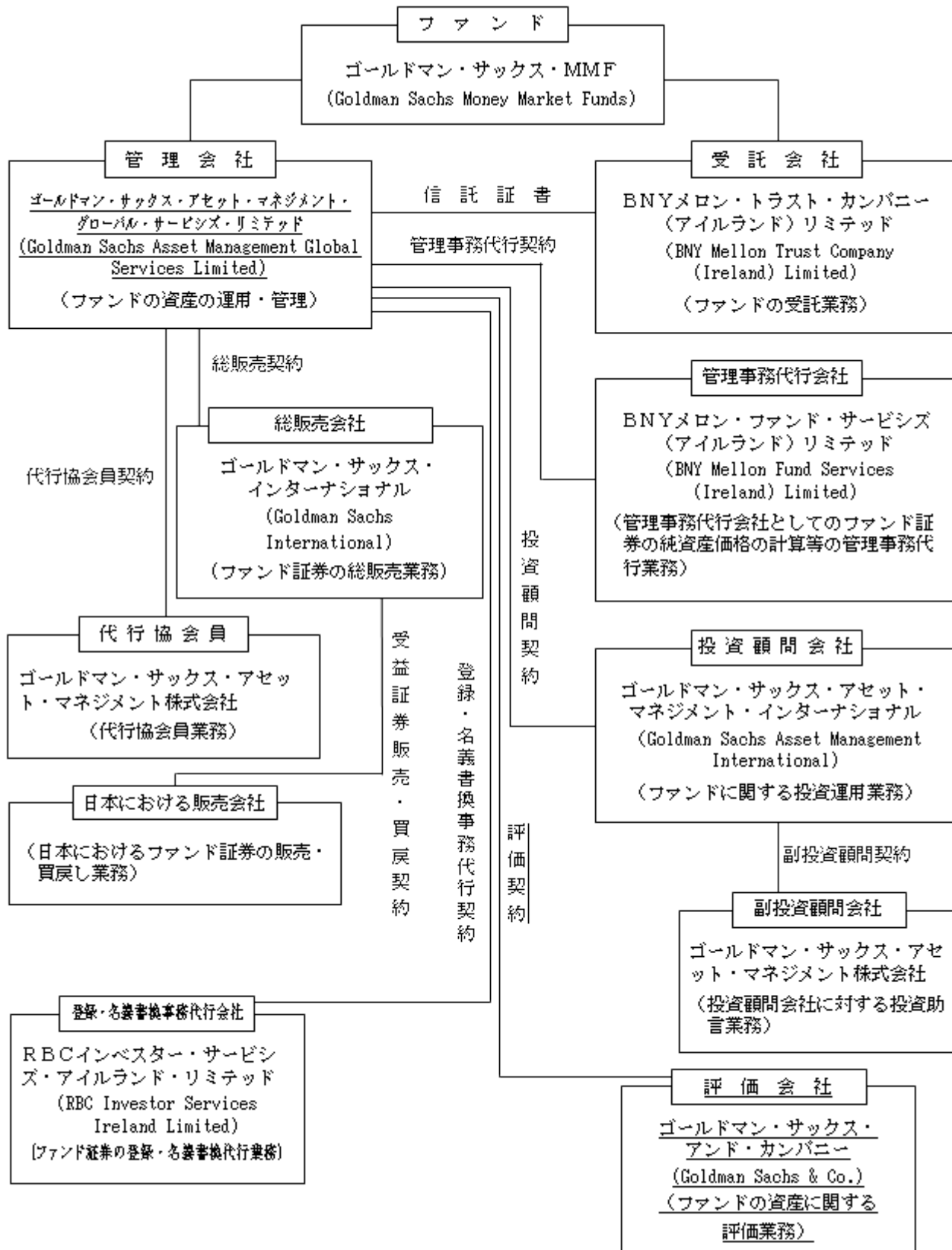
2013年12月13日 管理会社の設立

2014年6月27日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証書締結

2015年9月10日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証書締結

2015年9月30日 旧管理会社(ゴールドマン・サックス・マネージメント(アイルランド)リミテッ
ド)の退任および管理会社の任命

(3) ファンドの仕組み
 ファンドの仕組み
 ()



(中略)

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	<u>ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・グロー バル・サービス・リミテッド</u> (Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited)	1999年4月30日付のファンドの信託証書 （注1）（2000年9月19日付第一追補信託 証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託 証書、2007年2月7日付第三追補信託証 書、2007年5月22日付（2007年5月31日よ り発効）管理会社の退任および任命に関す る証書、2009年3月5日付第五追補信託証 書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証 書、2015年6月3日付（2015年6月10日発 効）追補信託証書、2015年9月10日付 （2015年9月30日発効）管理会社の退任お よび任命に関する証書、2015年9月10日付 （2015年9月30日発効）改訂・再録信託証 書により改訂・補足済み）に基づきファン ドの資産の運用・管理業務を行う。
受託会社	BNYメロン・トラスト・カン パニー（アイルランド）リミ テッド (BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited)	1999年4月30日付で旧管理会社との間で締 結された信託証書（2000年9月19日付第一 追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一 追補信託証書、2007年2月7日付第三追補 信託証書、2007年5月22日付（2007年5月 31日より発効）管理会社の退任および任命 に関する証書、2009年3月5日付第五追補 信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済 信託証書、2015年6月3日付追補信託証 書、2015年9月10日付（2015年9月30日発 効）管理会社の退任および任命に関する証 書、2015年9月10日付（2015年9月30日発 効）改訂・再録信託証書により改訂・補足 済み）に基づきファンドの受託者を務め る。
管理事務代行会社	BNYメロン・ファンド・サー ビズ（アイルランド）リミ テッド (BNY Mellon Fund Services (Ireland) Limited)	2015年9月30日付で管理会社との間で締結 された管理事務代行契約（注2）に従い ファンド証券の純資産価格の計算等の管理 事務代行業務を行う。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・イン ターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	2015年9月30日付で管理会社との間で締結 された投資顧問契約（注3）に従いファン ドに関する投資運用業務を行う。

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
登録・名義書換事務 代行会社	RBCインベスター・サービス ズ・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited)	2015年9月30日に管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約（注4）に従いファンドの登録および名義書換事務代行業務を行う。
総販売会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	2015年9月30日付管理会社との間で締結された総販売契約（注5）に従いファンド証券の総販売者を務める。
評価会社	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー (Goldman Sachs & Co.)	2014年7月18日付で旧管理会社との間で締結された評価契約（注6）に基づきファンドの資産に関する評価業務を行う。
代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	1999年4月26日付で旧管理会社との間で締結された代行協会員契約（注7）（2006年10月1日付更改契約、2007年5月22日付更改契約（2007年5月31日より発効）、2009年5月29日付更改契約（2009年6月1日より発効）により更改済み、2002年5月15日付変更契約により変更済み、2014年6月27日付で改訂・再録済み、2015年6月3日付（2015年6月10日発効）更改契約により更改済みおよび2015年9月30日付（2015年9月30日発効）更改契約により更改済み）に従い代行協会員を務める。

（注1）信託証書とは管理会社と受託会社の間で結ばれたファンドの運営に関する契約書で、管理会社および受託会社を拘束する。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社と管理事務代行会社の間で締結された、管理事務代行会社が管理事務代行業務を行う事を約する契約である。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社と投資顧問会社の間で締結された、投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）改正済再録登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社と管理会社の間で締結された、登録・名義書換事務代行会社がファンドに関する登録業務および名義書換代行業務を行う事を約する契約である。

（注5）総販売契約とは、総販売会社と管理会社の間で締結された、総販売会社がファンド証券の総販売業務を行う事を約する契約である。

（注6）評価契約とは、評価会社と管理会社との間で締結された、評価会社が、ファンドの資産に関する評価業務を行うことを約する契約である。

（注7）代行協会員契約とは、日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行う事を約する契約である。

管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド			
1．設立準拠法	管理会社は、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。		
2．事業の目的	管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。		
3．資本金の額	発行済資本金は25,000,000米ドル（約31億100万円）である。（2015年6月末日現在）		
4．沿革	2013年12月13日に設立され、存続期間は無期限である。		
5．大株主の状況	名称	住所	所有株式数 比率
	ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド (Goldman Sachs Group UK Limited)	英国、EC4A 2B B ロンドン、フリー ト・ストリート 133、 ピーターバラ・コート	株 25,000,000 %
			100

(4) ファンドに係る法制度の概要

(中略)

(口) 準拠法の内容

(中略)

アイルランド中央銀行は、管理会社および受託会社の任命を認可し、投資顧問会社を承認しなければならず、かつ、これらの健全性が保たれるようにしなければならない。アイルランド中央銀行は、一定の場合、受託会社の認可を取り消すことができる。

(中略)

(5) 開示制度の概要

() アイルランドにおける開示

(中略)

(口) 受益者に対する開示

(中略)

販売・買戻価格の決定が後記「第2、2 (2) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止」に記載される状況において停止されている場合を除き、ポートフォリオの販売買戻価格はブルームバーグに各取引日（本書サプリメントに詳述される営業日および管理会社が決定するその他の日（ただし、各暦月に2取引日以上あることを条件とする。））に報告され、管理会社が随時決定するその他のメディアに対し、または当該メディアを通じて各取引日に公表される。販売価格および買戻価格は管理事務代行会社から入手することができる。

ファンドのポジションに関する情報

管理会社は、ファンドの利益保護のために策定された特定の制限に従うとともに、マーケット・タイミングの制限および関連慣行を含むがこれらに限定されない適用法令を遵守し、ファンドの定期報告、ファンドのポジションおよび活動に関する情報ならびにその他の情報で機密情報とされたものの開示を許可することができる。ファンドの特定のポートフォリオに関する様々な要因（当該ポートフォリオのために投資顧問会社から提供された投資戦略、対象投資家およびポートフォリオに現在投資している既存の受益者ならびに管理会社が適切であると判断

する他の要因を含むがこれらに限定されない。)によってはかかる開示に遅れ(以下、本項において「時間差」という。)が伴うことがあり、これは受益者がファンドのポジションに関するリアルタイムの情報を取得できない可能性があることを意味する。ファンドのポートフォリオに異なる時間差が生じる可能性があることにより、あるポートフォリオの受益者が他のポートフォリオの受益者よりも先に開示を受ける可能性があり、当該開示に同一の保有投資先の情報が含まれている可能性がある。提供された情報は想定に基づいていることがあり、ファンドの公式の帳簿および記録と一致しない可能性があるため、当該情報の正確性または完全性に関する保証はない。

管理会社にかかる開示を実施する義務はないが、これを行う場合には、管理会社は、投資顧問会社と共に策定した方針および条件(疑義を避けるために付言すると、ファンドのポジションに関する情報および該当するポートフォリオに関連する時間差が含まれる。)に一致する方法で、かかる情報を要求するすべての受益者がその開示を受けられるよう努めるものとする。前記にかかわらず、ファンドはかかる情報を、サービス提供者(ファンドに対する契約上の義務を果たすためにかかる情報の入手を必要とする副投資顧問会社を含む。)、ファンドのための監査業務、保管業務、議決権代理行使およびその他同様のサービスの提供者ならびに格付機関と共有することができる。ファンドはまたポートフォリオのポジションに関する情報を、一定のファンド・アナリスト、価格決定サービスを行う者、格付機関またはその他の法主体または第三者、受益者または潜在的受益者で他の受益者よりも短い時間差で当該情報を受領することに関して正当な業務目的を有する者に対して開示することもできる。管理会社は、管理会社が受諾可能な条件(当該条件には、当該情報をファンドの利益に反する方法で利用してはならない旨が規定されるものとする。)で情報の機密性維持を約束する意思のない受益者、潜在的受益者、第三者またはその他の法主体がかかる情報を入手できるようにする義務を負わない。管理会社は、かかる開示にファンドの最善の利益に反して情報が利用されるという重大なリスクが伴うと管理会社が合理的に確信する場合、または開示情報の濫用があったときにファンドを適切に保護する法令上および規制上の体制が備わっていないと管理会社の合意的裁量により判断される法域の居住者である者に対してもしくはかかる者の代理人に対して開示が行われる予定がある場合、受益者に情報を提供する義務を有しないものとする。管理会社は自らの完全な裁量によりかかる開示を停止することができ、管理会社により開示が停止される場合、従前に当該情報を受領した受益者に認められる唯一の救済は、目論見書の条件に従って自らが保有する受益証券の買戻請求を行うことのみとする。管理会社は、かかる情報開示を行う責任をファンドの代理人に委任することができる。

管理会社または、かかる権限が付与される場合は投資顧問会社は、既存の権利および/もしくは義務の範囲を明確化し、ならびに/または一定の情報を利用可能にすることを合意する書簡を投資家との間で締結することもできる。当該書簡は、()受益者間の優先的取り扱いを可能にする権利および/もしくは義務を設定または変更するものではなく、ならびに/または()投資家が通常の場合は他のいずれかの投資家が利用できない情報を請求した場合、当該投資家に対し当該情報を利用可能にする旨合意するものではない。当該書簡は、()投資家が公正に取り扱われること、ならびに()ファンドおよび投資家の最善の利益が書簡の承認において考慮されなければならないことを、一般条項において確保することを求める管理会社によって策定された方針に基づき承認される。

(中略)

(6) 監督官庁の概要

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

(イ) 認可の届出の受理

UCITS規則の下での認可投資信託(以下「認可投資信託」という。)は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

(ロ) 認可の拒否または取消

アイルランド中央銀行が、() 認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、() 投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または() (前記() に反することなく) 認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がUCITS規則の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはUCITS規則により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可投資信託の認可を取り消すか承認を拒否することがある。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

(後略)

2 投資方針

<訂正前>

(前略)

投資目的および方針

ポートフォリオの資産は、当該ポートフォリオのサブリメントに規定されているポートフォリオの投資目的および方針に従い、個別に投資される。米ドル・ポートフォリオの投資方針については、当該サブリメント「6. US\$フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針」および「7. US\$マスター・ファンドの投資方針」に記載されるとおりである。

ポートフォリオによる投資が成功すること、またはポートフォリオの投資目的が達成されることに関する確約または保証はできない。ポートフォリオに投資を行う際に検討されるべき要因については、本書および関連サブリメントの「リスク要因および特別考察」を参照のこと。特に、ポートフォリオの投資対象である、安定した投資証券1口当たり純資産価格の達成を目的とするマスター・ポートフォリオがこれを行うという表明または保証はなく、元本に損失が生じる可能性があることに留意されたい。

(中略)

リスク

(中略)

本書の「マスター・ファンドのリスク要因および特別考察」セクションも参照のこと。

(中略)

(5) 投資制限

(中略)

() 金融派生商品

(中略)

管理会社は、中央銀行の承認を得て、関連あるポートフォリオの認可日から6ヶ月を上限として、ポートフォリオの特定の上記投資制限の適用除外を許可することがある。ただし、かかるポートフォリオは、別途リスク分散原則を遵守するものとする。

いずれのポートフォリオも、そのあらゆる投資対象の発行体について、法律上または経営上の支配を獲得することを求めてはならない。

借入方針

ポートフォリオは、以下の場合を除き、金銭を借り入れず、融資を提供せず、または第三者のための保証人とならない。

ポートフォリオが一時的にポートフォリオの純資産の10%を超えない金額の借入れを行う場合。ただし、当該目的上、かかる借入れおよびリバース・レポ取引に関する未払総額は、ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないものとする。

()米ドルポートフォリオは、デリバティブ取引を行っていない。

本書の「投資制限」セクションのほかに、各ポートフォリオに適用される本書のサブリメントに各ポートフォリオに適用される追加の投資制限が定められている。管理会社は、受託会社から書面による承認を受け、かつ、アイルランド中央銀行の要件に従うことによつてのみ、ファンドの投資対象が保有される国またはファンドの受益証券が販売される国の法令および管理会社またはその関係会社が受益者との間で締結した契約上の取決めを遵守するために、投資顧問会社またはポートフォリオのために任命された販売会社の助言を受けた上で、随時追加の投資制限を課すことができるが、かかる制限は、全体として関連ポートフォリオの受益者の利益を害するものではないと管理会社が判断することを条件とする。

ポートフォリオに適用されるこうした投資制限の変更は、関連サブリメントに反映され、関連の受益者に通知される。

サブリメント

(中略)

3. 最低投資額

当初の最低投資額は10.00米ドルである。最低追加投資額は0.01米ドルである。日本の各販売会社は10.00米ドルを超える最低当初投資額および最低追加投資額ならびに買戻額をその裁量で定めることができ、この場合、投資者は事前に通知を受ける。いかなる場合にも、一取引日において買戻されるファンド証券数は、発行済ファンド証券数の10%を下回って制限されることはない。

US\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額がいずれかの時点で30,000,000米ドルを下回る場合、US\$フィーダー・ポートフォリオは、投資顧問会社の単独の裁量により、取引を停止することができる。このような場合、管理会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオを解散し、その資産を受益者に分配するか否かを決定する。

4. 分配

US\$フィーダー・ポートフォリオの投資収益の全部または実質的に全部は、各営業日のダブリン時間（または管理会社が決定するその他の時間）の午後9時現在で計算され、当該営業日のUS\$フィーダー・ポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、毎日分配が宣言される。受益者が現金による分配金の支払いを選択しなければ、各月の最終営業日の一営業日前までに宣言された分配金は（適用ある場合には販売会社による源泉徴収の後）当該月の最終営業日に当該受益者に分配され、かつ追加の受益証券買付けのために再投資される。受益者が現金による分配金の支払いを選択する場合、分配は、当初買付契約において受益者により指定された口座宛の電信送金により、当該月の最終営業日頃（翌月の第三営業日までに支払われるものとする。）に支払われる。管理会社は、事前の通知により、他の日に受益者に分配を支払うことができる。信託証書により、管理会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオの運用に関する受取利息を含む純利益（インカム・ゲイン）ならびに実現・未実現損失を上回る実現・未実現キャピタル・ゲインの超過額から、受益証券について分配を宣言する権利を与えられている。

(中略)

5. 経費および費用

(中略)

管理会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、受益者サービス代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、代行協会員および日本における販売会社に生じた報酬および現金立替費用、

US\$フィーダー・ポートフォリオに関する重要な訴訟等のその時々が発生することがある特別費用または臨時費用（もしあれば）

US\$フィーダー・ポートフォリオがUS\$マスター・ファンドに投資することによりUS\$フィーダー・ポートフォリオが負担することとなるUS\$マスター・ファンドの投資顧問報酬は、投資顧問報酬からUS\$フィーダー・ポートフォリオに払い戻されることとなっている。

疑義を避けるため記載すると、US\$マスター・ファンドにより請求されるファンドの運営費用は上記の固定率に含まれる。

2014年12月31日に終了した会計年度にUS\$フィーダー・ポートフォリオが支払った各報酬および費用(投資顧問報酬、管理事務代行報酬および受託報酬、販売報酬および代行協会員報酬、名義書換事務代行報酬、受益者サービス代行報酬、監査報酬、管理会社報酬、弁護士報酬、その他の費用)については、後記「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 (2) 損益計算書 費用」のとおりである。

各報酬の支払い先および役務の内容は以下のとおりである。

報酬	支払い先	役務の内容
投資顧問報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（投資顧問会社）	ファンドに関する日々の投資運用業務
管理事務代行報酬	BNYメロン・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッド（管理事務代行会社）	ファンドの純資産総額、1口当たりの純資産価格の計算等の日々の管理事務代行業務
受託報酬	BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド（受託会社）	ファンドの資産の保管業務等の受託業務
販売報酬	日本における販売会社	日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびファンドの投資環境に関する説明および情報提供業務
代行協会員報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント会社（代行協会員）	目論見書の配布の手配、1口当たり純資産価格の公表、ファンドに関する文書の配布、およびこれらに付随する業務
登録・名義書換事務代行報酬	RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド（登録・名義書換事務代行会社）	ファンド証券の登録・名義書換代行業務
受益者サービス代行報酬	ゴールドマン・サックス・インターナショナル（受益者サービス代行会社）	受益者からの問い合わせへの対応、受益者の口座開設等の受益者サービス代行業務
管理会社報酬	ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド（管理会社）	ファンド資産の運用・管理

（中略）

11. US \$ マスター・ファンドが投資する証券の説明

（中略）

アメリカ合衆国の銀行およびアメリカ合衆国以外の国の銀行の債務：US \$ マスター・ファンドは、購入時に総資産10億米ドル超のアメリカ合衆国（米国）の銀行により発行されまたは保証されている証券に限定される「米国の銀行の債務」に投資することができる。このような債務には、米国の銀行の米国子会社により発行される債券も含まれる。

（中略）

「4. リスク要因および特別考察」中の「非米国リスク」を参照のこと。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資目的および方針

ポートフォリオの資産は、当該ポートフォリオのサブリメントに規定されているポートフォリオの投資目的および方針に従い、個別に投資される。米ドル・ポートフォリオの投資方針について

では、当該サブプリメント「6. US \$フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針」および「7. US \$マスター・ファンドの投資方針」に記載されるとおりである。

ポートフォリオによる投資が成功すること、またはポートフォリオの投資目的が達成されることに関する確約または保証はできない。ポートフォリオに投資を行う際に検討されるべき要因については、本書および関連サブプリメントの「リスク考察」を参照のこと。特に、ポートフォリオの投資対象である、安定した投資証券1口当たり純資産価格の達成を目的とするマスター・ポートフォリオがこれを行うという表明または保証はなく、元本に損失が生じる可能性があることに留意されたい。

(中略)

リスク

(中略)

本書の「マスター・ファンドに関するリスク考察」セクションも参照のこと。

(中略)

(5) 投資制限

(中略)

() 金融派生商品

(中略)

管理会社は、中央銀行の承認を得て、関連あるポートフォリオの認可日から6ヶ月を上限として、同一発行体の有価証券への投資はファンドの資産の20%を超えて行わない旨の投資制限を含む上記投資制限の適用除外および前記「ポートフォリオ運用技法」に記載される投資技法の使用に関する料率制限の適用除外をポートフォリオに許可することがある。ただし、かかるポートフォリオは、別途リスク分散原則を遵守するものとする。

() 米ドル・ポートフォリオは、デリバティブ取引を行っていない。

借入方針

ポートフォリオは、以下の場合を除き、金銭を借り入れず、融資を提供せず、または第三者のための保証人とならない。

ポートフォリオが一時的にポートフォリオの純資産の10%を超えない金額の借入れを行う場合。ただし、当該目的上、かかる借入れおよびリバース・レポ取引に関する未払総額は、ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないものとする。

本書の「投資制限」セクションのほかに、各ポートフォリオに適用される本書のサブプリメントに各ポートフォリオに適用される追加の投資制限が定められている。管理会社は、受託会社から書面による承認を受け、かつ、アイルランド中央銀行の要件に従うことによるのみ、ファンドの投資対象が保有される国またはファンドの受益証券が販売される国の法令および管理会社またはその関係会社が受益者との間で締結した契約上の取決めを遵守するために、投資顧問会社またはポートフォリオのために任命された販売会社または副販売会社の助言を受けた上で、随時追加の投資制限を課することができるが、かかる制限は、全体として関連ポートフォリオの受益者の利益を害するものではないと管理会社が判断することを条件とする。ポートフォリオに適用されるこうした投資制限の変更は、関連サブプリメントに反映され、関連の受益者に通知される。

サブプリメント

(中略)

3. 最低投資額

当初の最低投資額は10.00米ドルである。最低追加投資額は0.01米ドルである。日本の販売会社は10.00米ドルを超える最低当初投資額および最低追加投資額ならびに買戻額をその裁量で定めることができ、この場合、投資者は事前に通知を受ける。いかなる場合にも、一取引日において買戻されるファンド証券数は、発行済ファンド証券数の10%を下回って制限されることはない。

US\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額がいずれかの時点で30,000,000米ドルを下回る場合、US\$フィーダー・ポートフォリオは、投資顧問会社の単独の裁量により、取引を停止することができる。このような場合、管理会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオを解散し、その資産を受益者に分配するか否かを決定する。

4. 分配

US\$フィーダー・ポートフォリオの投資収益の全部または実質的に全部は、各営業日のダブリン時間（または管理会社が決定するその他の時間）の午後9時現在で計算され、当該営業日のUS\$フィーダー・ポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、毎日分配が宣言される。受益者が現金による分配金の支払いを選択しなければ、各月の最終営業日の一営業日前までに宣言された分配金は（適用ある場合には総販売会社または日本における販売会社による源泉徴収の後）当該月の最終営業日に当該受益者に分配され、かつ追加の受益証券買付けのために再投資される。受益者が現金による分配金の支払いを選択する場合、分配は、当初買付契約において受益者により指定された口座宛の電信送金により、当該月の最終営業日頃（翌月の第三営業日までに支払われるものとする。）に支払われる。管理会社は、事前の通知により、他の日に受益者に分配を支払うことができる。信託証書により、管理会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオの運用に関する受取利息を含む純利益（インカム・ゲイン）ならびに実現・未実現損失を上回る実現・未実現キャピタル・ゲインの超過額から、受益証券について分配を宣言する権利を与えられている。

（中略）

5. 経費および費用

（中略）

管理会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、代行協会員および日本における販売会社に生じた報酬および現金立替費用、

US\$フィーダー・ポートフォリオに関する重要な訴訟等のその時々が発生することがある特別費用または臨時費用（もしあれば）

US\$フィーダー・ポートフォリオがUS\$マスター・ファンドに投資することによりUS\$フィーダー・ポートフォリオが負担することとなるUS\$マスター・ファンドの投資顧問報酬は、投資顧問報酬からUS\$フィーダー・ポートフォリオに払い戻されることとなっている。

疑義を避けるため記載すると、US\$マスター・ファンドにより請求されるファンドの運営費用は上記の固定率に含まれる。

2014年12月31日に終了した会計年度にUS\$フィーダー・ポートフォリオが支払った各報酬および費用（投資顧問報酬、管理事務代行報酬および受託報酬、販売報酬および代行協会員報酬、名義書換事務代行報酬、受益者サービス代行報酬、監査報酬、管理会社報酬、弁護士報酬、その他の費用）については、後記「第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表（2）損益計算書 費用」のとおりである。

各報酬の支払い先および役務の内容は以下のとおりである。

報酬	支払い先	役務の内容
投資顧問報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（投資顧問会社）	ファンドに関する日々の投資運用業務
管理事務代行報酬	BNYメロン・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッド（管理事務代行会社）	ファンドの純資産総額、1口当たりの純資産価格の計算等の日々の管理事務代行業務
受託報酬	BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド（受託会社）	ファンドの資産の保管業務等の受託業務

販売報酬	日本における販売会社	日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびファンドの投資環境に関する説明および情報提供業務
代行協会員報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 (代行協会員)	目論見書の配布の手配、1口当たり純資産価格の公表、ファンドに関する文書の配布、およびこれらに付随する業務
登録・名義書換事務代行報酬	RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド (登録・名義書換事務代行会社)	ファンド証券の登録・名義書換代行業務
管理会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド (管理会社)	ファンド資産の運用・管理、受益者からの問い合わせへの対応、受益者の口座開設等の受益者サービス代行業務

(中略)

11. US \$ マスター・ファンドが投資する証券の説明

(中略)

アメリカ合衆国の銀行およびアメリカ合衆国以外の国の銀行の債務：US \$ マスター・ファンドは、購入時に総資産10億米ドル超のアメリカ合衆国(米国)の銀行により発行されまたは保証されている証券に限定される「米国の銀行の債務」に投資することができる。このような債務には、米国の銀行の米国子会社により発行される債券も含まれる。

(中略)

後記「3. 投資リスク」中の「非米国リスク」を参照のこと。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

ファンドのリスク要因および特別考察

（中略）

マスター・ファンドに関するリスク要因および特別考察

マスター・ポートフォリオの投資目的が達成されることを確約することはできない。

マスター・ポートフォリオへの投資は、完全な投資プログラムにはならない。投資家は、マスター・ポートフォリオへの投資を他のタイプの投資で補完することを検討すべきである。

一般的なリスク

一般に、発行体は、異なる国々において異なる会計、監査および財務報告の基準に服する。各発行体の証券の取引数量、価格ボラティリティおよび流動性が様々であるのと同様に、政府の監督ならびに証券取引所、証券業者および証券会社の規則も様々である。一部の国の法律は、MPがその国に所在するある発行体の証券に投資すること、または投資金額を本国送金することを妨げる場合がある。

また、市場が異なれば、清算および決済の仕組みも異なりうる。決済が遅れることにより、MPの資産の一部が投資されず、MP資産による収益が得られない期間が一時的に生じる可能性があり、MPが魅力的な投資機会を失う可能性もある。決済上の問題によりMP証券を処分することができない場合、その後当該ポートフォリオ証券の価格が下落することによりMPに損失が生じる可能性があり、MPが当該証券を売却する契約を締結している場合には購入者への賠償責任が生ずる可能性がある。一部の市場では、受渡し前に証券に対する支払いが求められる場合があり、これによりMPは付随する信用リスクを負う。

接収もしくは没収的課税の可能性、配当もしくは金利の支払いに対する源泉徴収課税、MPの資金もしくはその他の資産の移動に対する制限、政治的もしくは社会的な不安定性、または外交動向により、投資に悪影響を受ける可能性がある。証券の発行体は、当該証券の表示通貨の母国以外の国に所在地（domicile）を有する場合がある。異なる国の証券市場への投資の価値および相対的利回りならびに関連するリスクは互いに独立に変化すると予想される。

MPは、1米ドルの安定した1口当たり純資産価格を達成するという目的を持つクラスの場合、そのMPからの収益を分配することにより、1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するための合理的な努力をマスター・ファンドの取締役が行うように組成されている。しかしながら、MPは、平均より優れた信用があると投資時に投資運用会社が合理的に考える有価証券に投資するものの、投資先の発行体が債務不履行となりうる、そうでなくともそれに起因する価値の損失を被るというリスクが常に存在するという点に留意すべきである。これらの場合、マスター・ファンドの取締役はMPの1口当たり純資産価格を固定値に維持できない場合があり、その場合には元本を損失する可能性がある。MPは安定した1口当たり純資産価格の維持を目的とするが、それを達成できる表明保証はない。元本の損失は金額が大きくなる可能性や突然起きる可能性がある。

（中略）

マスター・ポートフォリオ間のクロス・コンタミネーション

アイルランド法に基づき、第三者に対してマスター・ファンドは全体として責任を負ってはならず、マスター・ポートフォリオ間に責任のクロス・コンタミネーションのおそれがあるとはならない。ただし、他の法域の裁判所においてマスター・ファンドに対して訴訟が提起された場合にマスター・ポートフォリオの分離性が維持されるという明確な確約はできない。

誤り、誤りの修正方針および受益者への通知

マスター・ファンドの取締役は、マスター・ファンドの保管銀行と協議の上、投資目的、投資方針または投資制限の違反およびマスター・ポートフォリオの純資産価額の計算または申込みおよび買戻しの処理における誤りについて、修正措置が必要か否か、またはマスター・ファンドもしくはその受益者に対し補償を支払うべきか否かを決定するため、検討を行う。

マスター・ファンドの取締役は、その単独裁量により、誤りの修正を承認することができ、これにより投資証券の申込みおよび買戻しの処理に影響が及ぶ可能性がある。取締役は、修正措置が講じられた場合またはマスター・ファンドもしくは受益者への補償が支払われる場合に何らかの制限となり得る誤りの解決に関して重要性に関する方針に従うことができる。さらに、適用法に基づき取締役により承認された方針に従い、必ずしもすべてのミスが補償すべき誤りになるとは限らない。したがって、補償すべき誤りまたはその他のミスが発生した期間に投資証券を購入したまたは買い戻した受益者は、補償すべき誤りまたはその他のミスの解決に関連して補償を受けられない可能性がある。

受益者は、誤りの修正に、かかる受益者が保有する投資証券の口数、かかる投資証券が発行された時の投資証券一口当たり純資産価格、またはかかる受益者に支払われる買戻代金に対する調整が必要でない限り、誤りの発生またはその解決について通知されない可能性がある。

「公正価値」価格の見直し

マスター・ファンドの取締役から能力ある当事者として任命され、当該目的のためにマスター・ファンドの保管会社により承認されたゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー内のあるグループが、一部の証券または商品につき、マスター・ファンドの管理事務代行会社が当該証券もしくは商品を提供することができない場合に、「公正価値」価格を提供することを要求されることがある。このような場合、マスター・ファンドの管理事務代行会社が、このような価格をマスター・ファンドのための純資産総額の計算に算入する前に、このような価格の「合理性」テストまたはその他のテストを行わない可能性があることに留意されたい。このような状況においては、当該証券の推定換金価値が高ければ高いほど、投資運用会社に支払われる報酬が高くなり、そのため利益相反が生ずる可能性があることに留意されたい。

（中略）

他のマスター・ポートフォリオへの投資に関連する費用および手数料

マスター・ポートフォリオの中には、マスター・ファンドの他のマスター・ポートフォリオに投資するものもあり、そのようなマスター・ポートフォリオはしたがってかかる他のマスター・ポートフォリオの費用および手数料の比例按分額を負担することになる。投資家は、当該多層構造に起因する比較的高い手数料を負担する可能性がある。当該投資構造により、マスター・ポートフォリオが間接の利害を有する投資対象に関して透明性が欠如する可能性もある。

（中略）

確定利付証券への投資および金利変動リスク

確定利付証券に投資されたマスター・ポートフォリオ（安定した投資証券一口当たり純資産価格の提供に努めるものを含む。）の投資証券の純資産価額は、金利の変動によって変化する。金利が低下する場合は確定利付証券の価値は一般に上昇すると予想でき、逆もまた同様である。特定の通貨で表示される確定利付証券への投資の運用実績も、当該通貨の発行国の金利環境に左右される。マスター・ポートフォリオのすべての投資は関連するマスター・ポートフォリオの基準通貨で表示される。

（中略）

受益者情報の開示

マスター・ファンド、マスター・ファンドの取締役、投資運用会社もしくは関連会社およびサービス提供者またはマスター・ファンドの代理人は適宜、マスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオによって直接もしくは間接的に所有される投資有価証券ならびに受益者の氏名および受益権のレベルを含む（がこれらに限定されない）マスター・ファンド、マスター・ポートフォリオおよび受益者に関する一定の情報を、（ ）開示当事者に対して、またはマスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオが直接もしくは間接的に投資する一定の法域の規制もしくは税務当局に対して、または（ ）マスター・ファンド、マスター・ファンドの取締役もしくは投資運用会社の相手方もしくはマスター・ファンド、マスター・ファンドの取締役もしくは投資運用会社に対するサービス提供者に対して開示するように要求される場合、またはその裁量で開示すべきか判断する場合がある。

（中略）

預金保護と同等の投資保護の不存在

MPへの投資は、銀行預金とは異なり、政府、政府機関または銀行預金者を保護するために利用される他の保証機構によって保護されない。マスター・ポートフォリオは安定した1口当たり純資産価格をもたらすよう努めるクラスを運用することができるが、それを保証することはできず、1口当たり純資産価格は銀行預金の額（関係する銀行の支払能力を仮定した場合）とは異なり変動しうる。

安定した純資産価格に関するリスク

MPのような短期マネー・マーケット・ファンドは、安定した1口当たり純資産価格を常に維持することはできない場合がある。短期マネー・マーケット・ファンドの受益者は、投資運用者もしくは関連会社はそのMPから不良資産を購入したり、そのMPに資本注入したり、そのMPと資本援助契約を締結したりその他そのMPが安定した1口当たり純資産価格を維持するのを援助するための措置を講じることを期待すべきではない。

金利リスク

金利が上昇している期間中、MPの利回り（およびその投資対象有価証券の時価）は一般的な市場金利よりも低くなる傾向がある。金利が下落している期間では、MPの利回りは高くなる傾向がある。低金利の状況では、MPには追加リスクが生じる。MPの投資ポートフォリオの利回りが低くなり、MPが受益者に対してプラスの利回りをもたらす、MPの資産から費用を支払い、または、一時的にしても、1口当たり純資産価格を維持するMPの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用 / 債務不履行リスク

有価証券の発行体もしくは保証人、または買戻し条件付売買契約を締結した銀行もしくは他の金融機関は、利子の支払いおよび元本の返済に関する債務不履行に陥る可能性がある。さらに、このリスクには、地方債を保証する海外信用状、信用保証状または保険証書が債務不履行に陥るリスクが含まれる場合がある。

MPの投資有価証券の信用度は、投資時においては信用度に関する条件を満たしていても、その後低下する場合があります。しかもこの低下は急に起こることがある。場合によっては、MPが保有する単一の有価証券またはMPが保有する有価証券の保証人の格下げまたは債務不履行によりMPの流動性が損われ、純資産総額の大幅な下落を生じさせる可能性がある。

運用リスク

投資運用会社が用いる戦略は意図した結果をもたらさない場合がある。

市場リスク

MPが投資する有価証券の価格は、個別の企業、特定の産業分野もしくは政府の見通しおよび経済状況全般によって上昇または下落する可能性がある。価格の変動は一時的または長期にわたり続く場合がある。MPによる投資は、適宜一または複数の産業分野に重点を置く場合があり、これにより、その産業分野において好ましくない事態が生じると、MPに対する損失リスクが増大する。

流動性リスク

MPは、市場の展開またはネガティブな投資家の認識によって流動性が低下する可能性のある資産に投資を行う場合がある。各MPはポートフォリオの流動性を高水準に維持するよう努めるが、ポートフォリオの有価証券の流動性は、発行体もしくは保証人に影響を及ぼす信用問題により、または市場全般および買い手の不在により急に低下することがある。買い手がつかず、希望する時期もしくは価格で容易に投資対象が売却することができない場合、MPはより低い価格での売却を行わざるを得ない場合もあり、またはその金融商品の全てを売却できない場合もある。一もしくは複数の投資対象を売却できない場合、MPの安定した1口当たり純資産価格の維持に悪影響を及ぼしまたはMPが他の投資機会を得ることの妨げになりうる。

流動性リスクには、通常とは異なる市況、通常より大量の買戻し請求または他の理由によりMPが定められた期間内に買戻し金額を支払うことができないというリスクも含まれる。MPが不利な時期または不利な状況で有価証券を売却せざるを得ない場合、その売却によりMPの安定した1口当たり純資産価格維持に悪影響が生じる場合がある。

投資運用会社のクライアント、関連会社および投資運用会社によって運用される他のファンドを含む一定の受益者は、随時相当な割合のMPの受益証券を所有または支配することがある。当該受益者には、例えば機関投資家、ファンド・オブ・ファンズ、一任投資顧問会社および単一的意思決定者により売買の決定がなされる他の受益者が含まれる場合がある。当該受益者がMPの受益証券を買戻すことにより更にMPの流動性リスクが増大し、MPそれ自体の純資産総額に影響を及ぼす場合がある。

(中略)

三者間担保運用サービス

マスター・ポートフォリオはレポ契約を締結することがある。かかる契約に基づき取得された担保は保管銀行またはその代理人に移さなければならないが、この要件は、所有権の移転がなくマスター・ファンドが国際的な中央証券預託機関およびその関連機関(この種の取引の専門家として一般に認識されている機関で、良識的な監督下にあり、担保提供者と無関係の機関)の三者間担保運用サービスを利用する場合は適用されない。そのような場合、かかる担保は、三者間担保代理人により保管ネットワークの外に保管される。かかる三者間担保取引に従って担保が保有される場合、マスター・ファンドは、下記「保管リスク」に概説するように、国際的な中央証券預託機関または関連機関が支払不能(以下に定義する。)に陥った場合、同様のリスクにさらされる。

保管リスク

マスター・ファンドは、保管会社の支払不能、財産管理、清算または債権者からのその他の正式な保護申立手続(以下「支払不能」という。)に関する多くのリスクを負う。かかるリスクには、保管会社およびいずれかの副保管会社の両者において顧客の資金(以下「顧客の資金」という。)として取り扱われていない、保管会社が保管しているすべての現金が失われること、保管会社がマスター・ファンドと合意した手続(もしあれば)に従って顧客の資金として取り扱うことができなかつたすべての現金が失われること、保管会社およびいずれかの副保管会社の両者において適切に分離されずかつ識別されなかつた一部またはすべての有価証券(以下「信託財産」という。)、または支払不能に関する管理事務費を支払うための減額および/またはかかる信託財産の識別および譲渡に関し保管会社によって保管されていた顧客の資金、および/または支払不能の特別な状況に従ったその他の理由による顧客の資金が失われること、保管会社による誤った会計処理による一部またはすべての資産が失われること、残高の送金の受取および当該資産の管理の回復が大幅に遅延したことによる損失が含まれる。マスター・ファンドは、当該有価証券が保管されているいずれかの副保管会社、現金(顧客の資金として取り扱われている現金を含む。)が保管されている第三者銀行、またはレポ契約に基づき取得された担保または返還された現金が保管されている債券集中保管機関または関係機関の支払不能の場合にも類似のリスクを負う。支払不能は、MPの投資活動に深刻な混乱をもたらす可能性がある。状況によっては、マスター・ファンドの取締役はこのために、純資産総額の計算および一または複数のMPに関する受益証券の取引を一時的に停止することになる可能性がある。

課税状況の不確実性

投資しようとする者は、租税法規は絶えず変更されていること、およびそうした変更^{に遡及的効力がある場合があることに留意されたい。}また、税務当局による租税法規の解釈および適用は、明確でなく、一貫性がなくまたは透明性がない場合がある。その結果、MPの受益証券の申込み、買戻しもしくは転換時のMPの純資産総額は、過去の実現または未実現利益に対する租税債務(遡及的効力のある租税債務を含む。)を含むMPの租税債務を正確には反映していない場合がある。更に、受益証券の申込み、買戻しまたは転換時のポートフォリオの純資産総額は、最終的に支払われない場合のある潜在的租税債務を反映する場合がある。会計基準もまた変更される可能性があり、以前には計上す

ることを要求されていなかった潜在的租税債務をM Pが計上する義務が生じる、またはM Pが最終的に当該課税義務を課されるとは予期しない状況においてM Pがそれを計上する義務が生じることがある。

M Pが事後的に租税債務を計上する場合、以前には計上されていなかった租税債務に関する金額を支払う義務がある場合、およびその評価に反映されていなかった租税債務がM Pの投資(過去の実現投資を含む。)によって生じた場合、当該計上または支払額は、通常、当該課税に関連する所得を得た時または取引がなされた時ではなく、当該計上または支払時に適用されるM Pの受益者に割り当てられる。更に、潜在的租税債務の計上額が当該課税義務を超える、または超える予定であるとM Pが決定する場合、当該決定から生じる利益は、通常、当該課税に関する所得を得た時または取引がなされた時ではなく、その決定時に適用されるM Pの受益者に割り当てられる。それ以前に当該M Pの受益証券を買い戻した受益者は追加の支払いを受けず、当該利益も割り当てられない。上記の決定または支払いについて、受益者に対する通知はない。

租税債務が発生しない期間にM Pに投資する受益者は、適用される投資の時期に当該租税債務が発生していた場合より、高い純資産価格で当該M Pに投資することになる。同様に、租税債務が発生する期間にM Pに投資する受益者は、適用される投資の時期に当該租税債務が発生していなかった場合より、低い純資産価格で当該M Pに投資することになる。他方、潜在的租税債務が発生していない期間にM Pの受益証券を買い戻す受益者は、適用される買い戻しの時期に当該債務が発生していた場合より高い純資産価格で当該M Pから買い戻すことになる。同様に、潜在的租税債務が発生する期間にM Pの受益証券を買い戻す受益者は、適用される買い戻しの時期に当該債務が発生していなかった場合より低い純資産価格で当該M Pから買い戻すことになる。

税務上のリスク；受益者に関する情報の開示

2013年12月31日以降に行われるマスター・ファンドおよび各マスター・ポートフォリオに対する米国源泉の利息または配当金（およびその他の類似の支払金）に関する一定の支払いならびに2016年12月31日以降に行われる米国源泉の利息または配当金を生じる可能性のある財産の売却またはその他の処分による総手取金に起因する一定の支払いには、各種報告要件が満たされない限り、30%の源泉徴収税が課される。特に、マスター・ファンドおよび各マスター・ポートフォリオがその他の点で遵守状態にあるとみなされていない場合でも、これらの報告要件は、とりわけ、マスター・ファンドおよび適用されるマスター・ポートフォリオがIRSとの間において源泉徴収契約を締結し、マスター・ファンドおよび該当するマスター・ポートフォリオがその各受益者から特定の情報を取得し、マスター・ファンドおよび該当するポートフォリオがかかる情報の一部をIRSに対し開示する場合は満たされる。要求された情報の提供を怠った受益者は、2016年12月31日以降にマスター・ファンドまたは適用されるマスター・ポートフォリオが行う買戻しまたは分配の支払いの全部または一部につき、かかる源泉徴収税を課される可能性がある。数ある理由の中でもとりわけ上記の開示義務が変更（爾後のガイダンス等）される可能性があるため、マスター・ファンドまたは各マスター・ポートフォリオがこの源泉徴収税の課税対象にならないという確約はできない。マスター・ファンドへの投資に関連するかかる税務上のリスクおよびその他の税務上のリスクを以下に論考する。

銀行持ち株会社としての規制

ゴールドマン・サックスは、1956年米国銀行持株会社法（改正済）（以下「BHCA」という。）に基づく、銀行持株会社（以下「BHC」という。）であり、これにより、連邦準備制度理事会の監督および規制に従う。

さらに、ゴールドマン・サックスは、一定の基準を満たしているBHCが取得することのできる資格であるBHCAに基づく金融持株会社（以下「FHC」という。）として取扱われる。FHCは、FHCではないBHCに比べ、より広範囲に及ぶ業務を行うことができる。しかしながら、FHCおよびその関連会社の業務は、引き続き、BHCAおよびその関連する規則により課せられた一定の規制に従うこととなっている。ゴールドマン・サックスは現在、BHCAにおける意味の範囲内でマスター・ファンドを「管理」するものとみなされているため、BHCAおよびその関連規則により課せられたかかる規制はマスター・ファンドに適用されることが予想される。よって、BHCAおよびその他の適用可能な銀行法、規則、規定およびガイドライン、ならびに該当する規制機関（連邦準備制度理事会を含むがこれに限定されない。）がこれらを解釈し管理することにより、一方の当事者を投資運用会社、マスター・ファンドの取締役会、ゴールドマン・サックスおよびこれらの関連会社とし、また、他方の当事者をマスター・ファンドとする取引および関係が制限される可能性があり、また、マスター・ファンドによる投資および取引ならびにファンドの業務が制限される可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドに適用され得るBHCA規制は、とりわけ、投資を行うマスター・ファンドの能力または投資の規模を制限する可能性があり、マスター・ファンドの投資対象の一部またはすべてに関し最長保有期間を設定する可能性があり、マスター・ファンドが投資する会社の経営および運営に参加する投資運用会社の能力を制限する可能性があり、また、ゴールドマン・サックスのマスター・ファンドに投資する能力を将来制限する。さらに、特定のBHCA規制により、関連会社によって所有、保有または管理されているポジションの合算が必要になる可能性がある。従って、場合によっては、顧客の勘定および自己勘定で、ゴールドマン・サックスおよびその関連会社（投資運用会社を含む。）によって保有されているポジションは、マスター・ファンドによって保有されているポジションと合算されなくてはならなくなる可能性もある。BHCA規制が保有され得るポジションの金額に上限を設ける場合、ゴールドマン・サックスは、自己勘定または他の顧客の勘定で、投資を行うために利用可能な能力を用いる可能性があり、これにより、ファンドは特定の投資対象を制限および/または清算することを要求される可能性がある。以下「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」についても参照されたい。

このような規制は、とりわけMPの投資プログラムに含まれる特定の戦略を実行する、または特定の有価証券の取引を行う投資運用会社の能力に影響を及ぼすことにより、MPに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、ゴールドマン・サックスは、将来、FHCとしての資格を失う可能性があり、これによりMPはさらなる制限を受ける可能性がある。さらに、ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法(改正される可能性があり、また、本法に基づき発布される規則と共に以下「ドッド・フランク法」という。)、および新たな法案を施行する監視監督機関により発布される新たな規則がゴールドマン・サックスもしくはマスター・ファンドに与える影響に関する保証はなく、また、かかる法の影響がMPに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

ゴールドマン・サックスは、将来、自身の単独の裁量により、受益者に通知することなく投資顧問会社の組織再編を行うことができ、またはゴールドマン・サックス、MPまたは投資運用会社およびその関連会社によって管理されているその他のファンドおよび口座に対する銀行の規制上の制限による影響または適用可能性を軽減または排除するために、マスター・ファンドまたは投資運用会社の組織再編を行うことができる。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスのマスター・ファンドへの投資(もしあれば)の金額を削減することにより、または自身の単独裁量により決定するその他の方法によりこれを達成するよう努める。

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

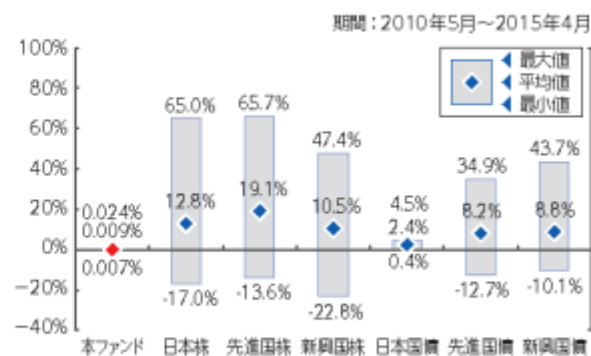
* 上記リスクに対する管理体制は今後変更されることがある。

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

● 各資産クラスの指数

- 日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI 国債
- 先進国債: シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

< 訂正後 >

ファンドのリスク考察

(中略)

マスター・ファンドに関するリスク考察

マスター・ポートフォリオの投資目的が達成されることを確約することはできない。

マスター・ポートフォリオへの投資は、完全な投資プログラムにはならない。投資家は、マスター・ポートフォリオへの投資を他のタイプの投資で補完することを検討すべきである。

一般的なリスク

一般に、発行体は、異なる国々において異なる会計、監査および財務報告の基準に服する。各発行体の証券の取引数量、価格ボラティリティおよび流動性が様々であるのと同様に、政府の監督ならびに証券取引所、証券業者および証券会社の規則も様々である。一部の国の法律は、マスター・ポート

フォリオがその国に所在するある発行体の証券に投資すること、または投資金額を本国送金することを妨げる場合がある。

また、市場が異なれば、清算および決済の手続も異なりうる。決済が遅れることにより、マスター・ポートフォリオの資産の一部が投資されず、マスター・ポートフォリオ資産による収益が得られない期間が一時的に生じる可能性があり、マスター・ポートフォリオが魅力的な投資機会を失う可能性もある。決済上の問題によりマスター・ポートフォリオ証券を処分することができない場合、その後当該ポートフォリオ証券の価格が下落することによりマスター・ポートフォリオに損失が生じる可能性があり、マスター・ポートフォリオが当該証券を売却する契約を締結している場合には購入者への賠償責任が生ずる可能性がある。一部の市場では、受渡し前に証券に対する支払いが求められる場合があり、これによりマスター・ポートフォリオは付随する信用リスクを負う。

接收もしくは没収的課税の可能性、配当もしくは金利の支払いに対する源泉徴収課税、マスター・ポートフォリオの資金もしくはその他の資産の移動に対する制限、政治的もしくは社会的な不安定性、または外交動向により、投資に悪影響を受ける可能性がある。証券の発行体は、当該証券の表示通貨の母国以外の国に所在地（domicile）を有する場合がある。異なる国の証券市場への投資の価値および相対的利回りならびに関連するリスクは互いに独立に変化すると予想される。

マスター・ポートフォリオは、1米ドルの安定した1口当たり純資産価格を達成するという目的を持つクラスの場合、そのマスター・ポートフォリオからの収益を分配することにより、1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するための合理的な努力をマスター・ファンドが行うように組成されている。しかしながら、マスター・ポートフォリオは、平均より優れた信用があると投資時に投資運用会社が合理的に考える有価証券に投資するものの、投資先の発行体が債務不履行となりうる、そうでなくともそれに起因する価値の損失を被るというリスクが常に存在するということに留意すべきである。これらの場合、マスター・ファンドはマスター・ポートフォリオの1口当たり純資産価格を固定値に維持できない場合があり、その場合には元本を損失する可能性がある。マスター・ポートフォリオは安定した1口当たり純資産価格の維持を達成できる表明保証はない。元本の損失は金額が大きくなる可能性や突然起きる可能性がある。

（中略）

マスター・ファンドのサブ・ファンド間のクロス・コンタミネーション

アイルランド法に基づき、第三者に対してマスター・ファンドは全体として責任を負ってはならず、マスター・ファンドのサブ・ファンド間に責任のクロス・コンタミネーションのおそれがあるとはならない。ただし、他の法域の裁判所においてマスター・ファンドに対して訴訟が提起された場合にマスター・ファンドのサブ・ファンドの分離性が維持されるという明確な確約はできない。

誤り、誤りの修正方針および受益者への通知

マスター・ファンドまたはマスター・ファンドを代理する管理会社の取締役は、マスター・ファンドの保管銀行と協議の上、投資目的、投資方針または投資制限の違反およびマスター・ポートフォリオの純資産価額の計算または申込みおよび買戻しの処理における誤りについて、修正措置が必要か否か、またはマスター・ファンドもしくはその受益者に対し補償を支払うべきか否かを決定するため、検討を行う。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドまたはマスター・ファンドを代理する管理会社の単独裁量によりそれぞれの場合に、誤りの修正を承認することができ、これにより投資証券の申込みおよび買戻しの処理に影響が及ぶ可能性がある。取締役は、修正措置が講じられた場合またはマスター・ファンドもしくは受益者への補償が支払われる場合に何らかの制限となり得る誤りの解決に関して重要性に関する方針に従うことができる。さらに、適用法に基づきマスター・ファンドおよび/または管理会社の取締役により承認された方針に従い、必ずしもすべてのミスが補償すべき誤りになるとは限らない。したがって、補償すべき誤りまたはその他のミスが発生した期間に投資証券を購入したまたは買い戻した受益者は、補償すべき誤りまたはその他のミスの解決に関連して補償を受けられない可能性がある。

受益者は、誤りの修正に、かかる受益者が保有する投資証券の口数、かかる投資証券が発行された時の投資証券一口当たり純資産価格、またはかかる受益者に支払われる買戻代金に対する調整が必要でない限り、誤りの発生またはその解決について通知されない可能性がある。

「公正価値」価格の見直し

評価会社が管理会社の代理人として能力ある当事者として任命され、当該目的のためにマスター・ファンドの保管銀行により承認された。これに伴い評価会社は、一部の証券または商品につき、マスター・ファンドの管理事務代行会社が当該証券もしくは商品を提供することができない場合に、「公正価値」価格を提供することを要求されることがある。このような場合、マスター・ファンドの管理事務代行会社が、このような価格をマスター・ファンドのための純資産総額の計算に算入する前に、このような価格の「合理性」テストまたはその他のテストを行わない可能性があることに留意されたい。このような状況においては、当該証券の推定換金価値が高ければ高いほど、管理会社または投資運用会社に支払われる報酬が高くなり、そのため利益相反が生ずる可能性があることに留意されたい。また一定の場合、評価会社が一部の証券または商品につき「公正価値」価格を提供することを要求されることがあり、このような場合に評価会社の「公正価値」価格が、当該証券または商品について次に入手可能な市場価格とは大幅に乖離する可能性があることに留意されたい。

（中略）

マスター・ファンドの他のサブ・ファンドへの投資に関連する費用および手数料

マスター・ポートフォリオの中には、マスター・ファンドの他のサブ・ファンドに投資するものもあり、そのようなマスター・ポートフォリオはしたがって当該サブ・ファンドの費用および手数料の比例按分額を負担することになる。投資家は、当該多層構造に起因する比較的高い手数料を負担する可能性がある。当該投資構造により、マスター・ポートフォリオが間接の利害を有する投資対象に関して透明性が欠如する可能性もある。

（中略）

確定利付証券への投資および金利変動リスク

確定利付証券に投資されたマスター・ファンドのサブ・ファンド（安定した投資証券一口当たり純資産価格の提供に努めるものを含む。）の投資証券の純資産価額は、金利の変動によって変化する。金利が低下する場合は確定利付証券の価値は一般に上昇すると予想でき、逆もまた同様である。特定の通貨で表示される確定利付証券への投資の運用実績も、当該通貨の発行国の金利環境に左右される。サブ・ファンドのすべての投資は関連するサブ・ファンドの基準通貨で表示される。

（中略）

受益者情報の開示

マスター・ファンド、マスター・ファンドの取締役、管理会社、投資運用会社もしくは関連会社およびサービス提供者またはマスター・ファンドの代理人は適宜、マスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオによって直接もしくは間接的に所有される投資有価証券ならびに受益者の氏名および受益権のレベルを含む（がこれらに限定されない）マスター・ファンド、マスター・ポートフォリオおよび受益者に関する一定の情報を、（ ）開示当事者に対して、またはマスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオが直接もしくは間接的に投資する一定の法域の規制もしくは税務当局に対して、または（ ）マスター・ファンド、マスター・ファンドの取締役もしくは投資運用会社の相手方もしくはマスター・ファンド、マスター・ファンドの取締役、管理会社もしくは投資運用会社に対するサービス提供者に対して開示するように要求される場合、またはその裁量で開示すべきか判断する場合がある。

（中略）

預金保護と同等の投資保護の不存在

マスター・ポートフォリオへの投資は、銀行預金とは異なり、政府、政府機関または銀行預金者を保護するために利用されうる他の保証機構によって保護されない。マスター・ポートフォリオは安定した1口当たり純資産価格をもたらすよう努めるクラスを運用することができるが、それを保証する

ことはできず、1口当たり純資産価格は銀行預金の額（関係する銀行の支払能力を仮定した場合）とは異なり変動しうる。

安定した純資産価格に関するリスク

マスター・ポートフォリオのような短期マネー・マーケット・ファンドは、安定した1口当たり純資産価格を常に維持することはできない場合がある。短期マネー・マーケット・ファンドの受益者は、投資運用者もしくは関連会社がそのマスター・ポートフォリオから不良資産を購入したり、そのマスター・ポートフォリオに資本注入したり、そのマスター・ポートフォリオと資本援助契約を締結したりその他そのマスター・ポートフォリオが安定した1口当たり純資産価格を維持するのを援助するための措置を講じることを期待すべきではない。

金利リスク

金利が上昇している期間中、マスター・ポートフォリオの利回り（およびその投資対象有価証券の時価）は一般的な市場金利よりも低くなる傾向がある。金利が下落している期間では、マスター・ポートフォリオの利回りは高くなる傾向がある。低金利の状況では、マスター・ポートフォリオには追加リスクが生じる。マスター・ポートフォリオの投資ポートフォリオの利回りが低くなり、マスター・ポートフォリオが受益者に対してプラスの利回りをもたらし、マスター・ポートフォリオの資産から費用を支払い、または、一時的にしても、1口当たり純資産価格を維持するマスター・ポートフォリオの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用 / 債務不履行リスク

有価証券の発行体もしくは保証人、または買戻し条件付売買契約を締結した銀行もしくは他の金融機関は、利子の支払いおよび元本の返済に関する債務不履行に陥る可能性がある。さらに、このリスクには、地方債を保証する海外信用状、信用保証状または保険証書が債務不履行に陥るリスクが含まれる場合がある。

マスター・ポートフォリオの投資有価証券の信用度は、投資時においては信用度に関する条件を満たしていても、その後低下する場合があります。しかもこの低下は急に起こることがある。場合によっては、マスター・ポートフォリオが保有する単一の有価証券またはマスター・ポートフォリオが保有する有価証券の保証人の格下げまたは債務不履行によりマスター・ポートフォリオの流動性が損われ、純資産総額の大幅な下落を生じさせる可能性がある。

運用リスク

投資運用会社が用いる戦略は意図した結果をもたらさない場合がある。

市場リスク

マスター・ポートフォリオが投資する有価証券の価格は、個別の企業、特定の産業分野もしくは政府の見通しおよび経済状況全般によって上昇または下落する可能性がある。価格の変動は一時的または長期にわたり続く場合がある。マスター・ポートフォリオによる投資は、適宜—または複数の産業分野に重点を置く場合があり、これにより、その産業分野において好ましからざる事態が生じると、マスター・ポートフォリオに対する損失リスクが増大する。

流動性リスク

マスター・ポートフォリオは、市場の展開またはネガティブな投資家の認識によって流動性が低下する可能性のある資産に投資を行う場合がある。各マスター・ポートフォリオはポートフォリオの流動性を高水準に維持するよう努めるが、ポートフォリオの有価証券の流動性は、発行体もしくは保証人に影響を及ぼす信用問題により、または市況全般および買い手の不在により急に低下することがある。買い手がつかず、希望する時期もしくは価格で容易に投資対象が売却することができない場合、マスター・ポートフォリオはより低い価格での売却を行わざるを得ない場合もあり、またはその金融商品の全てを売却できない場合もある。一もしくは複数の投資対象を売却できない場合、マスター・ポートフォリオの安定した1口当たり純資産価格の維持に悪影響を及ぼしまたはマスター・ポートフォリオが他の投資機会を得ることの妨げになりうる。

流動性リスクには、通常とは異なる市況、通常より大量の買戻し請求または他の理由によりマスター・ポートフォリオが定められた期間内に買戻し金額を支払うことができないというリスクも含まれる。マスター・ポートフォリオが不利な時期または不利な状況で有価証券を売却せざるを得ない場合、その売却によりマスター・ポートフォリオの安定した1口当たり純資産価格維持に悪影響が生じる場合がある。

管理会社または投資運用会社のクライアント、関連会社および管理会社または投資運用会社によって運用される他のファンドを含む一定の受益者は、随時相当な割合のマスター・ポートフォリオの受益証券を所有または支配することがある。当該受益者には、例えば機関投資家、ファンド・オブ・ファンズ、一任投資顧問会社および単一の意思決定者により売買の決定がなされる他の受益者が含まれる場合がある。当該受益者がマスター・ポートフォリオの受益証券を買戻すことにより更にマスター・ポートフォリオの流動性リスクが増大し、マスター・ポートフォリオそれ自体の純資産総額に影響を及ぼす場合がある。

（中略）

三者間担保運用サービス

マスター・ポートフォリオはレポ契約を締結することがある。かかる契約に基づき取得された担保はマスター・ファンドの保管銀行またはその代理人に移さなければならないが、この要件は、所有権の移転がなくマスター・ファンドが国際的な中央証券預託機関およびその関連機関（この種の取引の専門家として一般に認識されている機関で、良識的な監督下にあり、担保提供者と無関係の機関）の三者間担保運用サービスを利用する場合は適用されない。そのような場合、かかる担保は、三者間担保代理人により保管ネットワークの外に保管される。かかる三者間担保取引に従って担保が保有される場合、マスター・ファンドは、下記「保管リスク」に概説するように、国際的な中央証券預託機関または関連機関が支払不能（以下に定義する。）に陥った場合、同様のリスクにさらされる。

保管リスク

取引の執行/決済に関連する取引の設定の際にマスター・ファンドは、運営、費用またはその他の理由により、ブローカーまたは取引相手の不履行の場合に最も保全効果の高い利用可能な選択肢ではない可能性がある分離形式を選択することがある。マスター・ファンドの預託機関に保管され、預託機関の帳簿にマスター・ファンドに帰属するものとして特定されることを要するこれらの資産は、預

託機関の資産から分離される。これは預託機関の破産の場合に返却不能のリスクを緩和するが、防ぐものではない。一方で預託機関に預けられた預託金は、法的性質において他の銀行預金と異なるものではなく、このため破産の際には増大したリスクにさらされ、マスター・ファンドは預託機関の一般債権者となる。

マスター・ファンドの預託機関は、マスター・ファンドの投資先である国の資産を保有する副保管銀行を任命することができ、預託機関の法律義務の遵守にかかわらず、当該資産はこのため、これらの副保管銀行の破産のリスクにさらされる。マスター・ファンドまたはマスター・ファンドの預託機関が、マスター・ファンドの資産の全部もしくは一部を副保管銀行に委託し、副保管銀行が保有する混蔵勘定で保有される場合、資産が副保管銀行の運営モデル、決済効率、預託銀行および/またはマスター・ファンドの費用特性、口座開設の複雑性、指示の流れ、調整特性を含みマスター・ファンドの資産として特定されなければならないとする要件に加えて、多くの配慮がなされなければならない、現地の法律、規則および市場慣行に従わなければならない。

課税状況の不確実性

投資しようとする者は、租税法規は絶えず変更されていること、およびそうした変更には遡及的効力がある場合があることに留意されたい。また、税務当局による租税法規の解釈および適用は、明確でなく、一貫性がなくまたは透明性がない場合がある。その結果、マスター・ポートフォリオの受益証券の申込み、買戻しもしくは転換時のマスター・ポートフォリオの純資産総額は、過去の実現または未実現利益に対する租税債務（遡及的効力のある租税債務を含む。）を含むマスター・ポートフォリオの租税債務を正確には反映していない場合がある。更に、受益証券の申込み、買戻しまたは転換時のポートフォリオの純資産総額は、最終的に支払われない場合のある潜在的租税債務を反映する場合がある。会計基準もまた変更される可能性があり、以前には計上することを要求されていなかった潜在的租税債務をマスター・ポートフォリオが計上する義務が生じる、またはマスター・ポートフォリオが最終的に当該課税義務を課されるとは予期しない状況においてマスター・ポートフォリオがそれを計上する義務が生じることがある。

マスター・ポートフォリオが事後的に租税債務を計上する場合、以前には計上されていなかった租税債務に関する金額を支払う義務がある場合、およびその評価に反映されていなかった租税債務がマスター・ポートフォリオの投資（過去の実現投資を含む。）によって生じた場合、当該計上または支払額は、通常、当該課税に関連する所得を得た時または取引がなされた時ではなく、当該計上または支払時に適用されるマスター・ポートフォリオの受益者に割り当てられる。更に、潜在的租税債務の計上額が当該課税義務を超える、または超える予定であるとマスター・ポートフォリオが決定する場合、当該決定から生じる利益は、通常、当該課税に関する所得を得た時または取引がなされた時ではなく、その決定時に適用されるマスター・ポートフォリオの受益者に割り当てられる。それ以前に当該マスター・ポートフォリオの受益証券を買い戻した受益者は追加の支払いを受けず、当該利益も割り当てられない。上記の決定または支払いについて、受益者に対する通知はない。

租税債務が発生しない期間にマスター・ポートフォリオに投資する受益者は、適用される投資の時期に当該租税債務が発生していた場合より、高い純資産価格で当該マスター・ポートフォリオに投資することになる。同様に、租税債務が発生する期間にマスター・ポートフォリオに投資する受益者は、適用される投資の時期に当該租税債務が発生していなかった場合より、低い純資産価格で当該マスター・ポートフォリオに投資することになる。他方、潜在的租税債務が発生していない期間にマスター・ポートフォリオの受益証券を買い戻す受益者は、適用される買い戻しの時期に当該債務が発生していた場合より高い純資産価格で当該マスター・ポートフォリオから買い戻すことになる。同様に、潜在的租税債務が発生する期間にマスター・ポートフォリオの受益証券を買い戻す受益者は、適用される買い戻しの時期に当該債務が発生していなかった場合より低い純資産価格で当該マスター・ポートフォリオから買い戻すことになる。

税務上のリスク；受益者に関する情報の開示

2014年6月30日以降に行われた各マスター・ポートフォリオに対する米国内を源泉とする配当金、利息および当初発行割引による収益を含む、固定または確定可能な年次もしくは定期の利益、収益およびインカムに関する一定の支払いならびに2016年12月31日以降に行われた米国源泉の利息または配当金を生じる可能性のある財産の売却またはその他の処分による総手取金に起因する一定の支払いには、適用されるマスター・ポートフォリオが各種報告要件を遵守しない限り、30%の源泉徴収税が課される。特に、とりわけ、適用されるマスター・ポートフォリオが米国内国歳入庁に登録され、その各受益者から特定の情報を取得し、かかる情報の一部をアイルランド内国歳入庁または米国内国歳入庁に対し開示する場合にはこれらの報告要件が満たされる。要求された情報の提供を怠った受益者は、2016年12月31日以降に適用されるマスター・ポートフォリオが行う買戻しまたは分配の支払いの全部または一部につき、かかる源泉徴収税を課される可能性がある。各マスター・ポートフォリオがこの源泉徴収税の課税対象にならないという確約はできない。

銀行持ち株会社としての規制

ゴールドマン・サックスは、1956年米国銀行持株会社法(改正済)(以下「BHCA」という。)に基づく、銀行持株会社(以下「BHC」という。)であり、これにより、連邦準備制度理事会の監督および規制に従う。さらに、ゴールドマン・サックスは、一定の基準を満たしているBHCが取得することのできる資格であるBHCAに基づく金融持株会社(以下「FHC」という。)として取扱われる。FHCは、FHCではないBHCに比べ、より広範囲に及び業務を行うことができる。しかしながら、FHCおよびその関連会社の業務は、引き続き、BHCAおよびその関連する規則により課せられた一定の規制に従うこととなっている。

ゴールドマン・サックスは現在、BHCAにおける意味の範囲内でマスター・ファンドを「管理」するものとみなされているため、BHCAおよびその関連規則により課せられたかかる規制はマスター・ファンドに適用されることが予想される。よって、BHCAおよびその他の適用可能な銀行法、規則、規定およびガイドライン、ならびに該当する規制機関(連邦準備制度理事会を含むがこれに限定されない。)がこれらを解釈し管理することにより、一方の当事者を管理会社、投資運用会社、マスター・ファンドの取締役会、ゴールドマン・サックスおよびこれらの関連会社とし、また、他方の当事者をマスター・ファンドとする取引および関係が制限される可能性があり、また、マスター・ファンドによる投資および取引ならびにファンドの業務が制限される可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドに適用され得るBHCA規制は、とりわけ、投資を行うマスター・ファンドの能力または投資の規模を制限する可能性があり、マスター・ファンドの投資対象の一部またはすべてに関し最長保有期間を設定する可能性があり、マスター・ファンドが投資する会社の経営および運営に参加する投資運用会社の能力を制限する可能性があり、また、ゴールドマン・サックスのマスター・ファンドに投資する能力を将来制限する。さらに、特定のBHCA規制により、関連会社によって所有、保有または管理されているポジションの合算が必要になる可能性がある。従って、場合によっては、顧客の勘定および自己勘定で、ゴールドマン・サックスおよびその関連会社(管理会社および投資運用会社を含む。)によって保有されているポジションは、マスター・ファンドによって保有されているポジションと合算されなくてはならなくなる可能性もある。BHCA規制が保有され得るポジションの金額に上限を設ける場合、ゴールドマン・サックスは、自己勘定または他の顧客の勘定で、投資を行うために利用可能な能力を用いる可能性があり、これにより、ファンドは特定の投資対象を制限および/または清算することを要求される可能性がある。以下「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」についても参照されたい。

このような規制による将来への影響は不確定である。このような規制は、マスター・ポートフォリオの投資プログラムに含まれる特定の戦略を実行する管理会社または投資運用会社の能力に影響を及ぼすことがあり、マスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、ゴールドマン・サックスは、将来、FHCとしての資格を失う可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオはさらなる制限を受ける可能性がある。さらに、ドッド・フランク法および新たな法案を施行する監視監督機関により発布される新たな規則がゴールドマン・サックスもしくはマスター・ファ

ンドに与える影響に関する保証はなく、また、かかる法の影響がマスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

ゴールドマン・サックスは、将来、自身の単独の裁量により、受益者に通知することなく投資顧問会社の組織再編を行うことができ、またはゴールドマン・サックス、管理会社、マスター・ポートフォリオまたは投資運用会社およびその関連会社によって管理されているその他のファンドおよび口座に対する銀行の規制上の制限による影響または適用可能性を軽減または排除するために、管理会社、マスター・ファンドまたは投資運用会社の組織再編を行うことができる。ゴールドマン・サックスは、投資運用会社を他の組織に代替させるか、または自身の単独裁量により決定するその他の方法によりこれを達成するよう努める。

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

* 上記リスクに対する管理体制は今後変更されることがある。

参考情報

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



●グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

●上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(A) 日本

2015年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

2015年6月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(中略)

(B) アイルランド

(中略)

個人における「通常居住者」の意味

「通常居住者」の用語（「居住者」とは異なる。）は、個人の通常の生活形態と関連しており、ある一定の継続性を伴う居住者を意味する。

3課税年度連続してアイルランド居住者である個人は、4年目の課税年度開始時から、通常居住者となる。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなる。例えば、2007年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2010年の課税年度終了時までには通常居住者のままである。

「仲介者」の意味

仲介者とは以下の者をいう。

- (a) 他の者に代わり、アイルランドにおける規制された投資信託から支払を受領する等の取引を遂行し、または、
- (b) 他の者に代わり投資信託の受益証券を保有する者。

外国口座税務コンプライアンス法

通常外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）と呼ばれる米国の源泉徴収規定に従い、ファンドおよび各ポートフォリオが様々な報告要件を遵守する場合を除いて、外国金融機関その他の外国組織に対して行われる2014年6月30日以降の米国源泉の一定または確定可能な年次または定期的な所得に関する特定の支払、2016年12月31日以降の米国源泉の利息または配当を発生させる可能性のある財産の売却その他の処分からの手取金総額に帰属する特定の支払、および2016年12月31日以降の外国金融機関による特定の支払（またはその一部）には、30%の源泉徴収税が賦課される。米国はアイルランド政府との間でアイルランド金融機関によるFATCAの実施に関する政府間協定（以下「アイルランドIGA」という。）を締結した。FATCAおよびアイルランドIGAに基づき、各ポートフォリオは、この目的において「外国金融機関」として扱われる。外国金融機関としておよびFATCAを遵守するため、ポートフォリオは、数ある要件の中でもとりわけ（ ）「特定米国人」（すなわち、免税事業体および他の特定の者以外の課税対象となる米国人）である受益者または特定の場合における特定米国人に保有されている受益者（以下「米国人所有外国事業体」という。）を判断するためにそのすべての受益者に関する情報を取得および検証する必要、ならびに（ ）アイルランド政府またはIRSに対し、FATCAを遵守していないその受益者、特定米国人および米国人所有外国事業体に関する情報を毎年報告する必要がある。すべてのポートフォリオについて30%の源泉徴収税が免除されるという保証はない。

（後略）

<訂正後>

（A）日本

2015年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

2015年9月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（中略）

（B）アイルランド

（中略）

個人における「通常居住者」の意味

「通常居住者」の用語（「居住者」とは異なる。）は、個人の通常の生活形態と関連しており、ある一定の継続性を伴う居住者を意味する。

3課税年度連続してアイルランド居住者である個人は、4年目の課税年度開始時から、通常居住者となる。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなる。例えば、2014年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2017年の課税年度終了時までは通常居住者のままである。

「仲介者」の意味

仲介者とは以下の者をいう。

- (a) 他の者に代わり、アイルランドにおける規制された投資信託から支払を受領する等の取引を遂行し、または、
- (b) 他の者に代わり投資信託の受益証券を保有する者。

外国口座税務コンプライアンス法

通常外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)と呼ばれる米国の源泉徴収規定に従い、ファンドおよび各ポートフォリオが様々な報告要件を遵守する場合を除いて、外国金融機関その他の外国組織に対して行われる2014年6月30日以降の米国源泉の一定または確定可能な年次または定期的な所得に関する特定の支払、2016年12月31日以降の米国源泉の利息または配当を発生させる可能性のある財産の売却その他の処分からの手取金総額に帰属する特定の支払、および2016年12月31日以降の外国金融機関による特定の支払(またはその一部)には、30%の源泉徴収税が賦課される。米国はアイルランド政府との間でアイルランド金融機関によるFATCAの実施に関する政府間協定(以下「アイルランドIGA」という。)を締結した。FATCAおよびアイルランドIGAに基づき、各ポートフォリオは、この目的において「外国金融機関」として扱われる。外国金融機関としておよびFATCAを遵守するため、ポートフォリオは、数ある要件の中でもとりわけ()「特定米国人」(すなわち、免税事業体および他の特定の者以外の課税対象となる米国人)である受益者または特定の場合における特定米国人に保有されている受益者(以下「米国人所有外国事業体」という。)を判断するためにそのすべての受益者に関する情報を取得および検証する必要、ならびに()アイルランド政府または米国内国歳入庁に対し、FATCAを遵守していないその受益者、特定米国人および米国人所有外国事業体に関する情報を毎年報告する必要がある。すべてのポートフォリオについて30%の源泉徴収税が免除されるという保証はない。

(後略)

[次へ](#)

5 運用状況

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

以下のとおり更新されます。

(2015年7月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	数量 (口数)	取得原価(ドル)		時価(ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	アイルランド	外国投資法人	529,943,419	1.00	529,943,419	1.00	529,943,419	100.04

[次へ](#)

第2 管理及び運営

<訂正前>

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売

（中略）

さらに、当初買付契約において、またはファンドへの投資に関連して提供された情報は、ファンドに関する販売情報をより効率的に処理し、追跡し、またモニターするために、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよび米国にあるゴールドマン・サックス・グループ・インク、ならびに随時適切とみなされ、EU以外の国に所在し、適切な水準の保護を提供しないゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連会社および子会社に譲渡され、かかる会社によって使用される可能性がある。

（中略）

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

ポートフォリオの純資産総額は、当該ポートフォリオの基準通貨で表示され、各評価日の評価時点に、管理会社が、ポートフォリオの負債（管理会社が必要または適切とみなす引当金を含む。）を差し引いた後のその資産を算定することにより決定される。実現可能な範囲で、当該クラスまたはシリーズの投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬、運用実績報酬（存在する場合）およびその他の報酬を含む。）が各日に発生する。1口当たり純資産価格は、当該ポートフォリオの純資産総額を発行済受益証券数で除し、算出額を当該ポートフォリオの基準通貨の最小単位に四捨五入して各評価日に算定される。

（中略）

ポートフォリオの資産額の算定において、

- （ ）現金、預金および類似の投資対象は、その額面価格に経過利息を加算し、評価されるものとする。
- （ ）投資信託の受益証券または株式は、当該投資信託によって公表される、入手可能な最新の1口当たりまたは1株当たりの純資産価格を基準として評価されるものとする。
- （ ）上記の評価基準に従って特定の投資対象の評価を行なうことが不可能な場合、もしくは不正確となる場合、またはかかる評価が証券の公正市場価額を示していない場合、管理会社は、かかる特定の金融商品の適正な評価額を得るために他の一般に認められた評価基準を採用する権利を有するものとする。ただし、かかる評価方法は、受託会社によって承認されたものでなければならないものとする。

（中略）

（3）信託期間

（中略）

（ロ）受託会社による場合

- （ ）管理会社が清算手続（組織変更または合併を目的として行われる、受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。）に入り、営業を中止し、または（受託会社の合理的判断により）受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合

（中略）

（5）その他

（中略）

（3）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

本契約は、管理会社と投資顧問会社との間で締結され、以下の規定により終了されるまで効力を有するものとする。本契約は、管理会社または投資顧問会社が、90日以上前に書面により相手方当事者に通知することで、違約金の支払いを要することなく、解約することができる。

本契約は、当事者の書面による合意により、アイルランド中央銀行の同意を条件として、いつでも変更することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

（中略）

受益者サービス代行契約

受益者サービス代行契約は、いずれかの当事者が90日前に書面で通知することにより解除することができる。さらに、いずれの当事者も、一方の当事者が本契約の重要な規定への違反を犯し、または違反が犯されるのを容認し、当該違反の是正を要求する書面での通知が一方の当事者から他方の当事者に付与されてから30日以内に当該違反を是正しなかった場合、本契約を直ちに解除することができる。一方の当事者が支払不能に陥り、履行期の到来した債務を支払うことができず、清算手続に入り、財産保全面理人の任命を受け、もしくは解散のための（現実のもしくは提案された）手続の通知を受領した場合、ファンドが1990年ユニット・トラスト法上の認可ユニット・トラストでなくなった場合、または受益者サービス代行会社が受益者サービス代行契約に基づく自己の任務および義務を遂行する権限を失った場合、受益者サービス契約は自動的に解除されるものとする。

登録・名義書換事務代行契約

本契約は無期限に効力を有するものとする。

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、90日前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、いつでも解約することができる。このような解約通知は配達証明付き書留郵便によるものとし、解約の正確な日付を明記するものとする。この日付はいかなる場合も上述の通知期間の終了後とする。

ただし、いずれかの当事者が本契約の重要な規定に違反した場合は、他方当事者は30日前に書面による通知をすることにより、本契約を解約することができるものとする。ただし、30日以内に当該違反が是正される場合にはこの限りではない。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

総販売契約

総販売会社は、以下に該当する場合、締切日あるいは取引日前いつでも、電話、テレックス、ファックスにより迅速に管理会社に通知し書面による確認（クーリエ、書留のエアメールにより送付される）をすることにより、本契約を解約する権利を有するものとする。

(1) 英文目論見書に情報が記載された日付以降、管理会社の業務、事業において重大な悪影響を及ぼす変更（総販売会社から管理会社に対してその変更に関し通知された後、迅速に、総販売会社の納得のいく程度に、是正がなされないもの）があった場合。

(2) 国内外の財政、政治もしくは経済状況または為替レートもしくは為替管理に関して、総販売会社の判断によると、その影響が本契約もしくは英文目論見書に意図された条件もしくは方法での受益証券の販売、引渡の手続をとることが実務上できなくなるかもしくは奨めることができなくなるような変更があった場合。

総販売会社が重要な点においてその義務を履行せず、管理会社からの通知の後30日以内にその不履行が是正されない場合、管理会社は本契約を解約する権利を有するものとする。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

(4) 解散

「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(3) 信託期間」を参照のこと。

（後略）

<訂正後>

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売

買付は、投資者が関連ある主要投資家情報文書を受領した場合のみに受諾される。

（中略）

さらに、当初買付契約において、またはファンドへの投資に関連して提供された情報は、ファンドに関する販売情報をより効率的に処理し、追跡し、またモニターするために、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよび米国にあるゴールドマン・サックス・グループ・インク、ならびに随時適切とみなされ、EU以外の国に所在し、適切な水準の保護を提供しないゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連会社および子会社に譲渡され、かかる会社によって使用される可能性がある。

（中略）

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

ポートフォリオの純資産総額は、当該ポートフォリオの基準通貨で表示され、各評価日の評価時点に、管理会社が、ポートフォリオの負債（管理会社が必要または適切とみなす引当金を含む。）を差し引いた後のその資産を算定することにより決定される。実現可能な範囲で、当該クラスまたはシリーズの投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬、運用実績報酬（存在する場合）およびその他の報酬を含む。）が各日に発生する。1口当たり純資産価格は、管理会社の委託先としての管理事務代行会社が当該ポートフォリオの純資産総額を発行済受益証券数で除し、算出額を当該ポートフォリオの基準通貨の最小単位に四捨五入して各評価日に算定される。

（中略）

ポートフォリオの資産額の算定において、

- （ ）現金、預金および類似の投資対象は、その額面価格に経過利息を加算し、評価されるものとする。
- （ ）投資信託の受益証券または株式は、当該投資信託によって公表される、入手可能な最新の1口当たりまたは1株当たりの純資産価格を基準として評価されるものとする。
- （ ）上記の評価基準に従って特定の投資対象の評価を行なうことが不可能な場合、もしくは不正確となる場合、またはかかる評価が証券の公正市場価額を示していない場合、管理会社（または管理会社の委託先である評価会社）は、かかる特定の金融商品の適正な評価額を得るために他の一般に認められた評価基準を採用する権利を有するものとする。ただし、かかる評価方法は、受託会社によって承認されたものでなければならないものとする。

（中略）

（3）信託期間

（中略）

（ロ）受託会社による場合

- （ ）管理会社が清算手続（組織変更または合併を目的として行われる、受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。）に入り、営業を中止し、または（受託会社の合理的判断により）受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合、または1986年イギリス倒産法に基づき管財人が管理会社に任命されるか、類似の措置がいずれかの法域で発生した場合

（中略）

(5) その他

(中略)

(3) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、30日以上前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、解約することができるが、いずれかの当事者が、是正可能な本契約の重大な違反を犯したが、30日間是正されなかった場合など一定の場合には、他の当事者に対し書面による通知をすることにより、即時に解約することができる。

本契約は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

(中略)

評価契約

本契約は、無期限に効力を有するものとする。

本契約は、いずれかの当事者が60暦日前に他の当事者に書面により通知することにより、いつでも解約することができる。

本契約は、英国法に準拠し、解釈される。

登録・名義書換事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、90日前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、解約することができるが、いずれかの当事者が、本契約の重大な規定の違反を犯した場合は30日前の書面による通知により、または、いずれかの当事者が債務超過に陥るか、登録・名義書換事務代行会社が中央銀行により承認されなくなった場合は、即時に解約することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

総販売契約

総販売会社は、以下に該当する場合、管理会社に迅速に通知することにより、本契約を解約する権利を有するものとする。

- (1) 英文目論見書に情報が記載された日付以降、ファンドの業務または事業見通しにおいて重大な悪影響を及ぼす変更（総販売会社からその変更に関し通知された後、迅速に、総販売会社の納得のいく程度に、是正がなされないもの）があった場合。
- (2) 国内外の財政、政治もしくは経済状況または為替レートもしくは為替管理に関して、総販売会社の判断によると、その影響が本契約もしくは英文目論見書に意図された条件もしくは方法での受益証券の販売、引渡の取組をとることが実務上できなくなるかもしくは奨めることができなくなるような変更があった場合。

管理会社は、管理会社はその単独の裁量により、当該解約が受益者の最善の利益になると考える場合または、ファンドが解散または清算する場合、総販売会社に迅速に通知することにより、直ちに本契約を解約する権利を有するものとする。さらに、総販売会社が本契約に基づく総販売会社の義務を重要な点において履行しない場合、管理会社は総販売会社に30日前に通知することにより本契約を解約する権利を有するものとする。

本契約は、英国法に準拠し、解釈されるものとする。

(4) 解散

前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(3) 信託期間」を参照のこと。

(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 株式資本の額

以下のとおり更新されます。

2015年6月末日現在、払入済株式資本は25,000,000米ドル（約31億100万円）である。授権株式総数は普通株式2,500万株であり、普通株式2,500万株が発行済である。

管理会社の資本金の額の増減は以下のとおりである。

2013年12月13日現在	2米ドル
2014年12月末日現在	2,200万米ドル
2015年6月末日現在	2,500万米ドル

(注) 米ドルの円貨換算は、2015年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 124.04円）による。

(2) 会社の機構

<訂正前>

取締役会は、管理方針、管理会社の経営および事業を行う方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は、管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は、特別な資格は不要である。取締役は年次株主総会において株主の決議によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役は特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認を得て代行取締役を指名し、自己の不在時に取締役会に代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役であり、かつ他の取締役に指名された代行取締役でもある者は、取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

<訂正後>

管理会社の取締役が管理会社の経営管理に責任を負う。

管理会社の取締役は、管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

1名以上の取締役が管理会社を運営する。取締役は特別な資格を要しない。取締役は株主の決議によって選任される。取締役は特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認または他の決定により、他の取締役またはその他の者を代行取締役として指名して、自己の不在時に自己の代わりに行為させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する1名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

(3) 役員及び従業員の状況

< 訂正前 >

(2015年4月末日現在)

氏名	管理会社役職	所属・役職名
セオドア T. ソティア (Theodore T. Sotir)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクターおよびパートナー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの国際業務のチーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、グローバル・イニシアティブの責任者、オフショア・ファンド業務のチェアマンおよびディストリビューションの最高業務責任者
フランク・エニス (Frank Ennis)	取締役	ゴールドマン・サックスに雇用されていない。独立コンサルタントおよび社外取締役
マーク・ヒーニー (Mark Heaney)	取締役	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのエグゼクティブ・ディレクター、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのインターナショナル・ファンズ・グループの責任者
ユージーン・レーガン (Eugene Regan)	取締役	ゴールドマン・サックスに雇用されていない。社外取締役
キャサリン・ユニアック (Katherine Uniacke)	取締役	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのアドバイザー・ディレクター

(注) 管理会社の会社秘書役はマツアック・トラスト・リミテッドである。その他に管理会社の従業員はいない。

< 訂正後 >

(2015年7月末日現在)

氏名	管理会社役職	所属・役職名
セオドア T. ソティア (Theodore T. Sotir)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクターおよびパートナー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの国際業務のチーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、グローバル・イニシアティブの責任者、オフショア・ファンド業務のチェアマンおよびディストリビューションの最高業務責任者
スティーブン・デービス (Stephen Davies)	取締役	ゴールドマン・サックスのロンドンにおけるファイナンス部門のマネジング・ディレクターおよびゴールドマン・サックス・バンク・USA ロンドン支店のマネジャー
グレン・ソープ (Glenn Thorpe)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクターおよびヨーロッパ、アジア太平洋地域におけるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのオフショア・ファンド業務を支援するインベストメント・マネジメント部門のファンド・コントローラーの国際統括
バーバラ・ヒーリー (Barbara Healy)	取締役	ゴールドマン・サックスに雇用されていない。社外取締役

(注) 管理会社の会社秘書役はジョナサン・トーマス氏およびダニエル・ジャクソン氏である。管理会社の従業員は55名である。

4 利害関係人との取引制限

< 訂正前 >

利益相反

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、ファンドの投資目的と類似した投資目的を有する他の投資信託に関連する取締役、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社として行為すること、もしくは他の方法により他の投資信託に投資することができる。従って、事業の過程において、こうした者のいずれかとファンドとの間に潜在的利益相反が生じる可能性がある。それぞれは、常に、このような場合において、ファンドに対する自身の義務に配慮するものとする。投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、当事者としてまたは代理人として、ファンドと取引を行うことができる。ただし、かかる取引は、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されるかのように行われるものとし、受益者の最良の利益となるものとする。取引は、() 受託会社（受託会社が関係する取引の場合は、管理会社）によって、独立しており、かつ資格を有すると認められた者によって認証されたこのような取引の評価が得られた場合、または() このような取引が組織化された投資取引所の規則に従ってこのような取引所において最良の条件で実行される場合、または() () または() が実行不可能な場合は、かかる取引が、受託会社（受託会社が関係する取引の場合は、管理会社）が独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件であると確信し、かつ取引日において受益者の最良の利益となる条件で実行される場合、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されたとみなされる。

管理会社は、あらゆる利益相反が公正に、かつ受益者の最良の利益となるように解決されるよう努める。管理会社が() 上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されるための取決めが存在しており、また() 期間中に締結された関連当事者との間の取引が上記の義務を果たしていると認められるかという点に関しては、年次報告書および半期報告書に記載されるものとする。

信託証書は、非上場証券の予想実現価額を決定する際、管理事務代行会社は、権限のある者（受託会社の承認を得て、取締役によって承認された者）の予想価額を受諾することができる旨規定している。管理事務代行会社は、かかる目的上、投資顧問会社、副投資顧問会社、または投資顧問会社もしくは副投資顧問会社のその他関連会社によって提供された予想価額を受諾することができるものとし、また、投資者は、かかる状況において、証券の予想実現価額が高ければ高いほど投資顧問会社または副投資顧問会社（場合に応じて）に支払われるべき報酬も高くなるため、利益相反が発生する可能性があることを認識しておくべきである。

マスター・ファンドの利益相反に関する詳細については、「マスター・ファンドのリスク要因および特別考察」という見出しの本書の項を参照のこと。

潜在的利益相反

マスター・ファンドの取締役およびマスター・ファンドの投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、保管銀行、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの関連会社は、随時、マスター・ファンドの投資目的と類似した投資目的を有する他の投資信託に関連する取締役、投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、または保管銀行として行為すること、もしくは別途他の投資信託に投資することができる。従って、業務の過程において、かかる者のいずれかとマスター・ファンドとの間に潜在的利益相反が生じる可能性がある。それぞれの者は、常に、このような場合において、マスター・ファンドに対する自身の義務に配慮するものとする。投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、保管銀行、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの関連会社は、随時、当事者としてまたは代理人として、マスター・ファンドと取引を行なうことができる。ただし、かかる取引は、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されるのと同様に行われるものとする。取引は、() 保管銀行（または保管銀行が関係する取引の場合は、マスター・ファンドの取締役）によって独立した適格者

によって承認されたかかる取引の評価が得られた場合、または()かかる取引が組織化された投資対象の取引所の規則に従って当該取引所において最良の条件で実行される場合、または()()および()が不可能な場合は、かかる取引が、保管銀行(または保管銀行が関係する取引の場合は、マスター・ファンドの取締役)が独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件であると確信し、かつ取引日において受益者の最良の利益となる条件で実行される場合、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されたとみなされる。

マスター・ファンドの取締役会は、自身の利益相反方針に従って、あらゆる利益相反が公正に、かつ受益者の最良の利益となるように解決されるよう努めるものとする。マスター・ファンドは、マスター・ファンドに対し様々な業務を提供するためにゴールドマン・サックスを任命し、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドの利益相反方針に従って行為すると信じている。ゴールドマン・サックスが下記の様々な業務を行なうことにより利益相反が生じる可能性がある。

マスター・ポートフォリオに関連する利益相反の概要

ゴールドマン・サックス(本「潜在的利益相反」の項において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、投資運用会社およびこれらの関連会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員をいう。)は、世界的なフル・サービスの投資銀行、証券会社、資産管理会社金融サービス会社であり、また、世界的な大手金融市場参加者である。上記の通り、ゴールドマン・サックスは、多様な顧客に対し、幅広い金融サービスを提供している。上記の資格およびその他の資格において、ゴールドマン・サックスは、あらゆる市場および取引において顧客に対し助言を行なっており、自身の勘定または顧客および従業員の勘定で、顧客の勘定および関係ならびに自身がスポンサーとなり、管理し、また助言する商品(かかるゴールドマン・サックスの勘定またはその他の顧客の勘定(マスター・ポートフォリオを含む。))、関係および商品を「アカウント」と総称する。)を通して多岐にわたる投資対象を購入、売却、保有しており、またこれらの推奨を行なっている。ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオが直接的または間接的に投資を行なっているグローバル債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、バンク・ローン市場、およびその他の市場、証券および発行体に関し、直接的および間接的に利益を得ている。結果として、ゴールドマン・サックスの事業および取引は、マスター・ポートフォリオに不利益を与えまたはマスター・ポートフォリオを制限するなどの影響を及ぼし、および/またはゴールドマン・サックスもしくはその他のアカウントに利益をもたらす可能性がある。

以下は、マスター・ポートフォリオによって、マスター・ポートフォリオと、およびマスター・ポートフォリオのために行なう取引に関し投資運用会社およびゴールドマン・サックスが得る可能性のある財務上またはその他の利益に関連する特定の利益相反および潜在的利益相反に関する概説である。これらは、発生しうるすべての潜在的利益相反の完全な列挙または説明ではなく、また、完全な列挙または説明であることを意図したものでない。受益者は、マスター・ポートフォリオに投資することにより、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反およびかかる利益相反に直面するマスター・ポートフォリオの運営を認めたものとみなされるものとする。

受益証券の販売および投資機会の配分

(中略)

投資運用会社は、同時に、マスター・ポートフォリオに関し受け取る手数料またはその他の報酬(パフォーマンスによる報酬または割当を含む。)よりも高い手数料またはその他の報酬を得ることのできるアカウントの運用を同時に行なう可能性がある。投資運用会社は、より高い報酬を受け取る可能性のあるアカウントを優先し得るため、より高い手数料またはその他の報酬を支払うアカウントとマスター・ポートフォリオが同時に運用されることにより、利益相反が生じる可能性がある。例えば、投資運用会社は、運用実績に基づく報酬を支払うアカウントから、より高い報酬を受け取る可能性がある状

態で少ない投資機会を配分する際、利益相反に直面し得る。こうした利益相反に対応するため、投資運用会社は、自己の投資顧問会社としての義務に一致すると考える方法で投資機会を配分する際に従う方針および手続を採択した。下記の「マスター・ポートフォリオおよびその他のアカウントの間の投資機会の配分」を参照のこと。しかしながら、マスター・ポートフォリオによる投資の額、時期、構成または条件が、他のアカウントのこれらとは異なる可能性があり、パフォーマンスは他のアカウントのパフォーマンスより低くなる可能性もある。

ゴールドマン・サックスの仲介業者との金銭的およびその他の関係から生じる販売に関するインセンティブおよび関連する利益相反

ゴールドマン・サックスおよびその従業員（投資運用会社の従業員を含む。）は、マスター・ポートフォリオとの取引またはマスター・ポートフォリオのための取引を推奨し、またはこれらを行なう販売会社、コンサルタントおよびその他の者と関係（マスター・ポートフォリオに関連か否かを問わず、また、募集、仲介、助言および取締役会に関する関係を含むがこれらに限定されない。）を有する可能性がある。かかる販売会社、コンサルタントおよびその他の者は、かかる関係に関連し、ゴールドマン・サックスまたはマスター・ポートフォリオから報酬を受け取る可能性がある。かかる関係により、販売会社、コンサルタントおよびその他の当事者は、マスター・ポートフォリオの販売促進のためのインセンティブが生じるような利益相反に直面する可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオは、マスター・ポートフォリオの販売促進のために、授権されたディーラーおよびその他の金融仲介機関および営業担当者に対し支払いを行なう場合がある。かかる支払いは、ゴールドマン・サックスの資産またはゴールドマン・サックスに支払われる金額から行われる。かかる支払いにより、かかる者がマスター・ポートフォリオを強調し、宣伝し、または推奨するインセンティブが生じる可能性がある。

マスター・ポートフォリオとその他のアカウントとの間の投資機会の配分

投資運用会社は、マスター・ポートフォリオの投資目的と同様の投資目的を有し、また、マスター・ポートフォリオと同様の有価証券もしくはその他の商品、セクターまたは戦略に投資を行なう可能性のある、またはこれらの投資対象を売却する可能性のある複数のアカウント（ゴールドマン・サックスおよびその従業員が利害を有するアカウントを含む。）について、運用または助言を行なうことができる。これにより、特に、投資機会の利用可能性が限定されている場合（例えば、地域市場および新興市場、ハイ・イールド債、確定利付き証券、規制された業界、不動産資産、オルタナティブ投資ファンドの一次的および二次的利益、新規株式公募／新規発行への投資の場合など）、またはかかる投資機会の流動性が限られている場合に、潜在的利益相反が生じる可能性がある。

かかる潜在的利益相反に対応するために、投資運用会社は、アカウントのためにポートフォリオの決定を行なっているゴールドマン・サックスの従業員は、投資運用会社の信認義務に伴うアカウントのために売買の決定を行なうこと、また、かかるアカウント間で投資機会を配分することなどを定めた配分方針および手続を策定した。かかる方針および手続により、特定のポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用される適格アカウントの限られた投資機会は、（投資運用会社によって決定される基準により、）比例按分方式で配分されることになり得るが、下記の多くの他の要因を反映する配分となる場合も多々ある。異なるポートフォリオ運用チームによって運用されるアカウントは、配分の目的上個別に検討され得る。マスター・ポートフォリオが投資機会の割当を受けない場合に、特定のアカウントが投資機会の割当を受ける場合もあり得る。

マスター・ポートフォリオおよびその他のアカウントのための配分に関連する決定は、以下を含むがこれらに限定されない—または複数の要素を参考に行なわれる。アカウントのポートフォリオおよびそ

の投資期間、投資目的、投資ガイドラインおよび投資制限（特定のアカウントまたはアカウント間の保有に影響を及ぼす法律上および規制上の制限を含む。）、戦略適合性およびその他のポートフォリオ運用に関する考慮事項（異なる戦略のための異なる期待投資率を含む。）、マスター・ポートフォリオおよび関連するアカウントの将来の期待キャパシティ、投資運用会社の仲介に係る裁量の制限、現金および流動性に関する考慮事項、および他の適切な投資機会の利用可能性。適格性に関する考慮事項、評判に関する事項およびその他の考慮事項も検討され得る。また、投資運用会社は、アカウントに対し投資に関する推奨を行なう場合があるが、アカウントは、投資運用会社とは独立して投資を行なう。投資機会の利用可能性が制限されている場合において、かかるアカウントがマスター・ポートフォリオよりも前に投資機会に投資した場合は、マスター・ポートフォリオの投資機会の利用可能性は、投資運用会社の投資対象の配分に関する方針にかかわらず、低下することになる。

投資運用会社は、随時、新たな取引戦略を策定および実行し、新たな取引戦略および投資機会に参加することができる。かかる戦略および機会は、アカウントの目的と合致していたとしても、すべてのアカウントにおいて採用されるわけではなく、または採用されたアカウント間において比例的に用いられない場合もある。

異例な市場環境においては、投資運用会社は、通常取引配分慣行を逸脱する可能性がある。例えば、これは、通常、レバレッジあり、および/またはロング・ショートアカウントと通常は並行して運用されるレバレッジなし、および/またはロングのみのアカウントの運用に関し、発生する可能性がある。

G S A Mおよびマスター・ポートフォリオは、投資機会に関する通知を受け取り、または投資機会に参加する可能性がある。関連ある投資運用会社は、その単独裁量により、マスター・ポートフォリオがかかる投資機会に参加するか否かを決定し、また、投資者は、マスター・ポートフォリオがかかる投資機会に参加することを予測すべきではない。上記にかかわらず、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスの事業およびG S A M以外の関連会社が調達した投資機会を得る場合もあれば得ない場合もあるが、いかなる場合も、かかる投資機会に関する権利は有さない。マスター・ポートフォリオが参加しない投資機会またはその一部は、他のアカウント、ゴールドマン・サックス（G S A Mを含む。）、マスター・ポートフォリオのすべてのもしくは特定の投資者、またはゴールドマン・サックスが自身の単独の裁量により決定するその他の個人もしくは法的主体に提供され得るものとし、マスター・ポートフォリオは、かかる投資機会に関する報酬を受け取らないものとする。

投資運用会社によるマスター・ポートフォリオの運用

ゴールドマン・サックスが保有する情報に関連する潜在的制限および問題点

ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス内の異なる事業部門間の情報の交換に対応するために、一定の情報障壁およびその他の方針を策定した。情報障壁が設けられたことにより、投資運用会社は、通常、ゴールドマン・サックスの他の部門の情報および従業員にアクセスすることはできず、または制限されたアクセスしかできず、また、通常、かかる他の部門が保有する情報の恩恵を受けてマスター・ポートフォリオの運用を行なうこともできない。かかる他の部門（ゴールドマン・サックスのプライム・ブローカー業務および管理事務業務を含むがこれらに限定されない。）は、投資運用会社が入手することのできない詳細な情報（投資運用会社に知られた場合、投資運用会社がマスター・ポートフォリオによって保有されている投資対象の処分、保有または利益拡大、またはマスター・ポートフォリオのために一定のポジションを取得、またはその他の行為を行なうことになり得る市場および投資対象に関する情報を含む。）への広範なアクセスを有している。ゴールドマン・サックスは、投資運用会社またはマスター・ポートフォリオのための意思決定に関係する投資運用会社の従業員がかかる情報を入手できるようにする義務、受託者としての義務もしくはその他の任務を負わないものとする。さら

に、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオのために、ゴールドマン・サックスの取引活動、戦略もしくは見解、または他のアカウントのための活動、戦略もしくは見解に関する一切の情報を入手できるようにする義務を負わないものとする。G S A M内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ポートフォリオに不利となり得る方法で、当該チームが助言を行なうアカウントに関し、情報に基づく決定または行為を行なう（または行為を行なうことを回避する）可能性がある。かかるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ポートフォリオのポートフォリオ・マネジメント・チームと情報を交換しない可能性があり（一定の情報障壁およびその他の方針による場合を含む。）、また、情報を交換する義務もない。

マスター・ポートフォリオの投資対象の評価

投資運用会社は、マスター・ポートフォリオの証券および資産に関し、特定の評価サービスを行なう。投資運用会社は、マスター・ファンドの評価方針に従って、マスター・ポートフォリオの証券および資産を評価する。投資運用会社は、同一の資産について、ゴールドマン・サックスの他の部門またはユニットの評価とは異なる評価を行なう可能性がある（かかる他の部門またはユニットは、投資運用会社と共有していない評価手法および評価モデルに関する情報、またはその他の情報を有しているため）。これは、特に評価することが困難な資産の場合に起こり得る。また、投資運用会社は、異なるアカウントの同一の資産について異なる評価を行なう可能性がある（例えば、異なるアカウントは、それぞれを規定する契約により異なる評価ガイドラインに従うため、またはアカウントのための評価を行なうために異なる第三者ベンダーが採用されるため、またはアカウントは、G S A M内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用もしくは助言されるため。）。かかる評価は、投資運用会社の報酬に影響を及ぼすため、投資運用会社は、かかる評価に関し、利益相反に直面する可能性がある。

他のアカウントのためのゴールドマン・サックスおよび投資運用会社の業務

マスター・ポートフォリオのための投資運用会社の決定および業務は、他のアカウントのための決定および業務とは異なる可能性がある。一もしくは複数のアカウントに対し行なわれた助言、投資決定または議決権に関する決定は、マスター・ポートフォリオに対し行なわれた助言または投資決定と競合し、影響を及ぼし、異なり、対立し、またはタイミングが異なる可能性がある。

世界中の金融市場におけるゴールドマン・サックスの業務の範囲は、マスター・ポートフォリオに潜在的悪影響を及ぼす可能性がある。ゴールドマン・サックス、ゴールドマン・サックスが助言を行なう顧客およびゴールドマン・サックスの従業員は、マスター・ポートフォリオの投資目的またはポートフォリオと類似したもしくは相反する投資目的またはポートフォリオを有するアカウントおよび/またはマスター・ポートフォリオと同一のタイプの証券およびその他の商品に関する取引を行ない、競合するアカウントに関し利益を有し、またこれらに助言を行なう。かかるアカウントによる取引には、マスター・ポートフォリオが投資する証券またはその他の商品と同一もしくは関連する証券またはその他の商品が含まれる可能性があり、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオの取引が行なわれる際の価格もしくは条件にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。例えば、アカウントがある戦略を実行している間に、マスター・ポートフォリオが同一のまたは異なる戦略を実行する可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオが直接的または間接的に不利益を被る可能性がある。また、マスター・ポートフォリオとアカウントは、同一証券に関し、異なる投票を行ない、または異なる行為を行ない、または異なる行為を回避する可能性がある、これによりマスター・ポートフォリオは不利益を被る可能性がある。一方ではゴールドマン・サックスまたはアカウントが、また、他方ではマスター・ポートフォリオが、異なるクラスの証券または同一発行体の資本構成の異なる部分に投資するまたは信用を供与する可能性があり、これにより、ゴールドマン・サックスまたはアカウントがマスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼす行為を行なう可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックス

（投資運用会社を含む。）は、マスター・ポートフォリオが投資する発行体と同一の発行体の資本構成の異なる部分、またはマスター・ポートフォリオが投資する証券に劣後する、またはマスター・ポートフォリオが投資する証券に優先するクラスの証券に関し、アカウントに助言を行なう可能性がある。その結果、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオが投資した特定の発行体に関し、アカウントのために、権利を行使する、もしくは行為を行なう、または権利の行使もしくは行為を回避することになる可能性がある。ゴールドマン・サックスまたはアカウントが利益を得る期間において、マスター・ポートフォリオが損失を被る可能性もある。上記のマイナスの影響は、小型株、新興市場、経営不振企業の証券、または流動性の低い戦略に関する取引に関して、またはマスター・ポートフォリオがこれらを採用する場合により顕著となる可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびその従業員は、マスター・ポートフォリオの利益および業務と一致しない、またはこれらに悪影響を及ぼす投資決定を行ない、助言を行ない、異なる投資上の見解を提供し、またはリサーチもしくは評価に関する見解を有する可能性がある。同様に、投資運用会社の複数の投資チームは、ある発行体またはある証券に関し異なる投資上の見解を有する可能性があり、また、マスター・ポートフォリオに関し、マスター・ポートフォリオの投資チームがとるポジションは、投資運用会社の他の投資チームの助言を受けるアカウントの利益および業務と一致しない、またはかかる利益および業務による悪影響を受ける可能性がある。リサーチ、分析または見解は、異なる時期に顧客または潜在的顧客に提供される可能性がある。ゴールドマン・サックスは、リサーチまたは分析を公開前にマスター・ポートフォリオに提供する義務はない。投資運用会社は、マスター・ポートフォリオのために投資決定を行なう責任があり、また、かかる投資決定は、ゴールドマン・サックスが他のアカウントのために行なった投資決定または推奨とは異なる可能性がある。ゴールドマン・サックスは、一もしくは複数のアカウントのために、かかるアカウントの運用方針に従って、マスター・ポートフォリオのために実行した同様の投資決定または投資戦略より前に、これらと同時期にまたはこれらより後に投資決定または投資戦略を実行する可能性がある。アカウントのための投資決定または投資戦略の実行の時期とマスター・ポートフォリオのための投資決定または投資戦略の実行の時期が異なることにより、マスター・ポートフォリオが不利益を被る可能性がある。市場の影響、流動性の欠如、またはその他の要因を含む特定の要因により、マスター・ポートフォリオの売買益が減少する、またはかかる投資決定もしくは投資戦略の実行に関連する費用が増大する、または不利益を被る可能性がある。

投資運用会社は、ゴールドマン・サックスが関連し、助言し、またはゴールドマン・サックスもしくはアカウントが株式、債券またはその他の持ち分を有する会社へのゴールドマン・サックスまたは他のアカウントの投資の収益性およびかかる会社に関する投資事業の収益性を高めるため、適用法に従って、マスター・ポートフォリオに対し、かかる会社の証券、バンク・ローン、またはその他の債券に投資するよう、または他のアカウントが投資対象に関する義務を免除されることになるか、もしくは投資対象を売却することになる取引を行なうよう促す可能性がある。

投資運用会社は、投資運用会社の従業員および投資運用会社を支援するゴールドマン・サックスの特定のその他の従業員は、適用され得る連邦証券法を遵守すること、また、顧客の利益をまず個人の証券取引に充てることを定める、投資顧問法のルール204A - 1に基づく倫理規程（以下「倫理規程」という。）を採用した。倫理規程は、利益相反を回避するために対象者の個人口座における証券取引に関し、一定の制限を課している。対象者は、倫理規程の制限に従って、自身の個人口座のために証券またはその他の投資対象の売買を行う（マスター・ポートフォリオへの投資を含む。）可能性があり、また、マスター・ポートフォリオがとるポジションと同一または異なるポジションをとり、または異なる時期に行ったポジションをとる可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックスの従業員（投資運用会社の従業員を含む。）は、機密情報および財産に関する情報、情報障壁、個人投資、外部の事業および個人取引に関する全社の方針および手続に従うものとする。

ゴールドマン・サックスは、自ら業務を行なうか、または外部委託することができる

ゴールドマン・サックス（投資運用会社を含む。）は、適用法に従って、随時、投資者に通知することなく、自らの事務管理人またはその他の立場でマスター・ポートフォリオに提供する様々なサービスに関連する特定の業務を社内で行なうか、または外部委託することができる。かかる社内における業務遂行または外部委託により、さらなる利益相反が生じる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、投資運用会社以外の資格においてマスター・ポートフォリオに対する業務を行なう可能性がある

自己勘定取引およびクロス取引

マスター・ポートフォリオのために行動する投資運用会社は、適用法および投資運用会社の方針により認められる場合、ゴールドマン・サックスとの、またはゴールドマン・サックスを通じ、もしくは投資運用会社が運用するアカウントにおける証券およびその他の商品の取引を行なう可能性があり、また、マスター・ポートフォリオが、投資運用会社が自らのために当事者として行為する取引（自己勘定取引）を行ない、取引の両当事者に対し助言する（クロス取引）を行ない、また、取引の一方当事者であるマスター・ポートフォリオおよび他方当事者である取引アカウントのブローカーとして行為し、手数料を受け取る（代理人クロス取引）ことができる。かかる取引に関しては、潜在的利益相反または規制上の問題が生じる可能性があり、これにより、マスター・ポートフォリオのためのかかる取引を行なう投資運用会社の決定が制限される可能性がある。ゴールドマン・サックスは、かかる取引の当事者に対して潜在的利害の対立する忠実義務および責任を有する可能性があり、かかる取引および利益相反に関する方針および手続きを策定した。自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引は、受託者責任（開示および同意を含む。）および適用法に従って行なわれる。受益者は、当初口座契約を締結することにより、マスター・ポートフォリオで認められる限度において、自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引を締結することに同意したことになる。

当初口座契約に基づき、また、適用法により認められる範囲内において、マスター・ポートフォリオおよび/または投資運用会社は、マスター・ポートフォリオの承認を必要とする、または投資運用会社がマスター・ポートフォリオおよび受益者のために承認するよう努める事項を検討および承認する、または否認する権限（制限なしで）を有するものとするが、いかなる方法によってもそれらを要求されることはないものとする。

ゴールドマン・サックスは、複数の商業上の資格において行為する可能性がある

ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオが保有する証券の発行体のために、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくはアドバイザー、またはその他の商業的立場を有する者として行為する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、かかる業務の提供に関し報酬を受け取る権利を有するが、マスター・ポートフォリオは、かかる報酬を受け取る権利はない。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに有利なかかる業務に関し、手数料およびその他の報酬を受け取る権利を有し、また、マスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼすかかる業務の提供に関し、自身の利益のために商業上の措置をとることができる。例えば、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオが履行を怠り、資産を清算し、または持ち分の買戻しを受けるよう望ましい時期よりも早い段階で（かつ著しく低い価格で、）手配することができる。さらに、ゴールドマン・サックスは、自身のプライムブローカレッジおよびその他の業務に基づくファンド、マーケットおよび証券に関するアクセスおよび知識により、マスター・ポートフォリオに不利となり得る方法で、マスター・ポートフォリオが直接的または間接的に保有する投資対象の持ち分について、情報に基づく決定を行なうか、または措置をとる（または措置をとることを控える）可能性がある。また、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオが投資する証券の発行体

に様々な業務を提供する可能性があり、これにより、ゴールドマン・サックスは、手数料、報酬、対価またはその他の恩恵を受け、ゴールドマン・サックスと様々な当事者との関係が強化され、さらなる事業の発展が促され、また、ゴールドマン・サックスは、追加の業務を取得し、追加の収益を得ることができるようになる。

さらに、ゴールドマン・サックスは、受益者に対し貸付を行い、または受益者の受益証券に質権もしくは抵当権(かかる受益者がその義務を履行しなかった場合は、かかる受益証券を買い戻す権利をゴールドマン・サックスに提供する。)を設定することにより保証されるのと同様の取引を締結する可能性がある。

かかる取引および関連する買戻しは、規模が大きくなる可能性があり、また、受益者に通知することなく行なわれる可能性がある。

ゴールドマン・サックスまたはアカウント(ゴールドマン・サックスの従業員による投資促進のために設定されたアカウントを含む。)は、適用法に従って、マスター・ポートフォリオに対してまたはマスター・ポートフォリオと並行して投資を行うことができる。かかる投資は、他の受益者よりも有利な条件で行なわれる可能性があり、また、マスター・ポートフォリオのかなりの割合を占める可能性がある。これに反する内容の契約により、別途規定されない限り、ゴールドマン・サックスまたはアカウントは、受益者に通知することなく、またはマスター・ポートフォリオのポートフォリオへの影響(悪影響となりうる。)を考慮することなく、いつでも、マスター・ポートフォリオの持ち分の買い戻すことができる。ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオに関連して、またはマスター・ポートフォリオの裏付証券もしくは資産に関連して、またはマスター・ポートフォリオのパフォーマンスに基づくかもしくはマスター・ポートフォリオのパフォーマンスを繰り返しもしくはヘッジするためにデリバティブ(金融派生商品)を設定、引き受け、売却、発行、投資するか、または販売会社として行為することができる。かかるデリバティブ取引および関連するヘッジ取引は、マスター・ポートフォリオの取引とは異なり、また、マスター・ポートフォリオの利益に悪影響となりうる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、顧客に対し貸付けを行ない、またはマスター・ポートフォリオの受益証券以外の顧客の資産または持ち分によって担保されている顧客とのアセット・ベースの、もしくはその他の信用供与または類似の取引を締結する可能性がある。貸し手としての権利に関連して、ゴールドマン・サックスは、借りに悪影響を及ぼす可能性があり、また、マスター・ポートフォリオにも悪影響を及ぼす可能性がある(例えば、マスター・ポートフォリオが貸付のための担保となっている証券またはその他の資産と同一のタイプの証券またはその他の資産を保有している場合、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスによる行為に対し借りが資産を清算した場合に不利益を被る可能性がある。)。

投資運用会社による代理議決権

投資運用会社は、顧客(マスター・ポートフォリオを含む。)のために行なう議決権の代理行使に関する意思決定が利益相反の影響を受けることを防止するため、また、かかる意思決定が自身の顧客に対する信認義務に基づきなされるよう策定された方針および手続を採択した。かかる議決権の代理行使に関する方針および手続にかかわらず、マスター・ポートフォリオによって保有されている証券に関し投資運用会社が行なう議決権の代理行使に関する意思決定が、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオ以外のアカウントの利益になる可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオの投資機会および投資活動に関する潜在的制限

投資運用会社は、様々な状況(適用され得る規制上の条件、ゴールドマン・サックスによって保有されている情報、ゴールドマン・サックスの社内方針および/またはアカウント(マスター・ポートフォリオを含む。))に関する潜在的評判リスクによる状況を含む。)において、マスター・ポートフォリオのために自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。その結果、投資運用会社は、マスター・ポートフォリオ以外のゴールドマン・サックスの投資活動を考慮して、マスター・ポートフォリオのための取引を行なうことができない可能性がある(例えば、投資運用会社は、ゴールドマン・サックスがポジション制限を超えることになる、またはゴールドマン・サックスに追加の開示義務を負わせることになるマスター・ポートフォリオのための投資を行なうことを差し控える可能性があり、また、ゴールドマン・サックスが引受けまたはその他の販売を行なっている証券の売買を制限する可能性がある。)。また、投資運用会社は、類似の投資戦略を追求する他のアカウントがかかる投資機会の持ち分を取得することができるように入手可能性を制限している投資機会へのマスター・ポートフォリオの持ち分を減らす可能性がある。また、投資運用会社は、マスター・ポートフォリオのために公募証券の売買取引を行なう際、重大な非公開情報を取得または使用することを許可されていない。また、投資運用会社は、マスター・ポートフォリオが行なう投資活動および取引を制限する可能性があり、また、評判またはその他の理由によりマスター・ポートフォリオのための権利の行使を制限する可能性がある(ゴールドマン・サックスがかかる投資活動または取引に関与する法的主体に対しアドバイスもしくはサービスを提供する場合(または提供する可能性がある場合)、ゴールドマン・サックスまたはアカウントが、マスター・ポートフォリオのために検討されていた取引と同一もしくは関連する取引を行なっている、または行なう可能性がある場合、ゴールドマン・サックスまたはアカウントがかかる投資活動または取引に関与する法的主体に関する持ち分を有する場合、またはかかる投資活動、取引もしくはマスター・ポートフォリオのための、もしくはマスター・ポートフォリオに関するかかる権利の行使が、ゴールドマン・サックス、投資運用会社またはこれらの投資活動に影響を及ぼす可能性がある場合を含む。)。投資運用会社は、他のアカウントのためではなく、マスター・ポートフォリオのための自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。

ブローカー取引

投資運用会社は、投資に関する意思決定プロセスにおいて投資運用会社に適切な支援を行なうと考えられる独占的もしくは第三者の売買委託およびリサーチ業務(「売買委託およびリサーチ業務」と総称する。)を投資運用会社、マスター・ポートフォリオ、これらの関連会社およびゴールドマン・サックスの他の従業員に提供する証券会社(投資運用会社の関連会社を含む。)を選定することができる。その結果、投資運用会社は、かかる売買委託およびリサーチ業務に関し、「ソフト」ダラーまたはコミッション・ダラーを支払う可能性がある。ただし、かかる業務がマスター・ポートフォリオへの投資業務の提供を補助すること、また、かかるブローカー・ディーラーが最善の執行に同意することを条件とする。

投資運用会社が売買委託およびリサーチ業務の提供を受けるために顧客の手数料を使用する場合、投資運用会社自身は、売買委託およびリサーチ業務を行い、またはこれについて支払いを行なう必要がないため、投資運用会社にとって有益なこととなる。その結果、投資運用会社は、最も有利な執行を受けるというその顧客の権利のみではなく、かかる証券会社から売買委託およびリサーチ業務の提供を受ける投資運用会社の権利に基づき証券会社を選定または推奨するインセンティブを持つ可能性がある。証券会社に支払われる「手数料」(SECによって幅広く定義されており、マーク・アップ、マーク・ダウン、手数料に相当するもの、または特定の状況におけるその他の報酬を含む。)が投資運用会社に提供される売買委託およびリサーチ業務の価値に対して合理的であると誠意をもって決定する投資運用会社の義務に従って、投資運用会社は、ソフト・ダラーの恩恵の代わりに他の証券会社によって請求される金額よりも高い金額の手数料をマスター・ポートフォリオが支払うよう手配することができる。

証券会社によって提供される売買委託およびリサーチ業務に関する投資運用会社の評価は、取引を行なう証券会社を選定する際の重要な要素となる可能性がある。そのため、投資運用会社は、特定のポー

トフォリオ・マネジメント・チームが参加し、投資運用会社の従業員が、売買委託およびリサーチ業務を提供する証券会社を格付けする投票プロセスを設けた。最良の執行を追求する投資運用会社の義務に従って、投資運用会社は、投票プロセスの結果に基づき、証券会社の間で取引を配分するものとする。

売買委託およびリサーチ業務は、マスター・ポートフォリオおよびその他の一切のまたはすべてのアカウント（証券会社に手数料を支払わないアカウントを含む。）に対し、売買委託およびリサーチ業務に関する取決めに関連する業務を提供するために用いられる可能性がある。その結果、売買委託およびリサーチ業務（ソフト・ダラーの利益を含む。）は、マスター・ポートフォリオによって支払われる手数料の相対的な金額により、マスター・ポートフォリオに比べ、他のアカウントに対し、不相応な利益をもたらす可能性がある。投資運用会社は、ソフト・ダラー・ベネフィットを顧客間で比例按分計算により配分することを試みることはなく、または売買委託およびリサーチ業務が特定のアカウントまたはアカウント・グループに関連する手数料にもたらす恩恵を追跡することも試みないものとする。

投資運用会社による取引の合算

投資運用会社は、注文が同時に執行されるよう、複数のアカウント（ゴールドマン・サックスが持ち分を有するアカウントを含む。）の同一の証券に関する買いまたは売り注文を合算すること（「バンチング」（一括処理）と呼ばれる場合がある。）ができる方針および手続に従うものとする。投資運用会社は、通常、適切とみなす場合および顧客の利益になるとみなす場合、注文を統合するものとする。また、特定の状況において、マスター・ポートフォリオの取引は、ゴールドマン・サックスの資産を含むアカウントと統合され得る。

一括処理注文が完全に執行された時点で、投資運用会社は、通常、買いまたは売り注文に基づき、参加アカウントの間で買い付けされた証券または売却手取金を比例按分計算により配分するものとする。特定のブローカー・ディーラーにおける注文が、複数の取引によって、異なる価格で執行された場合、通常、すべての参加アカウントは、端株、四捨五入、および市場の慣例に従って、平均価格を受領するものとし、また、平均手数料を支払うものとする。一括処理または統合された注文に関し、すべてのアカウントが同一の手数料または手数料に相当する料金が請求されない場合もある。

特定の状況において、合算する場合もあるものの、注文に関するポートフォリオ・マネジメントの決定が個別のポートフォリオ・マネジメント・チームによって行なわれる場合、または投資運用会社の実務上またはその他の見通しにより、バンチング、合算もしくはネッティングが適切でない場合、または実行可能でない場合、または合算することが適用され得る規制上の配慮から適切でない場合、投資運用会社は、異なるアカウント（マスター・ポートフォリオを含む。）のための注文を合算しないものとし、また、マスター・ポートフォリオのための買いおよび売り注文を相殺しないものとする。投資運用会社は、統合されていないアカウントの取引に関してよりも、統合された取引に関して、より高い価格およびより低い手数料の交渉を行なうことができる可能性があり、また、ネッティングされていない取引よりもネッティングされた取引に関して、負担する取引費用が減額される可能性がある。マスター・ポートフォリオの取引が他の注文と統合されない場合、またはマスター・ポートフォリオの注文とネッティングが行われない場合、マスター・ポートフォリオは、より高い価格およびより低い手数料またはより低い取引費用からの利益を受けることはできない。

< 訂正後 >

利益相反

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、ファンドの投資目的と類似した投資目的を有する他の投資信託に関連する取締役、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登

録・名義書換事務代行会社または受託会社として行為すること、もしくは他の方法により他の投資信託に投資することができる。従って、事業の過程において、こうした者のいずれかとファンドまたは受益者との間に潜在的利益相反が生じる可能性がある。それぞれは、常に、このような場合において、ファンドに対する自身の義務に配慮するものとする。投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、当事者としてまたは代理人として、ファンドと取引を行うことができる。ただし、かかる取引は、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されるかのように行われるものとし、受益者の最良の利益となるものとする。取引は、() 受託会社(受託会社が関係する取引の場合は、管理会社)によって、独立しており、かつ資格を有すると認められた者によって認証されたこのような取引の評価が得られた場合、または()このような取引が組織化された投資取引所の規則に従ってこのような取引所において最良の条件で実行される場合、または() () または() が実行不可能な場合は、かかる取引が、受託会社(受託会社が関係する取引の場合は、管理会社)が独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件であると確信し、かつ取引日において受益者の最良の利益となる条件で実行される場合、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されたとみなされる。

管理会社は、管理会社の利益相反方針に基づきあらゆる利益相反が公正に、かつ受益者の最良の利益となるように解決されるよう努める。管理会社が() 上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されるための取決めが存在しており、また() 期間中に締結された関連当事者との間の取引が上記の義務を果たしていると認められるかという点に関しては、年次報告書および半期報告書に記載されるものとする。

信託証書は、非上場証券の予想実現価額を決定する際、管理事務代行会社は、権限のある者(受託会社の承認を得て、取締役によって承認された者)の予想価額を受諾することができる旨規定している。管理会社は評価会社を適格者として任命し、管理事務代行会社は、かかる目的上、評価会社によって提供された予想価額を受諾することができる。投資者は、かかる状況において、証券の予想実現価額が高ければ高いほど管理会社または投資顧問会社に支払われるべき報酬も高くなるため、利益相反が発生する可能性があることを認識しておくべきである。

マスター・ファンドの利益相反に関する詳細については、「マスター・ファンドに関するリスク考察」という見出しの本書の項を参照のこと。

潜在的利益相反

管理会社、マスター・ファンドの取締役およびマスター・ファンドの投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、保管銀行、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの関連会社は、随時、マスター・ファンドまたはその投資者の投資目的と類似した投資目的を有する他の投資信託に関連する取締役、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、または保管銀行として行為すること、もしくは別途他の投資信託に投資することができる。従って、業務の過程において、かかる者のいずれかとマスター・ファンドとの間に潜在的利益相反が生じる可能性がある。それぞれの者は、常に、このような場合において、マスター・ファンドに対する自身の義務および特に、利益の相反が生じる可能性がある投資を行う際には受益者の最善の利益のために行う義務に配慮し、当該利益相反が公正に解決されるよう努力し、特に投資運用会社は、マスター・ファンドへの投資機会の配分において投資運用会社が誠実に公正かつ公平と考える方法で行う。投資資産の予想実現価値決定の際、相手方の見積もりが用いられることがある。この場合、投資者は証券の予想実現価値が高ければ高いほど管理会社または投資運用会社に支払われるべき報酬が高くなるため利益相反が発生する可能性があることを認識しておくべきである。

管理会社、投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、保管銀行、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの関連会社は、随時、当事者としてまたは代理人として、マスター・ファンドと取引を行なうことができる。ただし、かかる取引は、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されるのと同様に行われるものとする。取引は、()保管銀行（または保管銀行が関係する取引の場合は、マスター・ファンドの取締役）によって独立した適格者によって承認されたかかる取引の評価が得られた場合、または()かかる取引が組織化された投資対象の取引所の規則に従って当該取引所において最良の条件で実行される場合、または() ()および()が不可能な場合は、かかる取引が、保管銀行（または保管銀行が関係する取引の場合は、マスター・ファンドの取締役）が独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件であると確信し、かつ取引日において受益者の最良の利益となる条件で実行される場合、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されたとみなされる。

マスター・ファンドおよび管理会社の取締役会の各氏は、自身の利益相反方針に従って、あらゆる利益相反が公正に、かつ受益者の最良の利益となるように解決されるよう努めるものとする。マスター・ファンドは、マスター・ファンドに対し様々な業務を提供するためにゴールドマン・サックスを任命し、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドの利益相反方針に従って行為すると信じている。ゴールドマン・サックスが下記の様々な業務を行なうことにより利益相反が生じる可能性がある。

現在生じている当該利益相反を緩和するための方針および手続きの適用にかかわらず生じる可能性がある利益相反の一般的性質または原因は、本書において記載される。

マスター・ポートフォリオに関連する利益相反の概要

マスター・ファンドは、マスター・ファンドに対して様々な業務を提供するゴールドマン・サックス（本「利益相反」の項において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、管理会社、投資運用会社およびこれらの関連会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員をいう。）を（管理会社および管理会社の委託先を通して直接的に）任命し、ゴールドマン・サックスが管理会社の利益相反方針に従い行為することに依拠する。ゴールドマン・サックスは、世界的なフル・サービスの投資銀行、証券会社、資産管理会社金融サービス会社であり、また、世界的な大手金融市場参加者である。上記の通り、ゴールドマン・サックスは、多様な顧客に対し、幅広い金融サービスを提

供している。上記の資格およびその他の資格において、ゴールドマン・サックスは、あらゆる市場および取引において顧客に対し助言を行っており、自身の勘定または顧客および従業員の勘定で、顧客の勘定および関係ならびに自身がスポンサーとなり、管理し、また助言する商品(かかるゴールドマン・サックスの勘定またはその他の顧客の勘定(マスター・ポートフォリオを含む。))、関係および商品を「アカウント」と総称する。)を通して多岐にわたる投資対象を購入、売却、保有しており、またこれらの推奨を行なっている。ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオが直接的または間接的に投資を行なっているグローバル債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、バンク・ローン市場、およびその他の市場、証券および発行体に関し、直接的および間接的に利益を得ている。結果として、ゴールドマン・サックスの事業および取引は、マスター・ポートフォリオに不利益を与えまたはマスター・ポートフォリオを制限するなどの影響を及ぼし、および/またはゴールドマン・サックスもしくはその他のアカウントに利益をもたらす可能性がある。

以下は、マスター・ポートフォリオによって、マスター・ポートフォリオと、およびマスター・ポートフォリオのために行なう取引に関し管理会社、投資運用会社およびゴールドマン・サックスが得る可能性のある財務上またはその他の利益に関連する特定の利益相反および潜在的利益相反に関する概説である。これらは、発生しうるすべての潜在的利益相反の完全な列挙または説明ではなく、また、完全な列挙または説明であることを意図したものでもない。受益者は、マスター・ポートフォリオに投資することにより、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反およびかかる利益相反に直面するマスター・ポートフォリオの運営を認めたものとみなされるものとする。

受益証券の販売および投資機会の配分

(中略)

管理会社および/または投資運用会社は、同時に、マスター・ポートフォリオに関し受け取る手数料またはその他の報酬(パフォーマンスによる報酬または割当を含む。)よりも高い手数料またはその他の報酬を得ることのできるアカウントの運用を同時に行なう可能性がある。管理会社および/または投資運用会社は、より高い報酬を受け取る可能性のあるアカウントを優先し得るため、より高い手数料またはその他の報酬を支払うアカウントとマスター・ポートフォリオが同時に運用されることにより、利益相反が生じる可能性がある。例えば、管理会社および/または投資運用会社は、運用実績に基づく報酬を支払うアカウントから、より高い報酬を受け取る可能性がある状態で少ない投資機会を配分する際、利益相反に直面し得る。こうした利益相反に対応するため、管理会社および/または投資運用会社は、管理会社および投資顧問会社としてのそれぞれの義務に一致すると考える方法で投資機会を配分する際に従う方針および手続を採択した。下記の「マスター・ポートフォリオおよびその他のアカウントの間の投資機会の配分」を参照のこと。しかしながら、マスター・ポートフォリオによる投資の額、時期、構成または条件が、他のアカウントのこれらとは異なる可能性があり、パフォーマンスは他のアカウントのパフォーマンスより低くなる可能性もある。

ゴールドマン・サックスの仲介業者との金銭的およびその他の関係から生じる販売に関するインセンティブおよび関連する利益相反

ゴールドマン・サックスおよびその従業員（管理会社および投資運用会社の従業員を含む。）は、マスター・ポートフォリオとの取引またはマスター・ポートフォリオのための取引を推奨し、またはこれらを行なう販売会社、コンサルタントおよびその他の者と関係（マスター・ポートフォリオに関連か否かを問わず、また、募集、仲介、助言および取締役会に関する関係を含むがこれらに限定されない。）を有する可能性がある。かかる販売会社、コンサルタントおよびその他の者は、かかる関係に関連し、ゴールドマン・サックスまたはマスター・ポートフォリオから報酬を受け取る可能性がある。かかる関係により、販売会社、コンサルタントおよびその他の当事者は、マスター・ポートフォリオの販売促進のためのインセンティブが生じるような利益相反に直面する可能性がある。

適用ある誘引規則を損うことなく、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオは、マスター・ポートフォリオの販売促進のために、授権されたディーラーおよびその他の金融仲介機関および営業担当者に対し支払いを行なう場合がある。かかる支払いは、ゴールドマン・サックスの資産またはゴールドマン・サックスに支払われる金額から行われる。かかる支払いにより、かかる者がマスター・ポートフォリオを強調し、宣伝し、または推奨するインセンティブが生じる可能性がある。

マスター・ポートフォリオとその他のアカウントとの間の投資機会の配分

管理会社および/または投資運用会社は、マスター・ポートフォリオの投資目的と同様の投資目的を有し、また、マスター・ポートフォリオと同様の有価証券もしくはその他の商品、セクターまたは戦略に投資を行なう可能性のある、またはこれらの投資対象を売却する可能性のある複数のアカウント（ゴールドマン・サックスおよびその従業員が利害を有するアカウントを含む。）について、運用または助言を行なうことができる。これにより、特に、投資機会の利用可能性が限定されている場合（例えば、地域市場および新興市場、ハイ・イールド債、確定利付き証券、規制された業界、不動産資産、オルタナティブ投資ファンドの一次的および二次的利益、新規株式公募/新規発行への投資の場合など）、またはかかる投資機会の流動性が限られている場合に、潜在的利益相反が生じる可能性がある。

かかる潜在的利益相反に対応するために、管理会社および投資運用会社は、アカウントのためにポートフォリオの決定を行なっているゴールドマン・サックスの従業員は、管理会社および投資運用会社の信認義務に伴うアカウントのために売買の決定を行なうこと、また、かかるアカウント間で投資機会を配分することなどを定めた配分方針および手続を策定した。かかる方針および手続により、特定のポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用される適格アカウントの限られた投資機会は、（投資運用会社によって決定される基準により、）比例按分方式で配分されることになり得るが、下記の多くの他の要因を反映する配分となる場合も多々ある。異なるポートフォリオ運用チームによって運用されるアカウントは、配分の目的上個別に検討され得る。マスター・ポートフォリオが投資機会の割当を受けない場合に、特定のアカウント（ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員が持分を有するアカウントを含む。）が投資機会の割当を受ける場合もあり得る。

マスター・ポートフォリオおよびその他のアカウントのための配分に関連する決定は、以下を含むがこれらに限定されない—または複数の要素を参考に行なわれる。アカウントのポートフォリオおよびその投資期間、投資目的、投資ガイドラインおよび投資制限（特定のアカウントまたはアカウント間の保有に影響を及ぼす法律上および規制上の制限を含む。）、戦略適合性およびその他のポートフォリオ運用に関する考慮事項（一定の戦略に対するエクスポージャーの様々な期待水準を含む。）、マスター・ポートフォリオおよび関連するアカウントの将来の期待キャパシティ、管理会社および/または投資運用会社の仲介に係る裁量の制限、現金および流動性に関する考慮事項、および他の適切な投資機会の利用可能性。適格性に関する考慮事項、評判に関する事項およびその他の考慮事項も検討され得る。ま

た、管理会社および/または投資運用会社は、アカウントに対し投資に関する推奨を行なう場合があるが、アカウントは、管理会社および/または投資運用会社とは独立して投資を行なう。投資機会の利用可能性が制限されている場合において、かかるアカウントがマスター・ポートフォリオよりも前に投資機会に投資した場合は、マスター・ポートフォリオの投資機会の利用可能性は、管理会社および/または投資運用会社の投資対象の配分に関する方針にかかわらず、低下することになる。

管理会社および/または投資運用会社は、随時、新たな取引戦略を策定および実行し、新たな取引戦略および投資機会に参加することができる。かかる戦略および機会は、アカウントの目的と合致していたとしても、すべてのアカウントにおいて採用されるわけではなく、または採用されたアカウント間において比例的に用いられない場合もある。

異例な市場環境においては、管理会社および/または投資運用会社は、通常の取引配分慣行を逸脱する可能性がある。例えば、これは、通常、レバレッジあり、および/またはロング・ショートのアカウ
ントと通常は並行して運用されるレバレッジなし、および/またはロングのみのアカウントの運用に関し、発生する可能性がある。

管理会社、投資運用会社およびマスター・ポートフォリオは、投資機会に関する通知を受け取り、または投資機会に参加する可能性がある。管理会社または投資運用会社は、その単独裁量により、マスター・ポートフォリオがかかる投資機会に参加するか否かを決定し、また、投資者は、マスター・ポートフォリオがかかる投資機会に参加することを予測すべきではない。上記にかかわらず、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスの事業および投資運用会社以外の関連会社が調達した投資機会を得る場合もあれば得ない場合もあるが、いかなる場合も、かかる投資機会に関する権利は有さない。マスター・ポートフォリオが参加しない投資機会またはその一部は、他のアカウント、ゴールドマン・サックス（管理会社および投資運用会社を含む。）、マスター・ポートフォリオのすべてのもしくは特定の投資者、またはゴールドマン・サックスが自身の単独の裁量により決定するその他の個人もしくは法的主体に提供され得るものとし、マスター・ポートフォリオは、かかる投資機会に関する報酬を受け取らないものとする。

マスター・ポートフォリオの運用

ゴールドマン・サックスが保有する情報に関連する潜在的制限および問題点

ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス内の異なる事業部門間の情報の交換に対応するために、一定の情報障壁およびその他の方針を策定した。情報障壁が設けられたことにより、管理会社および投資運用会社は、通常、ゴールドマン・サックスの他の部門の情報および従業員にアクセスすることはできず、または制限されたアクセスしかできず、また、通常、かかる他の部門が保有する情報の恩恵を受けてマスター・ポートフォリオの運用を行なうこともできない。かかる他の部門（ゴールドマン・サックスのプライム・ブローカー業務および管理事務業務を含むがこれらに限定されない。）は、管理会社または投資運用会社が入手することのできない詳細な情報（管理会社または投資運用会社に知られた場合、管理会社または投資運用会社がマスター・ポートフォリオによって保有されている投資対象の処分、保有または利益拡大、またはマスター・ポートフォリオのために一定のポジションを取得、またはその他の行為を行なうことになり得る市場および投資対象に関する情報を含む。）への広範なアクセスを有している。ゴールドマン・サックスは、管理会社もしくは投資運用会社またはマスター・ポートフォリオのための意思決定に関係する管理会社もしくは投資運用会社の従業員がかかる情報を入手できるようにする義務、受託者としての義務もしくはその他の任務を負わないものとする。情報障壁がない場合、投資運用会社のポートフォリオ運用チームの一部が保有する情報の結果、当該情報を保有するチームがマスター・ファンドを運営していない場合も含めて、投資運用会社はマスター・ファンドの行為または取引を制限する。さらに、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオのため

に、ゴールドマン・サックスの取引活動、戦略もしくは見解、または他のアカウントのための活動、戦略もしくは見解に関する一切の情報を入手できるようにする義務を負わないものとする。管理会社および投資運用会社内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ポートフォリオに不利となり得る方法で、当該チームが助言を行なうアカウントに関し、情報に基づく決定または行為を行なう（または行為を行なうことを回避する）可能性がある。かかるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ポートフォリオのポートフォリオ・マネジメント・チームと情報を交換しない可能性がある（一定の情報障壁およびその他の方針による場合を含む。）、また、情報を交換する義務もない。

マスター・ポートフォリオの投資対象の評価

管理会社は、マスター・ファンドの証券および資産に関し、特定の評価サービスを行なう委託先として評価会社を任命している。評価会社がマスター・ファンドの証券および資産に関する評価業務を遂行する限り、評価会社は、管理会社の評価方針に従って、マスター・ファンドの証券および資産を評価する。評価会社は、同一の資産について、ゴールドマン・サックスの他の部門またはユニットの評価とは異なる評価を行なう可能性がある（かかる他の部門またはユニットは、管理会社または評価会社と共有していない評価手法および評価モデルに関する情報、またはその他の情報を有しているため）。これは、特に評価することが困難な資産の場合に起こり得る。また、評価会社は、異なるアカウントの同一の資産について異なる評価を行なう可能性がある（例えば、異なるアカウントは、それぞれを規定する契約により異なる評価ガイドラインに従うため、またはアカウントのための評価を行なうために異なる第三者ベンダーが採用されるため、またはアカウントは、管理会社または投資運用会社内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用もしくは助言されるため。）。投資家は、評価会社が管理会社および投資運用会社の関係会社であるため、利益相反が発生する可能性があり、当該評価に関連する証券または資産の予想実現価値が高ければ高いほど管理会社または投資運用会社に支払われるべき報酬が高くなることを認識しておくべきである。

他のアカウントのためのゴールドマン・サックスおよび投資運用会社の業務

ゴールドマン・サックスは、世界の金融市場で種々の行為に従事する。（投資銀行、マーケット・メーカー、投資家、ブローカー、アドバイザーおよびリサーチ提供者を含む）様々な資格において行為するゴールドマン・サックスは、（マスター・ポートフォリオを含む）アカウントまたはマスター・ポートフォリオがマスター・ポートフォリオに重大な影響を与え得る持ち分を有する企業または関連あるもしくは関連のない投資信託に関して行為し、またはこれらの取引についてアドバイスを受けることができる。

管理会社および投資運用会社は、マスター・ポートフォリオに顧問業務を提供する。マスター・ポートフォリオのための管理会社および投資運用会社の決定ならびに管理会社または投資運用会社の行為は、他のアカウントのための決定および業務とは異なる可能性がある。一もしくは複数のアカウントに対し行なわれた助言、投資決定または議決権に関する決定は、マスター・ポートフォリオに対し行なわれた助言または投資決定と競合し、影響を及ぼし、異なり、対立し、またはタイミングが異なる可能性がある。

ゴールドマン・サックス（管理会社および投資運用会社を含む。）、ゴールドマン・サックスが助言を行なう顧客およびゴールドマン・サックスの従業員は、マスター・ポートフォリオの投資目的またはポートフォリオと類似したもしくは相反する投資目的またはポートフォリオを有するアカウントおよび/またはマスター・ポートフォリオと同一のタイプの証券およびその他の商品に関する取引を行ない、競合するアカウントに関し利益を有し、またこれらに助言を行なう。かかるアカウントによる取引には、マスター・ポートフォリオが投資する証券またはその他の商品と同一もしくは関連する証券また

はその他の商品が含まれる可能性があり、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオの取引が行なわれる際の価格もしくは条件にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。例えば、アカウントがある戦略を実行している間に、マスター・ポートフォリオが同一のまたは異なる戦略を実行する可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオが直接的または間接的に不利益を被る可能性がある。また、一方ではマスター・ポートフォリオが、また他方ではゴールドマン・サックスおよびアカウントが、同一証券に関し、異なる投票を行ない、または異なる行為を行ない、または異なる行為を回避する可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオは不利益を被る可能性がある。一方ではゴールドマン・サックスまたはアカウントが、また、他方ではマスター・ポートフォリオが、異なるクラスの証券または同一発行体の資本構成の異なる部分に投資するまたは信用を供与する可能性があり、これにより、ゴールドマン・サックスまたはアカウントがマスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼす行為を行なう可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックス(管理会社および/または投資運用会社を含む。)は、マスター・ポートフォリオが投資する発行体と同一の発行体の資本構成の異なる部分、またはマスター・ポートフォリオが投資する証券に劣後する、またはマスター・ポートフォリオが投資する証券に優先するクラスの証券に関し、アカウントに助言を行なう可能性がある。その結果、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオが投資した特定の発行体に関し、アカウントのために、権利を行使する、もしくは行為を行なう、または権利の行使もしくは行為を回避することになる可能性がある。ゴールドマン・サックスまたはアカウントが利益を得る期間において、マスター・ポートフォリオが損失を被る可能性もある。上記のマイナスの影響は、小型株、新興市場、経営不振企業の証券、または流動性の低い戦略に関する取引に関して、またはマスター・ポートフォリオがこれらを採用する場合により顕著となる可能性がある。

ゴールドマン・サックス(管理会社および投資運用会社を含む。)およびその従業員は、マスター・ポートフォリオの利益および業務と一致しない、またはこれらに悪影響を及ぼす取引について助言し、投資決定を行ない、助言を行ない、異なる投資上の見解を提供し、またはリサーチもしくは評価に関する見解を有する可能性がある。同様に、管理会社または投資運用会社の複数の投資チームは、ある発行体またはある証券に関し異なる投資上の見解を有する可能性がある、また、マスター・ポートフォリオに関し、マスター・ポートフォリオの投資チームがとるポジションは、管理会社または投資運用会社の他の投資チームの助言を受けるアカウントの利益および業務と一致しない、またはかかる利益および業務による悪影響を受ける可能性がある。リサーチ、分析または見解は、異なる時期に顧客または潜在的顧客に提供される可能性がある。ゴールドマン・サックスは、リサーチまたは分析を公開前にマスター・ポートフォリオに提供する義務はない。管理会社および投資運用会社は、マスター・ポートフォリオのために投資決定を行なう責任があり、また、かかる投資決定は、ゴールドマン・サックスが他のアカウントのために行なった投資決定または推奨とは異なる可能性がある。ゴールドマン・サックスは、一もしくは複数のアカウントのために、かかるアカウントの運用方針に従って、マスター・ポートフォリオのために実行した同様の投資決定または投資戦略より前に、これらと同時期にまたはこれらより後に投資決定または投資戦略を実行する可能性がある。アカウントのための投資決定または投資戦略の実行の時期とマスター・ポートフォリオのための投資決定または投資戦略の実行の時期が異なることにより、マスター・ポートフォリオが不利益を被る可能性がある。市場の影響、流動性の欠如、またはその他の要因を含む特定の要因により、マスター・ポートフォリオの売買益が減少する、またはかかる投資決定もしくは投資戦略の実行に関連する費用が増大する、または不利益を被る可能性がある。

管理会社または投資運用会社は、ゴールドマン・サックスが関連し、助言し、またはゴールドマン・サックスもしくはアカウントが株式、債券またはその他の持ち分を有する会社へのゴールドマン・サックスまたは他のアカウントの投資の収益性およびかかる会社に関する投資事業の収益性を高めるため、適用法に従って、マスター・ポートフォリオに対し、かかる会社の証券、バンク・ローン、またはその他の債券に投資するよう、または他のアカウントが投資対象に関する義務を免除されることになるか、もしくは投資対象を売却することになる取引を行なうよう促す可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、自ら業務を行なうか、または外部委託することができる

ゴールドマン・サックス(管理会社および/または投資運用会社を含む。)は、適用法に従って、随時、投資者に通知することなく、自らの事務管理人またはその他の立場でマスター・ポートフォリオに提供する様々なサービスに関連する特定の業務を社内で行なうか、または外部委託することができる。かかる社内における業務遂行または外部委託により、さらなる利益相反が生じる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、管理会社および投資運用会社以外の資格においてマスター・ポートフォリオに対する業務を行なう可能性がある

自己勘定取引およびクロス取引

マスター・ポートフォリオのために行動する管理会社および投資運用会社は、適用法および各々の方針により認められる場合、ゴールドマン・サックスとの、またはゴールドマン・サックスを通じ、もしくは管理会社または投資運用会社が運用するアカウントにおける証券およびその他の商品の取引を行なう可能性があり、また、マスター・ポートフォリオが、管理会社または投資運用会社が自らのために当事者として行為する取引(自己勘定取引)を行ない、取引の両当事者に対し助言する(クロス取引)を行ない、また、取引の一方当事者であるマスター・ポートフォリオおよび他方当事者である取引アカウントのブローカーとして行為し、手数料を受け取る(代理人クロス取引)ことができる。かかる取引に関しては、潜在的利益相反または規制上の問題が生じる可能性があり、これにより、マスター・ポートフォリオのためにかかる取引を行なう管理会社または投資運用会社の決定が制限される可能性がある。ゴールドマン・サックスは、かかる取引の当事者に対して潜在的利害の対立する忠実義務および責任を有する可能性があり、かかる取引および利益相反に関する方針および手続きを策定した。自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引は、受託者責任および適用法に従って行なわれる。受益者は、当初口座契約を締結することにより、マスター・ポートフォリオで認められる限度において、自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引を締結することに同意したことになる。

ゴールドマン・サックスは、複数の商業上の資格において行為する可能性がある

ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオが保有する証券の発行体のために、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくはアドバイザー、またはその他の商業的立場を有する者として行為する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、かかる業務の提供に関し報酬を受け取る権利を有するが、マスター・ポートフォリオは、かかる報酬を受け取る権利はない。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに有利なかかる業務に関し、手数料およびその他の報酬を受け取る権利を有し、また、当該業務の提供に関連して自身の利益のために商業上の措置をとるか、または当該業務の提供対象の当事者にマスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼす行為または取引を行うよう助言することができる。例えば、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドが保有する証券の価値または優先権が減少するような結果となる、資本構成の変更を企業に助言することができる。その他の種類の取引に関連してゴールドマン・サックスが行う行為または助言も、マスター・ファンドに悪影響を与える場合がある。さらに、ゴールドマン・サックスは、自身のプライムブローカレッジおよびその他の業務に基づくファンド、マーケットおよび証券に関するアクセスおよび知識により、マスター・ポートフォリオに不利となり得る方法で、マスター・ポートフォリオが直接的または間接的に保有する投資対象の持ち分について、情報に基づく決定を行なうか、または措置をとる(または措置をとることを控える)可能性がある。また、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ポートフォリオが投資する証券の発行体に様々な業務を提供する可能性があり、これにより、ゴールドマン・サックスは、手数料、報酬、対価またはその他の恩恵を受け、ゴールドマン・サックスと様々な当事者との関係が強化され、さらなる事業の発展が促され、また、ゴールドマン・サックスは、追加の業務を取得し、追加の収益を得ることができるようになる。

さらに、ゴールドマン・サックスは、受益者に対し貸付を行い、または受益者の受益証券に質権もしくは抵当権（かかる受益者がその義務を履行しなかった場合は、かかる受益証券を買い戻す権利をゴールドマン・サックスに提供する。）を設定することにより保証されるのと同様の取引を締結する可能性がある。かかる取引および関連する買戻しは、規模が大きくなる可能性があり、また、受益者に通知することなく行なわれる可能性がある。

ゴールドマン・サックス（管理会社および投資運用会社を含む。）またはアカウント（ゴールドマン・サックスの従業員による投資促進のために設定されたアカウントを含む。）は、適用法に従って、マスター・ポートフォリオに対してまたはマスター・ポートフォリオと並行して投資を行うことができる。かかる投資は、他の受益者よりも有利な条件で行なわれる可能性があり、また、マスター・ポートフォリオのかなりの割合を占める可能性がある。これに反する内容の契約により、別途規定されない限り、ゴールドマン・サックスまたはアカウントは、受益者に通知することなく、またはマスター・ポートフォリオのポートフォリオへの影響（悪影響となりうる。）を考慮することなく、いつでも、マスター・ポートフォリオの持ち分の買い戻すことができる。ゴールドマン・サックス（管理会社および投資運用会社を含む。）は、マスター・ポートフォリオに関連して、またはマスター・ポートフォリオの裏付証券もしくは資産に関連して、またはマスター・ポートフォリオのパフォーマンスに基づくかもしくはマスター・ポートフォリオのパフォーマンスを繰り返しもしくはヘッジするためにデリバティブ（金融派生商品）を設定、引き受け、売却、発行、投資するか、または販売会社として行為することができる。かかるデリバティブ取引および関連するヘッジ取引は、マスター・ポートフォリオの取引とは異なり、また、マスター・ポートフォリオの利益に悪影響となりうる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、顧客に対し貸付けを行ない、またはマスター・ポートフォリオの受益証券以外の顧客の資産または持ち分によって担保されている顧客とのアセット・ベースの、もしくはその他の信用供与または類似の取引を締結する可能性がある。貸し手としての権利に関連して、ゴールドマン・サックスは、借りに悪影響を及ぼす措置をとる可能性がある。その結果、借りの行為がマスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性がある（例えば、借りがマスター・ファン드가保有する証券の大量ポジションを早急に清算する場合、当該証券の価額が低下し、その結果マスター・ファンドの価値が低下するか、または有利な価格で当該証券のポジションを清算できなくなる可能性がある）。

管理会社および投資運用会社による代理議決権

管理会社および投資運用会社は、顧客（マスター・ポートフォリオを含む。）のために行なう議決権の代理行使に関する意思決定が利益相反の影響を受けることを防止するため、また、かかる意思決定が自身の顧客に対する信認義務に基づきなされるよう策定されたプロセスを遂行した。かかる議決権の代理行使に関する方針および手続にかかわらず、マスター・ポートフォリオによって保有されている証券に関し管理会社または投資運用会社が行なう議決権の代理行使に関する意思決定が、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオ以外のアカウントの利益になる可能性がある。これらのプロセスの概要および当該方針に基づき取られた措置の詳細は、管理会社に対する請求に基づき入手可能である。

ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオの投資機会および投資活動に関する潜在的制限

投資運用会社は、様々な状況（適用され得る規制上の条件、ゴールドマン・サックスによって保有されている情報、ゴールドマン・サックスの社内方針および/またはアカウント（マスター・ポートフォリオを含む。）に関する潜在的評判リスクによる状況を含む。）において、マスター・ポートフォリオ

のために自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。その結果、投資運用会社は、マスター・ポートフォリオ以外のゴールドマン・サックスの投資活動を考慮して、マスター・ポートフォリオのための取引を行なうことができない可能性がある（例えば、投資運用会社は、ゴールドマン・サックスがポジション制限を超えることになる、またはゴールドマン・サックスに追加の開示義務を負わせることになるマスター・ポートフォリオのための投資を行なうことを差し控える可能性があり、また、ゴールドマン・サックスが引受けまたはその他の販売を行なっている証券の売買を制限する可能性がある。）。また、投資運用会社は、類似の投資戦略を追求する他のアカウントがかかる投資機会の持ち分を取得することができるように入手可能性を制限している投資機会へのマスター・ポートフォリオの持ち分を減らす可能性がある。また、投資運用会社は、マスター・ポートフォリオのために公募証券の売買取引を行なう際、重大な非公開情報を取得または使用することを許可されていない。また、投資運用会社は、ゴールドマン・サックスが保有する情報（マスター・ファンドを運用するチーム以外の、投資運用会社内のポートフォリオ運用チームが保有する情報を含む。）の結果を含み、マスター・ポートフォリオが行なう行為および取引を制限する可能性があり、また、評判またはその他の理由によりマスター・ポートフォリオのための権利の行使を制限する可能性がある（ゴールドマン・サックスがかかる投資活動または取引に関する法的主体に対しアドバイスもしくはサービスを提供する場合（または提供する可能性がある場合）、ゴールドマン・サックスまたはアカウントが、マスター・ポートフォリオのために検討されていた取引と同一もしくは関連する取引を行なっている、または行なう可能性がある場合、ゴールドマン・サックスまたはアカウントがかかる投資活動または取引に関する法的主体に関する持ち分を有する場合、またはかかる投資活動、取引もしくはマスター・ポートフォリオのための、もしくはマスター・ポートフォリオに関するかかる権利の行使が、ゴールドマン・サックス、投資運用会社またはこれらの投資活動に影響を及ぼす可能性がある場合を含む。）。投資運用会社は、他のアカウントのためではなく、マスター・ポートフォリオのための自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。

マスター・ファンドのために取引を行うため、管理会社および/または投資運用会社は、証券、デリバティブまたはその他の商品を取引する場所の規則、条項および/または条件に従う（または、マスター・ファンドに従わせしめる。）。これは、管理会社および/もしくは投資運用会社ならびに/またはマスター・ファンドが一定の取引所、執行プラットフォーム、取引施設、決済機関およびその他の場所の規則を遵守することを要求される場合、または当該場所の裁判管轄権に合意することを要求される場合を含むがこれに限定されない。当該場所の規則、条項および/または条件に基づき、管理会社および/または投資運用会社（ならびに/またはマスター・ファンド）は、特に委託保証金、追加報酬およびその他の経費、懲罰手順、報告および記録維持、ポジション制限およびその他の取引制限、決済リスクおよび当該場所が規定するその他の関連する取引条件に服することがある。

時宜に応じて、マスター・ポートフォリオ、ならびに管理会社および/または投資運用会社またはそれらの関連会社および/または業務提供者もしくは代理人は、マスター・ファンドに関する一定の情報を、地方自治体、規制組織、課税当局、市場、取引所、決済機関、保管者、ブローカーおよび投資運用会社もしくはマスター・ファンドの取引相手または業務提供者を含む第三者へ開示することを要求されるか、かかる開示が適切である旨決定することができる。管理会社および/または投資運用会社は、一般に、当該情報の開示要求を遵守する予定である。しかしながら、管理会社および/または投資運用会社は、要求される開示を行わず、マスター・ファンドの一定の資産の売却を行うことを決定する場合があります。当該売却は、プライシングの観点から不適当な時期に行われる場合がある。

ブローカー取引

投資運用会社は、投資に関する意思決定プロセスにおいて投資運用会社に適切な支援を行なうと考えられる独占的もしくは第三者の売買委託およびリサーチ業務（「売買委託およびリサーチ業務」と総称する。）を投資運用会社、マスター・ファンド、これらの関連会社およびゴールドマン・サックスの他

の従業員に提供する証券会社（管理会社の関連会社を含む。）を選定することができる。その結果、投資運用会社は、かかる売買委託およびリサーチ業務に関し、「ソフト」ダラーまたはコミッション・ダラーを支払う可能性がある。ただし、かかる業務がマスター・ファンドへの投資業務の提供を全般的に補助すること、また、業務の受理およびそれに対する支払いは、適用法令を遵守することを条件とする。

投資運用会社が売買委託およびリサーチ業務の提供を受けるために顧客の手数料を使用する場合、投資運用会社自身は、売買委託およびリサーチ業務を行い、またはこれについて支払いを行なう必要がないため、投資運用会社にとって有益なこととなる。証券会社（証券会社の関連会社を含む。）に支払われる「手数料」（適用規則によって幅広く定義されており、マーク・アップ、マーク・ダウン、手数料に相当するもの、または特定の状況におけるその他の報酬を含む。）が投資運用会社に提供される売買委託およびリサーチ業務の価値に対して合理的であると誠意をもって決定する投資運用会社の義務に従って、投資運用会社は、ソフト・ダラーの恩恵の代わりに他の証券会社によって請求される金額よりも高い金額の手数料をマスター・ファンドが支払うよう手配することができる。

証券会社によって提供される売買委託およびリサーチ業務に関する投資運用会社の評価は、取引を行なう証券会社を選定する際の重要な要素となる可能性がある。そのため、投資運用会社は、特定のポートフォリオ・マネジメント・チームが参加し、投資運用会社の従業員が、売買委託およびリサーチ業務を提供する証券会社を格付けする投票プロセスを設けた。最良の執行を追求する投資運用会社の義務および適用法に従って適用ある誘引規則を損なうことなく、投資運用会社は、投票プロセスの結果に基づき、証券会社の間で取引を配分するものとする。

売買委託およびリサーチ業務は、他のアカウントおよびマスター・ファンドに業務を提供するために用いられる可能性がある。投資運用会社が、ソフト・ダラー・ベネフィットを顧客間で比例按分計算により配分し、または売買委託およびリサーチ業務が特定のアカウントまたはアカウント・グループに関連する手数料にもたらす恩恵を追跡することが実行不可能な場合、委託業務およびリサーチ業務（ソフト・ダラー・ベネフィットを含む。）は、マスター・ファンドと比較してその他のアカウントに不均衡に恩恵を与える可能性がある。

管理会社または投資運用会社による取引の合算

管理会社および投資運用会社は、注文が同時に執行され、当該注文の大量処理が利用可能な場合に選択されるよう、複数のアカウント（ゴールドマン・サックスが持ち分を有するアカウントを含む。）の同一の証券または他の商品に関する買いまたは売り注文を合算すること（「バンチング」（一括処理）と呼ばれる場合がある。）ができる方針および手続に従うものとする。管理会社および投資運用会社は、管理会社または投資運用会社が適切とみなす場合、注文を統合するものとし、利用可能な場合、通常、顧客の利益において一括取引扱いを選択する場合がある。また、特定の状況において、マスター・ファンドの取引は、ゴールドマン・サックスの資産を含むアカウントと統合され得る。

一括処理注文または大量取引が完全に執行された時点で、管理会社または投資運用会社は、通常、買いまたは売り注文に基づき、参加アカウントの間で買い付けされた証券もしくは他の商品または売却手取金を比例按分計算により配分するものとする。特定のブローカー・ディーラーまたは他の取引相手における注文が、複数の取引によって、異なる価格で執行された場合、通常、すべての参加アカウントは、端株、四捨五入、および市場の慣例に従って、平均価格を受領するものとし、また、平均手数料を支払うものとする。一括処理または統合された注文に関し、すべてのアカウントが同一の手数料または手数料に相当する料金が請求されない場合もある。

特定の状況において、合算する場合もあるものの、注文に関するポートフォリオ・マネジメントの決定が個別のポートフォリオ・マネジメント・チームによって行なわれる場合、または管理会社もしくは

投資運用会社の実務上またはその他の見通しにより、バンキング、合算、大量取引扱いの選択、もしくはネットティングが適切でない場合、または実行可能でない場合、または合算することが適用され得る規制上の配慮から適切でない場合、管理会社または投資運用会社は、異なるアカウント(マスター・ファンドを含む。)のための注文を合算しないものとし、また、マスター・ファンドのための買いおよび売り注文を大量取引扱いまたは相殺しないものとする。管理会社または投資運用会社は、統合されていないアカウントの取引に関してよりも、統合された取引に関して、より高い価格およびより低い手数料の交渉を行なうことができる可能性がある、また、ネットティングされていない取引よりもネットティングされた取引に関して、負担する取引費用が減額される可能性がある。マスター・ファンドの取引が他の注文と統合されない場合、またはマスター・ファンドの注文とネットティングが行われない場合、マスター・ファンドは、より高い価格およびより低い手数料またはより低い取引費用からの利益を受けることはできない。

5 その他

以下のとおり更新されます。

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

関係当局からの事前の認可を条件として、管理会社は、当該事業を行うことを承認されている他の管理会社に対し、その事業を譲渡することができる。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、() 裁判所の命令により、または() 株主の特別決議によって解散される。

なお、半期報告書提出(提出日:2015年9月30日)前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたかまたは与えることが予想される事実はない。

第2 その他の関係法人の概況

<訂正前>

(前略)

(6) ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) (「総販売会社」および「受益者サービス代行会社」)

(イ) 資本金の額

2015年4月末日現在、授權資本金は約9億5,000万米ドル(975億円)

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「G S I」)は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S Iは、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

(7) 株式会社S B I証券(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、47,938百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(8) カブドットコム証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、7,196百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(9) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、78,100百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(10) ゴールドマン・サックス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、83,616百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(11) 株式会社埼玉りそな銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、70,000百万円

(ロ) 事業の内容

銀行業を中心としたサービスを提供している。

(12) 楽天証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、7,495百万円

(口) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(13) ふくおか証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、2,198百万円

(口) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(14) 松井証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、11,945百万円

(口) 事業の内容

金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。

(15) マネックス証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、122億円

(口) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(16) 株式会社三井住友銀行（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、1,770,997百万円

(口) 事業の内容

銀行業務を中心に金融サービスを提供している。

(17) みずほ証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、125,167百万円

(口) 事業の内容

金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。

(18) みずほ信託銀行株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、247,369百万円

(口) 事業の内容

日本における信託銀行業務を行っている。

(19) 株式会社りそな銀行（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、279,928百万円

(口) 事業の内容

銀行業を中心としたサービスを提供している。

（中略）

(6) ゴールドマン・サックス・インターナショナル

受益証券の総販売会社および受益者サービス代行会社としての業務を行う。

- (7) 株式会社SBI証券
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (8) カブドットコム証券株式会社
日本における米ドル受益証券の買戻業務を行う。（注）
- (9) クレディ・スイス証券株式会社
米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (10) ゴールドマン・サックス証券株式会社
米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (11) 株式会社埼玉りそな銀行
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。（注）
- (12) 楽天証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (13) ふくおか証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (14) 松井証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (15) マネックス証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (16) 株式会社三井住友銀行
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (17) みずほ証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (18) みずほ信託銀行株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(19) 株式会社りそな銀行

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。(注)

(注) カブドットコム証券株式会社、株式会社埼玉りそな銀行および株式会社りそな銀行は、米ドル受益証券の新規の販売は行わず、買戻請求の受付および分配金再投資の取扱いのみ行う。

3 資本関係

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社および代行協会員、総販売会社および受益者サービス代行会社ならびにゴールドマン・サックス証券株式会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

<訂正後>

(前略)

(6) ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー (Goldman Sachs & Co.) (「評価会社」)

(イ) 資本金の額

2015年7月末日現在、パートナーの出資金は11,090,000米ドル(約13億1,971万円)である。

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは有限責任組合であり、米国ブローカーディーラーおよび先物取次業者として登録されている。同社は、有数のグローバル投資銀行、証券および投資運用会社であり、法人、金融機関、政府および個人富裕層を含む多くの多様な顧客に広範な金融サービスを提供している。

(7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) (「総販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年4月末日現在、授權資本金は約9億5,000万米ドル(975億円)

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「G S I」)は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S Iは、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

(8) 株式会社S B I証券(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、47,938百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(9) カブドットコム証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、7,196百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(10) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、78,100百万円

(口) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(11) ゴールドマン・サックス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、83,616百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(12) 株式会社埼玉りそな銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、70,000百万円

(ロ) 事業の内容

銀行業を中心としたサービスを提供している。

(13) 楽天証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、7,495百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(14) ふくおか証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、2,198百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(15) 松井証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、11,945百万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。

(16) マネックス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、122億円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(17) 株式会社三井住友銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、1,770,997百万円

(ロ) 事業の内容

銀行業務を中心に金融サービスを提供している。

(18) みずほ証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、125,167百万円

(口) 事業の内容

金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。

(19) みずほ信託銀行株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、247,369百万円

(ロ) 事業の内容

日本における信託銀行業務を行っている。

(20) 株式会社りそな銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、279,928百万円

(ロ) 事業の内容

銀行業を中心としたサービスを提供している。

(中略)

(6) ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー(Goldman Sachs & Co.)

ファンド資産に関する評価業務を行う。

(7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル

受益証券の総販売会社としての業務を行う。

(8) 株式会社SBI証券

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(9) カブドットコム証券株式会社

日本における米ドル受益証券の買戻業務を行う。(注)

(10) クレディ・スイス証券株式会社

米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(11) ゴールドマン・サックス証券株式会社

米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(12) 株式会社埼玉りそな銀行

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。(注)

- (13) 楽天証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (14) ふくおか証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (15) 松井証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (16) マネックス証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (17) 株式会社三井住友銀行
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (18) みずほ証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (19) みずほ信託銀行株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (20) 株式会社りそな銀行
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。（注）

（注）カブドットコム証券株式会社、株式会社埼玉りそな銀行および株式会社りそな銀行は、米ドル受益証券の新規の販売は行わず、買戻請求の受付および分配金再投資の取扱いのみ行う。

3 資本関係

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、代行協会員、総販売会社、評価会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドのメンバー各位

財務書類に係る報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドの財務書類(以下「財務書類」という。)に対する私どもの意見は、以下の通りである。

- ・ 2014年12月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した55週間における会社の利益について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ 英国において一般に公正妥当と認められる会計慣行に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2006年会社法の規定に準拠して作成されている。

監査範囲

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドの財務書類は、以下により構成されている。

- ・ 2014年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した55週間における損益計算書
- ・ 会計方針
- ・ その他の説明情報を含む財務書類に対する注記

当該財務書類の作成に適用された財務報告フレームワークは、適用される法律および英国会計基準(英国で一般に公正妥当と認められる会計慣行)である。

財務報告フレームワークを適用するにあたって、取締役は、例えば重要な会計上の見積りに関する事項等、多くの主観的な判断を行っている。当該見積りにあたり、取締役は、仮定の設定や将来事象の検討を行っている。

2006年会社法により規定されるその他の事項に係る意見

私どもの意見では、財務書類が作成されている会計期間の取締役報告書に含まれる情報は、当該財務書類と整合している。

例外的に私どもが報告を要求されているその他の事項

受領した会計記録および情報ならびに説明の適切性

2006年会社法に基づき、私どもは、以下に該当する事項がある場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。

- ・ 私どもの監査に必要なすべての情報および説明を私どもが受領していない場合。
- ・ 適切な会計記録を保持していない、あるいは私どもが往査をしていない支店から私どもの監査に対して十分な回答を得ていない場合。
- ・ 財務書類が会計記録および回答と一致していない場合。

この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

取締役報酬

2006年会社法に基づき、法律で定められた取締役報酬に関する一定の開示が実施されていない場合は、私どもの意見として報告を要求されている。この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

免除資格

2006年会社法に基づき、小会社制度に準じた財務書類の作成、ならびに戦略報告書の作成免除を受ける小会社の資格を取締役が得ていなかった場合は、私どもの意見として報告を要求されている。この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

財務書類および監査に関する責任

私どもの責任および取締役の責任

3ページ(訳者注:原文のページ)に記載される取締役の責任の記載に詳述の通り、取締役は財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

私どもの責任は、適用される法律および国際監査基準(英国およびアイルランド)(以下「ISA(英国およびアイルランド)」という。)に従って財務書類を監査し、意見を表明することである。当該基準は、私どもが監査実務審議会の監査人倫理基準に準拠することを要求している。

意見を含む当報告書は、2006年会社法第16部第3章に準拠して機関としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を閲覧するその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

財務書類の監査に関する事項

私どもはISA(英国およびアイルランド)に従って監査を実施した。監査には、財務書類の金額および開示内容に関して、財務書類に不正または誤謬によってもたらされる重要な虚偽表示がないことに合理的な保証を与えるに十分な証拠を得ることが含まれる。これには、以下についての評価が含まれる。

- ・ 会計方針が会社の状況に対して適切なものであり、継続して適用され、かつ適切に開示されているか否か
- ・ 取締役が行った重要な会計上の見積りの妥当性
- ・ 財務書類の全般的な表示

私どもは、入手可能な証拠に照らして取締役の判断を評価し、私ども独自の判断を行い、財務書類における開示を評価することで、これらの領域における作業を重点的に実施した。

私どもは、私どもの結論の合理的基礎を得るのに必要と考えられる範囲で、サンプリングやその他の監査手法を利用して情報のテストおよび検証を実施している。私どもは、内部統制の有効性のテスト、実証手続、またはその両方を実施することで監査証拠を入手している。

さらに、私どもは、監査済財務書類との重要な不整合を識別するために、また監査実施の過程で私どもが得た知識に基づき著しく不正確であるか当該知識との重要な不整合があることが明白な情報を識別するために、取締役報告書の財務および財務以外の情報をすべて通読する。私どもは、明白か

つ重要な虚偽表示または不整合に気付いた場合、私どもの監査報告書に対する影響を検討している。

ダンカン・マクナブ(上級法定監査人)

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを代表して

勅許会計士、法定監査人

SEI 2RT ロンドン、モア・ロンドン・リバーサイド7

2015年4月20日

() 上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the members of GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

Report on the financial statements

Our opinion

In our opinion, Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited's ("the financial statements"):

- give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2014 and of its profit for the 55 week period then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice;
- and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006.

What we have audited

Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited's financial statements comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2014;
- the profit and loss account for the 55 week period then ended
- the accounting policies; and
- the notes to the financial statements, which include other explanatory information.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards (United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice).

In applying the financial reporting framework, the directors have made a number of subjective judgements, for example in respect of significant accounting estimates. In making such estimates, they have made assumptions and considered future events.

Opinion on other matter prescribed by the Companies Act 2006

In our opinion the information given in the directors' report for the financial period for which the financial statements are prepared is consistent with the financial statements.

Other matters on which we are required to report by exemption

Adequacy of accounting records and information and explanations received

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- we have not received all the information and explanations we require for our audit; or
- adequate accounting records have not been kept, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Directors' remuneration

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion, certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made. We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Entitlement to exemptions

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion, the directors were not entitled to: prepare financial statements in accordance with the small companies regime; and take advantage of the small companies exemption from preparing a strategic report. We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Our responsibilities and those of the directors

As explained more fully in the statement of directors' responsibilities set out on pages 3, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK & Ireland) ("ISAs (UK & Ireland)"). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

What an audit of financial statements involves

We conducted our audit in accordance with ISAs (UK and Ireland). An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of:

- whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed;
- the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and
- the overall presentation of the financial statements.

We primarily focus our work in these areas by assessing the directors' judgements against available evidence, forming our own judgements, and evaluating the disclosures in the financial statements.

We test and examine information, using sampling and other auditing techniques, to the extent we consider necessary to provide a reasonable basis for us to draw conclusions. We obtain audit evidence through testing the effectiveness of controls, substantive procedures or a combination of both.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the director's report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Duncan McNab (Senior Statutory Auditor)
for and on behalf of PricewaterhouseCoopers LLP
Chartered Accountants and Statutory Auditors
7 More London Riverside
London
SE1 2RT
20 April 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その承認謄本は本書提出
代理人が別途保管しております。